

第六十一回 参議院外務委員会會議録第三号

昭和四十四年三月十八日(火曜日)
午前十時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山本 利壽君
理事 佐藤 一郎君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
大和 与一君

委員

杉原 荒太君
高橋 衛君
廣瀬 久忠君
三木與吉郎君
加藤シヅエ君
西村 関一君
羽生 三七君
森 元治郎君

國務大臣

外務大臣

政府委員

外務大臣官房長 齋藤 鎮男君
外務省アジア局長 須之部量三君
外務省アメリカ局長 東郷 文彦君
外務省条約局長 佐藤 正二君

事務局側

常任委員会専門員

瓜生 復男君

説明員

外務省条約局外務参事官

高島 益郎君

本日の會議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際情勢等に関する調査(國際情勢に関する件)

○委員長(山本利壽君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

以上、二案件を便宜一括して議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。愛知外務大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、ベルギーとの間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約を締結するため、昭和四十一年五月以来ブラッセル及び東京において交渉を行ないました結果、昭和四十三年三月二十八日に東京において、わが方三木外務大臣とベルギー側ユッペル駐日大使との間でこの条約に署名を行なった次第であります。

この条約は本文二十九カ条及び附属議定書から成り、その規定は、OECDモデル条約案にできる限り従ったものであります。条約のおもな内容は次のとおりであります。事業利得につきましては、相手国にある支店等の恒久的施設に帰属する利得についてはのみ相手国において課税できるものとす。船舶または航空機による國際運輸からの利得につきましては、相互に全額免税としております。投資所得に対する源泉地国での課税につきましては、配当及び利子については一五%、使用料については一〇%をこえない税率で課税し得るものとしております。さらに、政府職員、短期滞在者、短期滞在の教授、学生等の受け取る報酬や手当等につきましては、原則として滞在地で免税としております。

月二十八日に東京において、わが方三木外務大臣とベルギー側ユッペル駐日大使との間でこの条約に署名を行なった次第であります。

この条約は本文二十九カ条及び附属議定書から成り、その規定は、OECDモデル条約案にできる限り従ったものであります。条約のおもな内容は次のとおりであります。事業利得につきましては、相手国にある支店等の恒久的施設に帰属する利得についてはのみ相手国において課税できるものとす。船舶または航空機による國際運輸からの利得につきましては、相互に全額免税としております。投資所得に対する源泉地国での課税につきましては、配当及び利子については一五%、使用料については一〇%をこえない税率で課税し得るものとしております。さらに、政府職員、短期滞在者、短期滞在の教授、学生等の受け取る報酬や手当等につきましては、原則として滞在地で免税としております。

この条約の締結によりまして、二重課税の回避の制度を通じ、両国間の経済、技術及び文化面での交流は一そう促進されるものと期待されます。よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

続きまして、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、アラブ連合共和国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、カイロ及び東京において交渉を行ないました結果、昭和四十三年九月三日にカイロにおいて、日本側在アラブ連合共和国安藤大使とアラブ連合共和国側シャバーン財務次官との間でこの条約の署名を行なった次第であります。

この条約は本文二十六カ条から成り、その規定は、OECDモデル条約案をできるだけ採用しておりますが、発展途上国としてのアラブ連合共和国の経済構造を考慮して投資所得について源泉地国の課税を相当広範囲に認めている点に特色があります。内容のおもなものは次のとおりであります。

すなわち、事業所得につきましては、相手国内にある支店等の恒久的施設に帰属する利得についてはのみ相手国において課税できるものとす。船舶または航空機による國際運輸からの利得につきましては、相互に全額免税としておりますが、これらの点は、OECDモデル及び先進国との最近の条約例と同様であります。

次に、投資所得のうち特許権等の使用料に対する源泉地国での課税につきましては、先進国との条約例と同様に税率は一五%をこえないものとしておりますが、利子及び配当につきましては、源泉地国での課税を相当大幅に認めております。すなわち、利子につきましては、源泉地国においてその国内法令に従って課税し得るものとし、配当につきましては、わが方が源泉地の場合には、一五%をこえない税率で課税できるものとしておりますが、アラブ連合が源泉地の場合には、ほぼ同国の現行国内法令による課税ができるものとしております。

さらに、短期滞在の教授、学生等が受け取る手当等につきましては、他の条約例と同様に、原則として滞在地で免税としております。

この条約の締結によりまして、二重課税の回避の制度を通じ、両国間の経済、技術及び文化面での交流は、安定的な基礎の上に発展するものと期待されます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認

認を求める次第であります。

以上二件につきまして、何とぞ御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、補足説明を聴取いたします。

高島条約局参事官。

○説明員(高島益郎君) 初めにベルギーとの租税条約につきまして簡単に御説明申し上げます。

ヨーロッパの国との租税条約は大体完成いたしました。今国会に後ほど御提出いたしますイタリアとの租税条約、ベルギーとの租税条約で大体完結いたします。これはすべてOECDの租税条約のモデルに従いまして締結されておりますので、ほとんど各国並みでございます。

なお、御参考までに日本とベルギーとの間の租税条約に関する経済交流の実態を若干御説明いたします。企業進出について申し上げますと、日本からベルギーへの企業進出、現地法人は九つ、それから支店が二つ、それから駐在員事務所十五ございまして。それから、ベルギーから日本への企業進出につきましては、現地法人が三あるだけでございます。

それから次に、船舶、航空機の交流でございますが、船舶につきましては、日本が年間七十回ベルギーに行っております。それだけでございます。航空機につきましては、サベナが北極回りで週二回往復するというのがございまして、それ以外には現在のところではございません。この船舶、航空機につきましては、所得について相互に租税を免除するという定めになっております。

それから、投資所得の関係で申し上げますと、日本からベルギーに対して払っております配当及び利子は年間約三十六、七万ドル、それからパテントその他の使用料が九十万ドルでございます。これに対しては、ベルギーのほうから日本に対して払っております配当及び利子はございません。それから、パテントその他の使用料につきましては、わずかに七、八千ドル程度のものがあるだけでございます。

以上が大体ベルギーと日本との租税条約の関係での経済交流の実態でございます。

次に、アラブ連合との租税条約でございますが、中近東につきましてはこれが最初の租税条約でございます。その点につきまして、非常にこれからの租税条約交渉の一つの出発点になるものがございます。

御参考までに日本とアラブ連合との間の租税条約関係の経済交流の実態を申し上げますと、日本からアラブ連合への企業進出は、支店一、駐在員事務所十四ございまして、アラブ連合から日本への企業進出は、支店が一あるだけでございます。船舶、航空機の往来について申し上げますと、船舶については、年間日本から百五回行っております。これに対しては、アラブ連合からは全然ございません。それから、航空機につきましては、日航が週二回アラブ連合にとまっております。投資所得の関係では、日本とアラブ連合との間に経済交流の実態はまだほとんどございません。大体このように関係でございます。日本とアラブ連合との租税条約につきましては、中近東諸国との租税条約の一つの出発点となるという意味で注目している次第であります。

○委員長(山本利壽君) 以上をもって説明は終了いたしました。

以上二案件に対する質疑は、後日に譲ることにいたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

愛知外務大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、在外公館に勤務する

外務公務員の給与制度を合理化するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の給与額を改めることとしたしております。

まず、従来の在勤俸及び加俸の性格を明確にするため、これらを一括して在勤手当に改めることとしたいたしました。

従来の在勤俸に相当するものとしては、今回の改正案において、在勤基本手当と住居手当の二種の手当を設けました。

一般的に申して、世界各地における物価は、毎年相当に上昇しており、わけでも、住宅費は他の物価に比し急激に騰貴する傾向にあります。したがって、従来の在勤俸を、衣食等の経費に充当するための在勤基本手当と住宅費に充当するための住居手当に分けることにより、一そう現状に即した給与額が支給されるよう制度を合理化したものであります。

また、従来の加俸については、配偶者加俸を配偶者手当に、館長代理加俸を館長代理手当に、兼勤加俸を兼勤手当にそれぞれ改めることとしたいたしました。

さらに、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条の規定により外国において研修を命ぜられた者に対しては、勉学を中心とするその生活の特殊性にかんがみ、一般在外職員に対して支給される諸手当にかわり、研修員手当を支給することとし、この面においても制度の合理化をはかることとしたいたしました。

次に、昭和四十一年の在勤俸の支給額の改定以来、世界各地の物価の上昇により、在外公館に勤務する外務公務員の生活条件に大きな変動が見られ、また、各任地間の給与額にも若干の不均衡が生じてまいりました。他方、最近の国際情勢にかんがみ、わが国の外交機能の拡充強化は急務となっており、在外職員をしてその職責遂行を遺憾なからしめるためにも、在外職員の給与の支給額を全体として改善することが是非とも必要となつてまいりました。次第であります。

以上のとおり、外交活動強化の一環として、在

在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化し、また給与額を改善するための法的措置といたしまして、この法律案を提出する次第であります。

何とぞ、本案につき慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(山本利壽君) 次に、補足説明を聴取いたします。

齋藤官房長。

○政府委員(齋藤鎮男君) 補足説明をさせていただきます。

この法律は、昭和二十七年に制定せられまして以来、今日まで過去二回、すなわち昭和三十一年及び四十一年の二回にわたって改正されてまいりました。今回が三度目の改正でございます。従来の改正は、いずれも単に給与額の改定にとどまりましたが、今回の改正にあたっては、前回の改正以後の各地における物価の上昇等にかんがみ、給与額の改定を行なうと同時に、制度自体の改善、合理化をはかったものであります。

まず、制度の点につきましては、従来の在勤俸及び加俸と称されてきたものをすべて手当に改め、在外職員に対して支給される諸手当を総称して在勤手当と呼ぶこととし、これにより在外職員の俸給以外の給与はすべて手当であることを明確にいたしました。また、兼勤加俸は兼勤手当と、館長代理加俸は館長代理手当と、また、配偶者加俸は配偶者手当とそれぞれ呼ぶこととしたいたしました。特殊語学手当については、従来の呼称に変更は加えませんでした。

また、従来の在勤俸に相当するものとしたしまして、今回、在勤基本手当と住居手当を設けました。在勤基本手当は衣食等の経費に充当するために支給され、住居手当は、実費補償をたてまゝとして住宅費に充当するために支給されるものであります。一般的に申しまして、世界各地における物価は、毎年上昇いたしておりますが、とりわけ住宅費は、他の一般諸物価の変動と遊離して、急激に騰貴する傾向を持つものであります。しかる

に、現在の制度におきましては、この点に關する配慮は特に払われておりません。よって今回、従来の在勤俸を住居費の部分とそれ以外の要素に分離して制度を合理化し、一そう現状に即した給与額の支給が行なわれるよう配慮した次第でございます。

さらに、外務公務員法第十五条の規定により外国において研修を命ぜられた者、これには上級、中級研修員及び語学研修員がござりますが、これにつきましては、その生活態様が一般在外職員と異なり、勉学を中心とした生活を送っていること、授業料について個人差が大きいこと、及び大学の寮あるいは下宿等に居住している者が多く、純粋な住宅のための経費のみ分離支給することは實際的でないこと等の理由に基づき、一般在外職員に対して支給される諸手当にかわり、研修員手当のみを支給することといたしました。研修員手当の運用につきましては、別途、外務省令で定めることとなっておりますが、生活及び研修の条件を考慮して、研修員の間に均衡のとれた給与を支給し得るよう、目下その具体案を検討中でございます。

以上が制度合理化の要旨でございますが、他方におきましては、前回の改正以来、世界各地における物価の上昇は著しいものがあります。国際通貨基金——IMF——の統計によれば、昭和四十一年の年平均を一〇〇とした場合、昭和四十三年六月現在、統計に掲載された七十五カ国の実質生計費指数、これは生計費指数を対米ドル為替相場変動指数で調整したものでございますが、その平均値は、八・二％上昇しており、また、この七十五カ国中わが在外公館、これは実館でございますが、これの所在国五十八カ国についての平均値は九・四％上昇しております。また、米国につきましては、昭和四十年以来昭和四十三年七月までに消費者物価指数は一〇・六％上昇しております。このような物価の上昇により、在外公館に勤務する職員の生活は相当に圧迫され、在外職員をしてその職責遂行を遺憾ならしめるためにも、その給与

の支給額を全体として改善する必要が生じてまいりました。よって今回、在外職員のための在勤手当を標準予算額の約九％、年度予算にしまして約四億五千万円増額することにした次第でございます。

次に、諸手当につきまして簡単に御説明いたします。

まず、大使の在勤基本手当につきましては、昭和二十七年にその額が定められて以来、昭和三十一年に端数調整程度の手直しが行なわれたのみで今日に至っております。今次改正に当たっても予算ワクの制約もあり、大使の在勤基本手当は原則として据え置くことといたしました。わが国と諸外国との関係の重要性の推移にかんがみ、格づけの調整をせむ必要とするポストに限り、格づけの調整に伴う額の改定をほどこしました。

総領事及び館長領事につきましては、在勤基本手当を新たに設定いたしました。その支給額は、月額一千ドルから一千三百五十ドルまでを五十ドル刻みで八段階に区分し、職務の重要性、物価及び近接公館との均衡を考慮して、それぞれの格づけを行なった次第であります。

一般在外職員の在勤基本手当の額の算出に当たっては、ワシントンを基準地にとり、各任地の生計費指数に従って地域差を定めました。特に勤務条件の困難な地域については特別の配慮を加えました。

住居手当につきましては、同様ワシントンを基準地として地域差を定めた次第でございます。なお、住居手当は、家具つきでない住宅の一カ月に要する家賃を基準とし、かつ、法律別表に掲げる額を限度とする実費補償方式をとることとしておりますが、その運用の細則につきましては、外務省令でこれを定めることとなっております。目下具体案につき鋭意検討を進めております。

終わりに、現行制度における在勤俸額と、これを在勤基本手当と住居手当に分離した後の支給額の総計とを比較してみますと、たとえばワシントン在勤、配偶者同伴の場合には、公使については

一四％、参事官については一二・一％、一等書記官については一〇・六％、二等書記官については一一・六％、三等書記官については一〇・九％、それぞれ増額となっております。また、いずれにいたしても、住宅費に充当し得る額が相当増加しているもので、改正案の実施により、従来の衣食等の経費の増大のしわ寄せが住宅にかかっていたような事態が漸次解消され、改善の方向へ向かうことが期待されるものであります。

以上がこの法律案についての補足説明でございますが、御審議の上、すみやかに採択いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(山本利壽君) 以上をもって説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大和与一君 今回は住宅について若干前進をするわけですが、それと比較してまざるとも劣らない問題は教育と医療の問題だと思ひます。私はいふんあつちに行きまして相当強いお話を聞いておりまして、それで、非常に概説的でないのです。教育と医療について現在どの程度のことを本省として、政府として考えておるかということを開きたい。

○政府委員(齋藤誠男君) ただいま大和委員の御質問にございましたように、制度の改正をいたす場合には、住居費の設定とあわせて子供教育、この二つの面における改正がぜひ必要であると考えておりました。また、外務審議会におきまして、その意見具申ないしは勧告はその必要性を強調しておりました。われわれといたしましては、これをぜひ実現するということで大蔵省側とも話を進めてまいつたのでございますが、いづれにしても、この住居費の設定というところが非常にむずかしいことでございまして、各在外公館とのいろいろ連絡によりまして、はたしてどのようなにやたら具体性が出るかということ、むしろそのほかに重点を置きましたために、今回はむしろ住居費の設定に力を注ぐということで、子

女教育手当につきましてはこの次の改正に譲るといふことにいたしました。ただし、学校につきましては、従来の先生方の御援助もございまして、在外の全日制の学校をふやす。具体的には日本の学校の先生を送るということ、それから、現地で雇う学校の先生に対して給与額を増額する、そういうこと、その他などにおいて本年度は満足したいというふうに考えた次第でございます。

○大和与一君 その場合には、希望して行つてくだる方はいいんですけれども、そうでなくて、逆に言うところ、現地ではどうしてもほしい。そうすると、政府として無理に行つてもらふ。しかし、行つてもらう以上は何とかしてやらなければならぬ。こういう点はどうかというふうになつておりますか。

○政府委員(齋藤誠男君) それは任地によつて違ふと思ひますが、低開発国につきましては、子女を東京に置いておく者が一般的に多いわけでありまして、これをぜひ連れて行くといひます場合には、御指摘のように、特別の手当をやらざるを得ないと思ひます。むしろ、一般の在勤俸そのものを増額をして、子弟を東京に置いておけない者は、教育のできるような国、たとえば欧米諸国に子供を教育のために出すというふうなことで御満足願うようにしておる次第でございます。

○大和与一君 逆に、非常に経費がかかりますから、日本の国内で外国に行く人の子女をできればやまとめて——これは学校差がいろいろあります、実力差があるから簡単にいかないけれども、そういう配慮。あるいは、やっぱり外国に長くおられて子女が日本語に弱いとか、いろいろな悪条件がありますね。そういうのは、ちよつとえらい言い方で変だけれども、学校と連絡をとりながらやはり少しはめんどう見てもらふ、こういうところまでの配慮をしてもらえるんですか。

○政府委員(齋藤誠男君) 残念ながらそこまで行つておりませんが、子女を東京に置いて行く者につきましては、寮に相当するものを外務省の費用でつくつて、教育までできませんが、日常の生活を監督するといふことはしております。

○大和与一君 病氣の手配ですね、これはどこまで行っているか。どこへ行っても、とにかくその話を聞いただけで、特に若い人なんか、給料がなくなるような感じがするんですが、それは、実際に病氣の病名によってとか、あるいは長いとかというところによって、めんどろを見ているんですか。自分の給料だけで、それは全部やむを得ぬということになるんですか。特に若い人が赤ん坊なんか入院させて、ほんとうに非鳴上げしているのをよく聞いていましたね。

○政府委員(齋藤鎮男君) その面につきましては、二つの点を申し上げられると思いますが、一つは、政府の共済組合というものがございまして、一定の額を補償するという制度もございまして、他の一つは、医療につきましては、外務省関係の医者を派遣しております。残念ながら、経費の関係で広くは派遣できませんが、現在はアフリカのナイジェリアと中近東のレバノンに医者を置いております。この医者を定期的に巡回させるとか、それから、日本から直接一年に二回医者を各国に回しております。

○大和与一君 モロッコのラバトで聞きましたんですが、たとえば、ベイルートにおれば、アラブ、シリア、それからアラビア半島、モロッコぐらいいまで定期的にお医者さんが回る、こういうことをきかんとやるということぐらいいのはやっておられるんですか。

○政府委員(齋藤鎮男君) これも経費の関係で、年に何回というふうにはきめておりません。今後御趣旨に沿うようにしたいと思っております。

○大和与一君 やっぱ病氣の問題が一番大きい問題だと思ふんです。直接的には、それで、たとえばロンドンで薬を買っても、とにかくたくさん経費がかかってくるにせよ、こういうわけですから、その辺を相当強くめんどろ見てやらぬと、ほんとうにそれだけで給料がなくなるというような感じを受けるんですが。

それで、次は物価の問題ですが、いわゆる世界じゅうで物価の下がったところがありますか。

さっき上がった話はいくつ聞いたけれども、
○政府委員(齋藤鎮男君) 詳細調査してみたいと思ひますけれども、われわれの知っている限り、ございせん。

○大和与一君 そうすると、特に世界的に変動の激しいところ、たとえば、私も三年前に行つて、マドリッドとカイロ、非常に低いというところを聞きました。そうすると、それだけ今度やっぱ手当の出し方、考え方が変わらなければいかぬわけですね。ほかと比べてそういう点の配慮はどの程度になっておるんですか。

○政府委員(齋藤鎮男君) これは、はなはだしいのはベトナムとブラジルでございまして、そういう地域差というものに特に今後は重点を置いたわけでございます。物価の上昇率が一番多いところという意味で、地域差、勤務条件の非常に悪いところ、気候条件とか生活環境が悪いところの地域差、これはほかのことではあるいは表現したほうがいいかもしれませんけれども、そういう地域差に重点を置いたという点が特色であるというふうに思ひます。

○大和与一君 やっぱ国際的な一つの物価の上下のものでございまして、それで出発しているのだから、スライディング・システムというか、そういうことはやっぱ考えられませんか。それはやっぱやうんとお金がかかりませんか。それはやっぱやうんとお金がかかりませんか。

○政府委員(齋藤鎮男君) この点につきましては、制度の改善でございまして、このたび考えたわけでございます。これは御承知のとおりに、法律によりまして、もしそういうことが起こった場合には、そういう措置をとってあとから国会に報告せよということになっておりますけれども、これはそういう事態を待てる場合はいいけれども、待てない場合には、何とかしてスライディング・システムみたいなものをつくりたいというふうに考えたのでありますけれども、この点は、大蔵省のたまえとしましては、予算の仕事を外務省に譲り渡すということになるので、その点、制度上問題がありますと同様に、もう一つ問題は、その

システムそのものが非常に困難でございまして、非常に簡単なやり方ならば、そういう場合には一号上のクラシフィケーションに当てはめるといふようなこともできるのでございまして、これもやはりたたいま申し上げました制度上の問題で非常に困難なことで、このたびはそれをあきらめた次第でございまして。

○大和与一君 やはり場所によつて、大使の場合も一館員の場合も影響を受けるのは同じですか。そうしますと、ほんとうにその国の政治経済情勢の大きな変動があつた場合にどうにもならぬ。そうすると、日本から金をもらつて穴埋めするか、借金をするか、とにかくどうにもならぬ。こういうふうな実態は相当あるんじゃないですか。その場合に一体政府はどういうことをしているんですか。

○政府委員(齋藤鎮男君) その場合、一番多いケースは、いままでの例では住居、住宅があつたわけでございます。政治制度の変更によつて大きく変動したというものは、住宅以外のものにつきましては従来例がございせんけれども、住宅につきましては、御承知のように、ベトナムで戦争が起りましたために住宅費が約三倍に上がつております。こういう場合にはやむを得ませんので、手当以外の面であつたやむを得ませんので、をしております。たとえば奥さんが帰つたためにおらないという場合にも、妻加俸についてある程度めんどろを見たいというふうな、この辺は法律の許可範囲内において考えたいというふうなことをしてまいりました。これでは不十分であるというふうに考えております。

○大和与一君 たとえば住まいの場合に、家具がついていてるところとついていないところがありまふね。それだけでもだいぶ違いますね。これがついていないところへ入つて家具を買う。今度は転勤すると、それは二束三文だ。こういう場合に政府は少しはめんどろを見ませんか。

○政府委員(齋藤鎮男君) この場合、政府がめんどろを見るわけにいきませんので、各公館ごとに家具委員会というものをつくりまして、不使用になつた家具をその委員会に預ける。その委員会から今度家具を買う。そういう制度をとつていふところがかなりございまして。外務省としてこうしろという訓令のようなものは出しておりません。

○大和与一君 この特殊語学の研修生ですが、これはどれくらいアップするんですか。大体でいいですよ。

○政府委員(齋藤鎮男君) 研修につきましては、いわゆる上級、中級の研修生、それから語学そのものために研修する語学研修生の三種類ございまして、そのほか特殊語学を勉強する者には手当を出しております。この第二のいわゆる特殊語学の手当は今度は増額してございせん。前者の上級、中級、それからいわゆる語学研修生につきましては、これは授業料の実費補償をしてございまして、個人差はございまして、大体平均して五%上昇しているように考えます。

○大和与一君 そうすると、たとえばカイロでアラビア語を専門にやつていて若い人がおつていろいろ話を聞いたんですが、アラビア語を勉強したいものだから、直接アラビアの女と交際したい。あすこは戒律がやましいからなかなか接近ができないが、そういうデートの費用までは出ないということですか。

○政府委員(齋藤鎮男君) お答えになるかどうかわかりませんが、まあ、実費補償という制度をとりましたので、その実費の中へ入るということならば出るわけでございます。従来はどんぶり勘定でいろいろとまとめておりましたから、実際にかかる経費になりますと出せませんでしたけれども、もし勉強のための実費が必要だということならば、出せるわけでございます。

○大和与一君 もう一つ。現地採用の人からずいぶん苦情を聞いてきたんですよ。あつちこつちで、去年も南米、北米まで行つてきて。これはもうちよつとめんどろを見てやらぬと、大体生活がほんとうに自立しておるかどうか疑問だと思ふんです。相当長い間その土地におつて親がみんなお

るから、だから、まあ小づかいかせぎだと、こういう程度のことを政府は考えてやっておるのなら、それは間違いだと思ひます。そこら辺のようになつてゐるか。

○政府委員(齋藤鑛男君) 現地備員につきましてはいろいろの種類がございまして、非常に程度の高いクラークから掃除人あるいは庭師に至るまで、これはみんな現地備員というところで十ばかりにしておりますが、そのどの職種につきましても各公館において不足をしておりますので、毎年予算要求としては最重点を置いておりまして、今年度も約二〇%増額してございまして。ただ、非常に各地とも物価の上昇によつて現地備員が逃げていく可能性がございまして、その程度の増額はなかなか押え切れないうのが現状でございまして。

○大和与一君 これはよほど注意せぬと、別に腹中の敵とまではいかぬけれども、案外その人たちはほんとうのことを言いましたよ。それは、在外公館なんかいろいろのいいこと悪いこと、たくさん言つていた。だから、これはやっぱり少なうとも自活できる程度のめんどりはそれぞれの職種によつてやつてやらぬと、それをたてまえにして、最低はこうだと、あとはできるだけやると、こういうふうにせぬと、これは政府の態度がよくないと、こういう感じをやや強く受けましたから、それだけ申し上げて、終わります。

○加藤シヅエ君 このいただきますリストを拝見いたしますと、ワシントンを基準にしてということでございまして、ソビエト・ロシアとか、チェコスロバキア、こういうような共産圏では、非常に金額が多いわけにございまして。これはいろいろの必要があつてのことと思ひますけれども、こんなたくさん出す必要がどういふふうにかつてくるのか、その辺をちよつと説明していただきますのでございまして。

○政府委員(齋藤鑛男君) 御質疑は共産圏についてでございますか。

○加藤シヅエ君 はい。ソ連とかユーゴスラビア

とかポーランドなんかは金額が非常に多いのでございまして。これはどうしてこんなに多くしなうかならないか。その生活状態がどういふふうになつてゐるか。

○政府委員(齋藤鑛男君) 共産圏につきましては、先ほどちよつとお話し申し上げましたように、まあ、地域差を考へる場合に、特殊勤務条件というものが、低開発国と同じように、他の欧米諸国と違ふという点を考慮に入れたわけにございまして。たとへば、最近では物資もよく出回つてきたようでもございすけれども、一時は非常に物資が足りないとか、あるいは外国に旅行するのに非常にむずかしいとか、まあ、この点は病氣になつた場合に共産圏から外へ出るとか、いろいろございまして、いわゆる衣食住に必要な経費というものが他の諸国よりも多いという判断をしたわけにございまして。

○加藤シヅエ君 食糧なんかは、その住居してゐるところで得られなくてよから取り寄せなくてはならないような状態なんにございすか。

○政府委員(齋藤鑛男君) まあ、外交官として品位を保つために必要ないろいろな諸物資の購入の場合に、いわゆる食といふ点ではさういふ必要があるいはないかとも思ひますけれども、衣その他、要するに、西欧諸国の人々と付き合ふというために、まあ、ほかの諸国に駐在しておる方よりもよけいに経費を要するといふように判断をしたわけにございまして。

○加藤シヅエ君 この議題から少し派生をした問題かと思ひますけれども、在外公館、ことに大使館、公使館、総領事館等を回つておりまして、いま使つてゐるその家を買へばいいんに経済的なものであるにもかかわらず、それを買うことができないために非常に高い家賃を払つてゐる。それでさらに家賃の値上げも考えられる。そういふときに、なぜ大蔵省をもう少し説得して安いうちに買い取るということの努力がなされないのか、ございすか。その間の事情を伺いたいと思ひます。

○政府委員(齋藤鑛男君) 加藤先生の御指摘の点、まさにわれわれの考へておる点でございまして、これはもう先生方の御協力によりまして最近ではかなり国有化の措置が進んでおります。ただ、その国有化する場合に優先順位をつけまして、低開発国等において家が全くないといふところにどうしても優先順位を高くせざるを得ないのでございまして。現在国有化している対象は、主として低開発国でございまして。その場合も、すでに建ておる家を買う場合と、新しく日本の建設技術で建てる場合、両方ございまして、外務省といふたしましては、その地域の特殊性によりまして、この二つの措置をあわせて進めております。

○加藤シヅエ君 齋藤官房長はインドネシアの大使として御在勤になつておられて、その大使館の問題が当時いろいろ新聞に報道されておりましたが、それはどういふいきさつでございすか。現在ではどうなつておりますか。私も外から見ますと、ああいうところに大使館があるといふのはあまり適當でないように思ひますけれども、これはどういふことになつてゐるのか、説明していただきますかと思ひます。

○政府委員(齋藤鑛男君) これは私駐在しておりました以前からの問題でございまして、官房長としてお答え申し上げますが、御承知のように、インドネシアの経済発展といふものがおくれれておりましたために、商社等の事務所を使用する家屋そのものが絶対数が少いわけにございまして。そこで、普通の住宅の二階を借りたり、あるいは小さな家を数社で借りてゐるというふうなことで、商業活動にも差しつかえるといふことで、事務所の建設を非常に希望しておつたわけにございまして。ところが、新しく建設をするといふことは、あそこでは許可その他が非常にむずかしいので、まあ、非常に苦慮しておつたのでございまして、たまたま大使館の建設の話が起つた際に、あの現在大使館の敷地といふのは、あそこでは一番大きな通りに面しておられて、相当りつぱなものをつくりたいといふことで、大使館として必要な

もの以上に、将来大使館の人員の増大といふことを見込んで、かなり大きなものを建てたわけにございまして。国有財産でございまして、もしそこにあつてゐる部屋があつたらば、これは一定の費用を取つて貸してもいいといふことがございまして、その住宅事情の、事務所事情の悪い間だけこれを貸さうといふことで、大使館の一部を貸すことにしたわけにございまして。ただ、この問題につきましては、大使館の外交特権等の問題もございまして、あるいは機密保持の事情もございまして、いわゆる大使館と商社の使へべき区域、これを峻別したわけにございまして。土地を分けたのはございせん。ある階数——一階、二階は大使館、それ以上は商社といふことにいたしました。エレベーターも入口も全然別にしたわけにございまして。この家賃が当時非常に安かつたのでありますが、これも国会で御指摘を受けたので、最近これを上げた事情があります。将来さういふ事務所事情といふものが好転した場合には大使館から出ていただくといふ、最初の契約の際に、お話がついてゐるのでございまして。

○加藤シヅエ君 そりすると、あれは全部国有財産で、それで商社に貸してゐる、その家賃は大使館の収入でなくて国家の収入として受け入れていらっしゃるのですか。

○政府委員(齋藤鑛男君) そりてございまして。

○加藤シヅエ君 土地とかいろいろの事情からさういふことも将来とも起るかも知れませんが、現に大きなビルディングの中にあつたら入り込んでいって、そこに総領事館なんかがあつたりする場合は珍しくないと思ひますけれども、何かちよつと国が建てたところを商社に貸してゐるというふうなのが少し納得できないような形じやないかと思ひます。それじゃ、将来はだんだんに全部大使館の所有のものにかえていく方向になつてゐるんでございすか。

○政府委員(齋藤鑛男君) 仰せのとおりでござい

ます。

○加藤シヅエ君 これも少し派生的なことになるんでございませうが、私も外国へ参りますとき在外公館でいろいろとお世話になるわけにございませう。これは外交旅券や公用旅券で旅行する場合にはいろいろあつて、せんでしたかなければならぬ。これは当然のことかと思ひますけれども、まあいろいろのところへ参りまして事情を伺いますと、あまりにも旅行者が多くて、そして私的な旅行者に対してもやはり間接的に偉い方から頼まれたりなんかして在外公館の方が出迎えたり、いろいろとあつて、せんでしたということ、非常にたくさんの方と人員をそういうところで、なかなかきかないというところが実情じゃないかと思ひます。しかし、外国へ旅行している限り、その方に対してなるべくたくさんの方の便宜をはかつて有効な視察をなさることは好ましいことだと思ひますけれども、これはその在外公館の人員の構成の中にどういふようなたてまでそういうふうな、そういうところに使われる人を取っておくのか、それから費用をどのくらい取っておくのか、ことに、そういうことにはつきり使われるような若い方はあまり喜ばないと思ひます。それで、そういう人の使ひ方というものは、やはり外交官として志望している人に対しては、それは旅行あつて、せん、業みたいになつてしまつてあまりおもしろいことではない。それで私は、いつもそういうときにお世話になりながら、いろいろとあつて、せん、業みたいになつてしまつてあまりおもしろいことではない。それで私は、いつもそういうときにお世話になりながら、いろいろとあつて、せん、業みたいになつてしまつてあまりおもしろいことではない。

○政府委員(齋藤義男君) 御同情いただきましてたいへんうれしい次第でございませうが、まあ、お世話するにもいろいろございまして、たとえば飛行場の送迎あるいは通関というふうな非常に庶務的な仕事から、いろいろ経済事情の調査のよう

な、調査上の仕事もございませう。したがうして、だれか専任をつくるというわけにもいきませう。たとえばローマのように観光を主としたお客さんの場合にはそこに一人人を置いておられますけれども、そのほかの公館では大抵公館員が交代でやつてゐるというのが現状でございませう。また、いま申し上げましたように、調査のようないふことは、それ専門の人がおられますので、むしろこの点に御協力申し上げるのが新しい在外公館のあり方ではないかというふうな考え方もしておりますので、将来ともいふの形でやるよりやむを得ないのではないかとこの考え方をしております。

○加藤シヅエ君 特別、特殊の問題について視察をしたいという場合には、在外公館のそれぞれの専門の方が協力なさるのには当然だと思ひますけれども、多くの場合は、観光あるいはショッピング、そういうふうなときに公務員を使うということは私はちよつとおかしいんじゃないかと思ひます。むしろ交通公社のようないふところと特別契約をして、そういうお客さまはそちらへ回すというふうなことはできないものでございませうか。(大臣、大臣と呼ぶ者あり)

○政府委員(齋藤義男君) おそらく大臣も同じお考えと思ひますが、よく研究して、そういうことができればあるいは考えてみたいと思ひます。

○国務大臣(要知揆一君) 私からもお答えをいたしたいと思ひますが、実は、ごく最近の経験でございませうが、先週ラオス大使会議をやつたわけにございませうけれども、そのときも、一番先任の大使から、自分をはじめとしてまあ全大使館員が、いま加藤委員から御指摘になつたようなことで全く忙殺されてかなわぬという悲鳴を上げたような報告がございました。私も実情を知つておりますだけに、非常に同情いたしたわけにございませう。いま官房長から御説明申し上げましたが、たいへんそういう点御同情いただきまして十分今後考へたいと同時に、私といたしましても十分今後考へていかなければならぬ。ちよつと、私も思ひつ

きみたいではあつたんですけれども、やはりいま御指摘がありましたような旅行者だとか、あるいはそのほかにもいろいろ会社、団体がございませうが、そういうところは、何か現地大使館を活用して、そういうところの人の援助協力を求めるのも一つの方法ではなからうかというのを申したので、すけれども、やはり旅行者の方から言へば、遠いところに来ればちよつと大使館のお世話になつていふことが非常に信頼性もあるし、これにもなる。こういう環境でありますことは、これまた私認めざるを得ないわけにございませう。その辺のところをいろいろひとつづつをこらしてみたいと思ひつております。

○大和与一君 ちよつと関連。この問題、私も前から何べんか言つてゐることなんです。それと、相手を買得る前に国会議員も反省せねばいかぬですが、たとへばパリに行つて、あしたはノートルダムというダムを見たという、こういうのもおられます。これはちよつとお粗末なんですけれども、今度は逆に、たとえばある議員が在外公館の人に非常に態度が悪い。それが今度はその次の国に行つたら、何かあつたんですかと、ちゃんとマークされてゐる、甲乙丙みたい。こういうのもちよつと困る。私はちよつと歓迎、ショッピング、これははつきり交通公社なら交通公社にやらせる。これはきちんとしていい。何も国会議員なんかこわがらなくてもいいのだから、その辺きちんとやる。やるとすれば費用がどれくらいかかるか、これはぜひ大臣としてそういう心づもりで検討してもらいたいと思ひます。前向きでぜひこれはやつたほうがいい。これはほんとうにつまらないことで、むだですよ。その点もう一回大臣にひとつ明快な態度を表明していただきたい。

○国務大臣(要知揆一君) これは前向きに積極的にくふうをこらして御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○加藤シヅエ君 この在外公館の公務員の給与の中に、配偶者を伴う場合の手当というものがちゃんと見込まれてゐるわけにございませう。配偶者と申

しましても、外交官の配偶者というものが公費によつて外国に行つてゐるという場合には、単なる妻といふこと以外に、何かそこに期待されてゐるのではないかと、いふふに私は考えるわけにございませうが、これは当局としてはどういふふうにか考へていらつしやるか、それも伺ひたいわけにございませう。

○政府委員(齋藤義男君) これはいふゆる在外公館の勤務とは違つたわけにございませうけれども、御承知のように、在外公務員の仕事の中には、いふゆる大使館事務所でやつてゐる仕事以外のものがたくさんございまして、その大部分は社交活動でございませうが、あるいは社交活動を通じて情報を収集するといふこともございませう。あるいは仕事をすることといふこともございませう。そういう事務所の外の仕事につきましても、いふゆる妻、配偶者の協力といふことで、まあ外交官の職務といふものは、これは何時から何時までという期限を切つておりません。大使館事務所以外の仕事も外交官の仕事であるといふふうにか考へておりますので、いふゆる大使館事務所外における妻の協力といふものは、いふゆる外交官の妻としての仕事であるといふふうにか考へております。

○加藤シヅエ君 それでは、配偶者が外国に参ります場合には、やはり語学とかその国の事情とか、何か外交官の妻、配偶者としての活動といふようなことに資するところが期待されてゐるわけだと思ひますが、それに対する研修というふうなものとはどういふふうになつていらつしやるか。

○政府委員(齋藤義男君) これは研修所において妻の研修もやつております。ただ、いろいろ個人差——個人差といひますか、個人の事情がございませうので強制はできませんが、事実上はほとんど全部が参加をしております。

○西村関一君 いままでいろいろ質問がございましたのでほとんど尽きておるかと思ひますが、一つだけお尋ねをいたしておきたいと思ひます。それは在外公館員の手当、給料、そのほか必要

いますことは、その日程をきめる話し合いの場合におきましても、沖縄問題を取り上げてそうして協議に臨むというところについては、向こうも心がまえを十分に持つてこの交渉に当たるといふことははっきりしておる、これは言えると思いますが、中身につきましても、いま申し上げましたとおりでございます。

それから同時に、先般来、アメリカの各派の上院や下院の議員の人たちが日本に來られ、これは各政党との間にもいろいろ自由な意見の交換が行なわれたわけでありましたが、また、京都会議というふうなものにも相当の人たちがアメリカ側から日本に開陳しておいた意見もございしますが、アメリカへ戻ってからどういふふうな考え方であらうかというふうな点については、こちらとしては、政府直接ではないにしても、いわば情報と申しますか、あるいは向こうの世論と申しましても、か、そういうことを掌握する一つの有力な手段でございしますから、そういう人たちがどういふふうな考え方をしておるかということを取材することにとつておられます。それらを総合いたしますと、返還という点については、日本の願望というものがよく理解できて、これは早く取り上げる——テーク・アップしなければならぬ、これはコンセンサスができていようでありますが、しかし、それ以上のことにはなりません、その人々によりまして、いふん意見が違つておるようでございますから、これらのどういふところが主導的な考え方になっておるかというところは、なかなかこれは見通しが困難なように存ぜられるわけでありま

す。そういうことで、私といたしまして、ここ一月なり二月なりの間に、先ほど申しましたように、取り上げ方、アプローチのしかたを含めまして真剣に腹がまえをつくりたい、かように考えておる状況でございます。

○森元治郎君 大臣、佐藤さんとジョンソンの共同コミニケには、種々二人が討議の結果、沖縄を返還する方針のもとに沖縄の地位に関して共同

してかつ継続的に検討することを同意したと、わざわざ大きく書いておる。このコミニケが出てからもう一年と七、八カ月になりますね。コミニケにこれほど大きく「共同して継続してやるのだ」というたいなことが、あなたのお話では、六月に下交渉のスタートとして行くのだと、これは日本政府の怠慢じゃないか。返してくれと強調した佐藤さんの方針からいけば、すみやかに向こうに接触をして、先ほどお話しがあった接触のしかたとか取り上げ方について、もうすでに細々ながら公式、非公式に何回か話があつてしかるべきだと思ふのですが、このコミニケで実施してないことがはつきり受け取れるのですが、いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) それは、そういうふうな御理解なさるのも私、ごもっともだと思われるのです。ただ、この前の国会のときに御説明したと思ひますけれども、あそここのコミニケにありまして、そういう方向で相談をしようという趣旨が出ておるものを基礎にいたしまして、私の前の三木外相の時も、正式というか公式といひますが、一回会議があつたことも事実です。それから、ジョンソン駐日大使が在任中は、私もしばしば接触をいたしておりました。しかし、そういうところからまずどういふふうに取り上げていくか、それから、どういふ点が問題になろうか、これは考えてみますと、一番最初に大筋の考え方がまとまるといふことがまず第一に絶対的に必要なことなるとありまして、技術的な面などを考へてみれば、いま国会で論議の焦点になつてゐることも含めまして、そのほかいろいろたくさんいろいろの事項がございします。そういう問題点を双方がそれぞれ整理をしつとあるというふうなことも、やはりその方向に向かつての動きが出てゐるというところに御理解願ふと思ふのでございします。

それからも一つは、アメリカ側としての——これは何へんも政府側として申し上げてゐるわけですが、ニクソン氏が大統領になり、ニクソン大統領も、本件については佐藤・ジョンソン会談の

共同コミニケをそのまま実行するんだとはつきり言つておるわけでございますけれども、何しろ政権が、政界も違つて新たにできました今日となりますと、先方のいろいろの人事の配置も変わつてきておりますし、やはり、ですから新政権が落ちついたところで交渉を本格的にやるといふのが、これは自然の姿じゃないかと思ふのでありまして、多少おくれしているようにごらんになるかもしれませんが、当方の都合をいたしまして、国会といふものが現にこうして活発に動いておるわけでございます、私としても、国会が終了したその直後から本格的な下交渉といふことで、アメリカ側の都合も幸いに合致いたしましたから、それをいま申しましたように本格的な下交渉の姿にしたい、こういうわけでございします。そして、あと大体半年足らずでございますけれども、問題が深刻な問題でありますだけに、その間できるだけ接触を続けまして、十一月末に持つていきたい、こういう考え方でございします。

○森元治郎君 大臣がおっしゃしくお答えになる、たいへんもつともらしく聞かれますが、これだけ両国政府が共同して言つてゐるんだから、三木さんや愛知大臣がジョンソン大使にお会いしたような偶然の会合のようなものではなくて、コミニケの文面から見ると、同じテーブルにすわつて、向こうとこっちになつて、紙を持つて、どうしよう、どうしようといふのが共同だろ

うと思ふ。そして次回は何日にして、議題をどういふふうにして、あるいは進め方という、これはうたつてあるんで、ニクソンが大統領になつてからまだ日も浅いとおっしゃいます、総理が一年まる一年があるんですね。ですから、こういう大きな問題、こつちから申し入れておいて、しかも共同して継続して協議しようというならば、さしめ下の段階で、事務当局の段階で、一月あたりから、じゃ、どうしようかといふことが継続して協議で話し合いが行なわれてしかるべきだと思ふ。私は強く強調したと、総理が返せ返せと強調

しておきながら、しかもうまく共同して継続して相談しようというのに、やらなかったというの

は、これはたいへんな怠慢だと思ふのですが、お感じになりませんか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げましたように、そういうふうにおとりになりますことも、ごもっともな点があると思ひますけれども、しかし、何と申しますか、接触は……。

○森元治郎君 そのとおりと言へばいいんです。○国務大臣(愛知揆一君) まあそのとおりと言へないところもありますので御説明をいたしておるわけなんです、臨時それはもちろん接触はしておりますけれども、両三年中にめどをつける、そのところの成果をあげます一つのタイミングといふものがございします。ちょうど今年の後半期が、一番その熱すときである。そしてそこで十一月末ごろにいわゆるトップ会議で成果をあげることができれば、この共同コミニケといふものがそのまま生きる、そのとおりのことになる、これを目標にいたしてゐるわけでございします。

○森元治郎君 私は怠慢だと思ふが、そういうことにして、十一月に総理が行くという日取りは、いつどういふ機関で話し合いをしてきめたのですか、何日間でうたといふ。

○国務大臣(愛知揆一君) これはかつて予算委員会でも総理からもお答えをいたしておると思ひますが、これは返還交渉に当たるワン・セットの日程でございます。それで当方としては、国会が済んだならば、その直後に、まず、何といひましようか、さつき申しましたような私とロジャース長官との間で会談を持ちたい。それから幸いにとしは東京での番になつておりますが、アメリカの主

当時のジョンソン駐日大使の間で、まず日本側が申し入れをいたしまして、同時にワシントンで下田大使からもアメリカ政府のほうに申し入れをいたしました。そしてその結果、アメリカ側が完全な賛意を表されて、まず、それでは私とロジャー・スとの間の会談の日程をきめましょう、六月の二日から三日ごろはどうでしょうかということでありましたから、これはこちらの、国会終了後直ちにということの希望に合致するわけですから、これは外交辞令でもありませんけれども、私の訪米を歓迎いたします、これでまず一つの日程はフィックスいたしました。これは日米間の合意であります。

それから、その次の問題の日米閣僚会議を東京でやることについては、これまた完全に合意でございます。ただその日取りについてはまだきまっておられません。大体夏ということになりますから、そのときに、ワン・セットの日取りの交渉なんです、十一月ごろ総理が来られると、これまた歓迎であるということでございますから、十一月ごろというところになっております、こちらとしては十一月の末ごろが望ましいということですが、そのときの話に出ておりますが、これまた日時は確定いたしております。こういうわけで、一連のワン・セットとしての日程については、一つは完全に日取りまできまりましたし、あとは、おおよそそのところではございますが、原則的な合意ができています。その中には、たとえば十一月の末ごろということも、大体の原則的な合意ができておる、こういうふうに御理解いただいてけっこうと考えております。

○森元治郎君 内容に触れて総括的に交渉の話をしていましておるのですが、佐藤さんが十一月に話し合われた結果というのは、何年に返還するということとをきめるわけですね。何年に返還するか、その態様はこう、日取りはもうこれできまる、あるいは交渉によつて、あなたの渡米後における両方の閣僚会議、佐藤さんの訪米でも、何しろ大問題ですから、十一月できまらないというこ

とがあり得ますか。絶対にここで日がきまるのだという確信を持って申されますか。

○国務大臣(愛知揆一君) それは、率直に申し上げます、わがほうとしてはきめたいという不動の姿勢で交渉に当たりたい。まあそれは相手方のあることで、交渉事でございますから、それこそ仮定の問題としてあり得るか、絶対にどうかとおっしゃれば、それはそういうことも仮定の問題としてはあり得るかもしれませんが、こちらとしては不動の姿勢でいきたい。それからこの案件は重大なものでありますだけに、やっぱり交渉の日程をきめたいということも、私は相当重大なことでないかと思っておりますが、いまる申し述べましたような次第でございますから、向こうもそのときに何とか結論を出したいという気持ちではなからうかと、私は推測いたしております。

○森元治郎君 ここで返還のめどをつけるということは、もう一年八カ月、それからあと六カ月引き続いているわけですね。そして不動の信念だと、これでまとめるんだと。しかし、いまのところ私も、アメリカがどう出るかということを確認としてつかみ得ないんですが、その国民に対する長年にわたる公約が、話不調に終わって、後日に引き延ばされるようなことがあったんでは、これは大きな政治的責任だと思ふんです。これは当然内閣総辞職にも発展し得る内容を持ったものだと思ふんですが、そのくらいに私は重大に考えるんですが、担当大臣はどんなふうにお考えになりますか。

○国務大臣(愛知揆一君) まあ私も冷静に冷静に事に当たりたいと思ひますけれども、気持ちから言へば、それで自分で悲壮がつたりセンチメンタルになつてはいけなないと思ひますけれども、これはいまおっしゃるような、非常に現内閣としては、ほんとにこれにかけていくという気持ちでおりますことは、かねがねの総理大臣の言動によつても御理解いただけるかと思ひます。まあ何と言

いますか、そういう意味では、私も担当者として悲壮な気持ちだと申し上げればいいのかもしれないけれども、そういう感情的なことではなくて、冷静に、しかし十二分に知慮才覚を働かし、そして国民世論にこたえるということでも事に当たらなければならぬまいと、そういう意味では非常な決心をいたしておるつもりでございます。

○森元治郎君 要するに内閣の命をかけて交渉に臨むんだということですね、簡単に言へば。

○国務大臣(愛知揆一君) まあ私は総理大臣ではございませぬから、内閣をかけてとまで言へば、言うてもこれはおかしい話だと思ひますが、私としては、私の立場におきまして、いま申しましたような気持ちでやつていきたいと思ひます。

○森元治郎君 内閣は共同体だからね、担当大臣が逃げていちゃだめなんです、これは。ところで総理は、一つだけ大きい声することばは早期実現、これだけはもう大きい声するんですね。そこで、早期、長期ということですが、早期とはどういうことを言うんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これはできるだけ早くという意味でございます。それから、やはり交渉事ですから、国民の世論を踏まえてということになつて、これは何年何月に返すか返さぬかと、イエスかノーかというだけの問題じゃなくて、関連する、それこそ基地の問題という非常に重要な問題もございまして、またそれ以外にですね、これは小笠原返還、まあ無事に成功したと思ひますけれども、あのときでも事務的、技術的な問題はすいぶんあったようでございます。そのとき私担当者じゃないので、詳細なことは必要に応じて政府委員からも御説明させたほうがいいかと思ひますが、そういう点などをいろいろ考えますと、それとの相關関係ということもあり得るんじゃないかならうかと思ひますから、なるべくすみやかにという意味であつて、千九百七十年年ということをやいま申し上げることはできない、そういう性格の問題じゃないか、なるべくすみやかにということに事に当たりたいと思ひます。

○森元治郎君 なるべく早く、基地との関係もある、相手があることだから。そうすると、早期が長期になるかもしれない、それが伺いたい一点。

第二点は、このごろの新聞、アメリカ人、日本人、その他いろんな研究者、政治家、権威筋から七二年という数字が出てくるんですね。一九七二年、もう一般の国民は人がいいから、佐藤さんほどずるくないから、七二年という、三年かとか二年かとか考えやすい。この七二年という年はどうですか。

それから短期というのは、十年も短期といえは短期になる。悠久の自然から見れば、千年や二千年から見れば短期だ。一体どのくらいを短期とおっしゃるのか、伺いたい。

○国務大臣(愛知揆一君) いまもちょうどおことばがございまして、それなら長期になるのかと言われても、十年という単位で考える長期というよりなことは、本件についてはあり得ないと思ひますから、なるべくすみやかに。それから七二年という数字が出ましたのは、私の理解するところでは、この間、基地研の方々が非常な御熱心な御勉強の結果、一つの報告書が出ました、その中に七二年とか、あるいはその三月とかというところが出たのが初めて出たのではないかとと思ひますが、これは基地研の考え方も、あのほかの部分も含めて、貴重なわれわれの資料ではございますけれども、あれは政府の意を体して書かれたものでは全然ございませぬ、あの方々が自主的に討議の結果をおまとめになったものでございまして、参考にはいたしますが、あれは政府の意見ではないということをお願いしておかなければならぬと思ひます。

○森元治郎君 めどをつけるのも両三年ですから。総理のめどをつけるのも、だから、めどをつけるのは二、三年でするらしい、これは。だとすれば、七二年というのは常識的だと思ふんですが、この辺でなければ、なるべくすみやかにということにはならないんじゃないでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) それは、先ほども申し

上げたような性格の問題ですから、私といたしましては、七二年なら早期であつて、七十何年なら中期であつてということではなくて、なるべくすみやかにということ、現在の私としては考えております。

○森元治郎君 まことにあやふやで、やつぱり交渉事というのは、筋がないときまらないんです。ね、全然くなくしていたんではないか。やはり二本なり三本なりの筋というものはあるんです。ね。これが一つもこの内閣にはない。国民の意見を聞くなんて、どこを取り上げたのか、さっぱりわからない。そこで、おそいなら本土並みということ、総理も過去においてよく言われたが、おそれれば——おそいのはどのくらいおそいのか知りませんが、かりに十年おそれれば、諸君の言う本土並みで返ってくるんだというところであれば、そんなことはどこから考えたのか。アメリカ側の権威筋、官辺筋の非公式、公式の場での片言隻句からそういう確信を得たのか、出どころを伺いたいです。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほどもお答えいたしましたように、官辺筋からは、これはもうそれこそ、白紙が伝染したのかもしれないけれども、私のほうの政府としても白紙でございます。ただいまのところは、こういうことをよく言っているくらいでございます。そういうところから流れてくるところの観測を基礎にして考えるというのではなくて、ただいまのところはいかにあるべきかということ、こちらとして腹案を固めていこうと、こういう態度でございます。

それから、この点はもう再々、私のみならず、ほかの政府側からも申されておりますように、一番最初に、この国会の始まりました冒頭ごろに、早期返還ならば本土並みはむずかしいと、あるいは長期ならば本土並みということも考えられるかもしれないというふうな、多くの意見の中で、大別すればこうであるというふうなことをあの当時総理が答弁しているわけで、これは決して二者択一というふうなものではないと思います。そのほかに

も考え方はいろいろございまして言うただけのことではございまして、政府の意図というものもは当時におきましては明らかにしているわけではございませんことは、よく御承知のとおりだと思います。

○森元治郎君 このアメリカ側のほうから来る人、向こうの新聞、社説、政治家、議会、いろいろなところから流れてくる一つの大きなお力は、日本がさっぱりアメリカの希望するような協力をしていない、ただおんぶして経済繁栄だけやっていると、その上大事な、ヴァイタルな沖縄の基地まで本土並みに返せと言ふなら、引き揚げてしまえといったような、孤立主義的といふかもしれません。またああいふに立ち返るかもしれない。一つにはおどしもあるだろうし、一つにはせつかな結論もあるだろうが、今後何かあつても、アメリカが日本を防衛しなければならぬ場合に軍事的、政治的、経済的にあつても、そういうムードがアメリカにあるとすれば、議会としては、国の政府としては、その行動を制約されると、日本援助に、あるいは安保条約の協力義務の遂行に思ひ切ったことができない。後退すると、こういうことがよく言われておる。必ず今後の交渉には、こういう空気がいろいろな形で出てくると思ひます。アメリカがこういふふうな、そんなに協力が薄いのなら冷たい感じの後退する——軍事基地の日本をほとんどみんな持つていってしまうというわけではない、条約は今後續けていくというのですから。しかし、總体的に後退していくというところは、けっこうなことなのですか、どうなのですか、政府としては。

○国務大臣(愛知揆一君) まあアメリカにはアメリカとして、いろいろな立場でいろいろな意見があるようでございます。先ほど申し上げましたように、まあ率直に言へば、従来はアメリカは全体が大きな政治問題として沖縄返還問題というものをしかく大きく取り上げていなかったようにも見受けまゝ。それから、先般来アメリカの国会の人たちが日本へ来て非常な率直な各政党その他の

意見を聞かれたというふうなことは、非常に私どもとしては、ことばは悪いかもしれませんが、ありがたいかと思ひます。ところが、そうやって認識を高め、かつ相当の影響のある人たちが、沖縄問題を処理しなければならぬぞと、早期に何とか処理をしなければならぬぞということが相当なスピードでアメリカの政界等において取り上げられつつあるというふうな状態になったことは、非常にけっこうなことだと思ひますが、それらの方の中でもいふ意見が違つておる。また、それ以外のいろいろの情報をとつてみれば、いま森委員がおあげになりましたように、そんなにかつてなことを言うなら引き揚げてしまふぞというふうな人も中にはいるようでございますが、これはきつめて一部の意見ではなからうかと、かように考えます。基本的に安保条約を継続していかなければならぬ、いろいろの意味で日本の協力を求めていかなければならぬ、沖縄は日本の施政権に返還しなければならぬ、その辺までのことには私はコンセンサスであると思ひます。と、やはり意見の違ひがある。おそくは、ニクソン政権におきまして、早期に結着をつけなければならぬとすれば、いかなる方法で日本との合意を取りつけようかということに相当真剣に現在考え中であるのではないかと私は想像しております。

○森元治郎君 それで、その交渉には、いろいろなアメリカ側の立場からいけば、注文は山ほどあるだろうと思ひます。その一つに、この朝鮮の問題を、私も、数は少ないが、アメリカの戦界研究家などこちに来た人に個人的に話しても、朝鮮問題について日本の協力を求めたいといふことは、わずかな三人です。大きなことは言えないが、どう考へるのだ。あるいは、日本に反対の国の手に落ちたならばお前脅威と思わぬのか。われわれは守つてやつておるじゃないか。何万人ですか——二、三個師団、五万人くらいいるでしょう、アメリカ兵が国連軍の形で。それにもつてきて、この

間は本國から大空輸、レティナ作戦とかいって、ああやつて飛行機を飛ばしておる。これは即東北アジアの平和安全のためと同時に、お前ら直接の関係じゃないか。だからひとつ、お前、憲法もある、海外派兵もむずかしいだろうが、日本の自衛権のワタの中であつてアメリカ軍の守つておるこのわれわれに対して効果的な寄与をしてみたい。寄与の内容は私はわかりませんが、そういう気持ちには非常に強い。ことに金がかかるということですね。つらくなつてくると金のことを気にする。うまくいつておるときは金もかかっても平ちやらですが、つらくなつてくると金のことになる。お前のためにやつておる、どうするんだ。沖縄は返す、こつちは協力しない。朝鮮問題は必ずや向こうの政治的要求として日本側に決断を迫つてくると思ひます。それけれども、向こうの言ひ分によれば、日本の安全、韓国の安全といふものは、これは相互にから合ふものである、こういうふうに向こうは言つておるんですが、こういうアメリカの必ずやあると予想される朝鮮の問題について、どの程度の一体協力を求められた場合にやるつもりか、現状維持でいくのか、大ざっぱにまず方針から伺ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 大ざっぱというお話でございましたが、まず基本的な考え方、姿勢でございませう。これは、わがほうの立場といふものは、こういうことではないかと思ひます。日本と——これは沖縄を含んでですね、沖縄の施政権が返るといふことでこれからやつていくというところから、沖縄は日本の領土である、その日本と日本を含む極東の安全ということが私は安保条約の目的であり、条約の面でも明らかにしておりますが、日本からいへば、日本を守る第一義で、日本の安全を確保するといふことが第一義であらうと思ひますから、沖縄の施政権が日本に返つた場合に、その観点からいって、どういふ安全保障が一番——一番ではない、必要にして十分であるかといふことをあくまでこちらとしては考へるべきじゃないか。そこから削り出して、国民

世論というものが一方に非常に強くなるわけですから、そこを踏まえて、目的としては、第一義的に日本の安全が従来どおり確保されるのに必要にして十分な体制はいかにあるべきか、ここが私は一番のポイントじゃないかと思ひます。

○森元治郎君 これはもちろん、沖縄の返還、基地の返還のあり方、また基地の態様にもよることでしょう。かりにアメリカが全部沖縄から引き揚げてしまったとなれば、また話はたいへん違うけれども、機能の縮小というようなこと、いろいろなことと関連して出てくる問題だから、一つ取り上げて朝鮮の問題と言われても、どういふ対策ということはむずかしいと思ふのだが、少なくともこれだけはききよ言えると思ふことは、従来われわれが常識的に知っている線から踏み出して、新たなアメリカと取りきめをして、韓国の平和と安全は即日本の平和と安全に影響するから十分対応する措置をとるなどというような約束などはあり得ないと思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(愛知揆一君) それは考えなくございませぬ。したがって、あり得ないようにしなければならぬと思ひます。

○森元治郎君 これに関連する総理のおことは、大臣の代表である総理は、政府の方針としては、沖縄返還に関して条約の改定、新たな取りきめなどはつけたくない——つけさせられるかどうかはわかりませんが、国会の答弁では、したがって、かりに朝鮮の問題などについてそういうような外交上の取りきめなどはない、やらないという根本方針ですか。

○國務大臣(愛知揆一君) まず第一に、いまの前のお尋ねの中には、たとえて言えば、韓国との間にアメリカも入れて三国防衛同盟というふうな趣旨のものを押しつけられることがありはしないか、それに対するおまえの態度はどうなのか、こういうふうな趣旨も含まれているわけですね。ですから、そういうことは私は考えなくありませんし、そういうことはあり得ない、こういうふうになさっきお答えをいたしたわけですね。

それから、その次のいまの御質問は、安保条約を改定するのか、あるいはこれに類するような何か特別の取りきめが要するかどうか、それは考えているのか、あるいは押しつけられた場合にはどうするかというところですが、これは昨日の総理の本会議での御答弁にも、そのところは、特別の取りきめをしない限りということばがついておるわけですね、その答弁の中には、そしてそのあとに、外交交渉ですからフリーハンドというものを与えていただきたいということもつけ加えてあります。その点は御理解を原則的にいただけたかと思ひます。それならどういふ特別の取りきめということを考えているのかと言われると、同時に、私どもも言つたらいと思ひますが、私のみならず、返還されれば憲法は沖縄に適用されるわけですね、それから特別の取りきめがなければ安保条約というものもそのまま適用されるということも自然の姿でございましょうと言つておるもので、そこでやはり考え方は、相当、何と言いましようか、御理解というか、御理解がいただけるのじゃないかと思ひます。考え方の趣旨はさうでございませぬ。

それから、特別の取りきめというものは、もうかりに——ほんとうにかりに、一つの論理の仮定論とすれば、それは安保条約を改定するということが入りましようし、あるいは安保条約に基づく交換公文ということもあり得ましようし、いろいろの形態が考えられるかと思ひますが、かりに法律ゼミナール論的な論理からすれば、しかしさういうことをつけて言つておるわけではございませぬし、それからいま申しましたように、特別の取りきめがなければ安保条約もまたそのまま適用されると思ふのが自然でございませうと言つておるます。さうなところから、そしてこれもいつも申し上げておるましように、最終的に言えとおしやられれば、基地の態様についてはいまだに白紙でございませぬ。しかし、私どもなりに国会の御議論などを通じて考えなければならぬ点については、だんだん頭の中では煮詰まりつつございませぬ、こういうふうな総理も言つておられますが、これは私はむしろさういふふうな当事者として考えている。これを総理がそのまま自然にすなおにきう取りまとして御答弁したものと、かように私は理解いたしております。

○森元治郎君 もう一つは、具体的問題でなく仮定の問題というものは非常にやりにくいのですが、ただ政府をさかりおくことが一つあるのは、安保条約という安保条約のことばかりを考へるのではなく、日本は、三国防衛といふ三国防衛のことばかり考へるのです。日英同盟といふは、環境の外交については一つも気を配らない。やはり外務大臣といふのは四方八方に目を配つて、さうして外側もさういふにやり、いま当面の問題を進めるといふ配慮も大事だと思ふのだが、つい事務に没頭しちゃうのです。その例が、ソ連の船が伊豆の沖に来て魚とりをやつた。何で来るのでしやう。あそこまでサバとりに。私はサバじゃないと思ふ。安保条約の交渉をやつておる。何を一体やるのだか、私も非常に関心があるよというのを、魚にかこつけて来たのだと思つておる。外交つてさうです。これはいま国会論議を聞いても、政府の答弁聞いても、中国と北朝鮮の話は出てくるが、ソ連といふものは出てこないです。よほどこの関係がよくて平和だと思つて、核兵器をばい持つておるおつかないソ連はかまわぬ。朝鮮がどうしたの、中国がどうしたのという話。しかし、ソ連はなかなかやるなと思ふのは、珍宝島といふ、ロシア語で何と云ふ島でやつておる。紛争を。ああいうことでも、トロヤノフスキー大使が外務省に来て大臣に経過報告をしていふのでせう。なかなかやるものだと思ふのです。なに私はけんかしてゐるわけじゃない、たいしたことはないと思ふのだが、接触してこられた。愛知さんも悪くないです。来てもらへば、安保条約にしても、何もわれわれこそこそソ連をひっぱたこうという手先をやつておるわけではないし、さういふことを絶えず、何の問題に限らず接触を

しつつ、日本の平和的な意図がある程度相手に伝えながら事を運んでいくということが、外務大臣、大事なんです。私は単なる魚とりにゃないと思ふ。さういふ意味で、北京にもわかるように——ルートは別で、方法は別として、絶えず目を配りつつやつていかないと、警戒心を非常に高め、警戒心を高めれば、疑心暗鬼にもなる。話せばわかることもわからなくなつて、まして対ソ関係については、核拡散防止条約で日本はまだ調印もしていない、西ドイツもやつていない、これは何をやるつもりだらうといふたような気持ちもあるでせう。いろいろな他国も非常に注視しておるのですから、さういふこともやつていかないと、まずい結果を固定させてしまふおそれがあると思ふのです。さういふことも外務大臣としては十分配慮される必要があると思ふが、どうでしやう。

○國務大臣(愛知揆一君) いま森委員から、政府をおしかりおくという前提でいろいろ御意見を承りまして、たいへん私も同感なんです。実は私から、これは場所柄もわかります、あまり率直なことを申し上げるとお受け取りになると恐縮なんですけれども、いま少し国際情勢全般についての御議論を大いに野党の方々からも御展開をいただけて、われわれのやることにも大いに御鞭撻をいただきたい。何といつても多面的に、いまおことばがございまして、常に冷静に気を配つて、情勢を分析し、判断し、態度をきめていかなければならぬ。私はこれはもう持論なんでございませぬ。もつとさういふ面でも多面的な御議論で、大いに御鞭撻あるいは御批判いただくことが、私どもとしても大歓迎するところでございます。

さういふ前提で、二申し上げますと、たとえば、いまソ連との関係の話が出ましたが、これはもうわがほうの一番堅持している北方領土の問題というものが、実にこちらにも執拗にねばつておるが、それはそれとして、最近におきましては日ソ航空協定が結ばれて、来年の三月までの間に

自主運航されてシベリアの上空が開放される。これは私は最近における日ソ間の外交としては、とにかく一つの特徴ではなからうかと思ひます。

それからいまサバの問題がございましたが、これは安保条約というふうなものにひっつかつていふよりは、むしろもう少しいろいろの点があつていふと思ひます。小さなことからいへば、カニの交渉がいきなり詰まつてゐる。これはソ連大使をまたわざわざ招きまして、これの促進を要請しておるわけであつて、漁業委員会が近く開かれるし、まあそういう関係のこと等も相関的に取り上げていかなければならぬ問題だと思ひます。

それから、中ソの紛争については至大な関心を持って見守つておられます。いろいろの見方がございまして、これなども今後われわれのいくべき道について、非常に大きな考へていかなければならぬ問題を含んでゐるのではなからうか。

それから拡散防止条約のお話にも触れられましたけれども、私は公にも申し上げておきますように、まあ精神はけっこうだと思ひます。一歩か二歩前進するといふ意味ではけっこうだと思ひますけれども、それだからといって、私は調印とか、批准とかといふことについては、日本の立場としてものと真剣に考へるべきことを考へ、またひとつ国民世論にもお尋ねをして、とるべき態度を間違えないように、いわば積極的に拡散防止条約についての取り扱いについては、わが国の国益という点からいって、どういふふうな積極的な考へ方をやつたらいいかといふことを含めて対処しなければならぬと考へておられます。

それから先ほど来、朝鮮のことについてお話がございましたが、わがほうとしては、平和憲法といふことからは、私は平和への戦いといふことばをよく使ひますけれども、やはり国際紛争が起らないようにしていくといふことが必要であります。憲法の制約というか、憲法の精神のもとにおいて、それをどうやってできるかといふことは、やはり経済協力とか、そのほかの平和的

な手段によるほかはない。しかも、それによつて政情が安定するといふことを広い意味でねらつていくことをアメリカはどう考へるか。森委員のおことばによれば、どんな考へを押しつけてくるかといふことは、あつたかかわりませんが、それとは別に、日本としての立場といふものをできるだけ貫いていく必要があるのではなからうか。したがひまして、これは国会の開会中でたいへんどうもさういふ点からいへば御協力いただかなければならぬことであるが、来月早々はパソコで東南アジア閣僚會議がございしますが、各国からも、どうしても日本は外務大臣が出てくれないければ困るという、これもある意味からいへばありがたいことであるし、ある意味からいへば非常に重荷だと思ひますけれども、パソコへ参つて、参加国は相当多いわけですから、これらの人たちの考へ方や希望といふものを聞くことも、また日本の外交の必要なことじやなからうか。したがひて、また、引き続き範圍は違ひますが、このASPACにつきましても、世間ではいろいろのことをいふ、あるいは国によつては別な期待もあるかもしれないけれども、ASPAC精神に基づいて地域間の平和的な協力、これがかりそめにも軍事同盟的なものに、かりにもにおいが出てきたり、性格が変わらないようにASPAC精神を守り抜いていく、これもやはり非常に必要なことではないかと思ひます。同時に、先ほど申し上げましたが、これは定期にやることではございしますが、特に本年は東京で中南米大使會議、十八カ国の大使を招致をいたしました、一週間くらいにわたつて中南米方面から見ました国際情勢の推移といふことについて、真剣に検討しておるわけではございします。

どうか、さういふふうな、私としては多面的に、世界的に目を見開いてわがほうの立場といふものを考へていきたい、さういふふうにおしかりはありますので、先ほど申しましたように、おしかりはおしかりとし、またいろいろの面で御批判や御激

励を賜われたいへんしあわせであると存じます。

○羽生三七君 一点だけ。予算の総括質問と一般質問を、私、予算委員会におりましたので、外交に關する總理並びに愛知外相の考へ方をすつと承つてきたわけですが、そこで一点だけお伺ひしたいことは、つまり核に關する限り本土にはこれは持ち込まないし、沖繩についてはちよつと疑問があつたけれども、本土と沖繩は一体であつて特別の取りきめのない限り別扱いはいししない、さういふふうな問題をせめてい詰めていくと、結局、問題は事前協議が非常に問題になつてくると思ひます。基地の使用の態様といふことにも關連しますが、事前協議といふことが非常に將來問題の、さういふ取りきめにならうとも、かなり大きなウエイトを占めることは間違いないと思ひます。そこで一点だけお伺ひしたいその点は、かりにも、もし沖繩にベトナム戦争のような問題があつた場合、それは日本といふことになるので、沖繩が日本に返還された以上、その場合には、事前協議でイエス、ノーのどういふ範疇に入るのか、これは非常に重要な問題だと思ひます。というのは、私は条約のこまかい解釈、何条の規定から言ふとどうだとかいふこととは、あまりきやうはここでは問題にしません。問題は、政治的、國際的、外交的な判断から、それはイエスかノーかどちらの範疇に入るか、さういふ問題であります。

○國務大臣(愛知揆一君) さういふ点については、いづれまた他の機会でも御論議が重ねられることと思ひますが、とりあへず、本日のお答えとしては、昨日、本會議で總理大臣が答弁いたしておりましたが、これは事前協議といふのはイエスといふこともあるし、ノーといふ場合もあるといふことは、岸内閣以来一貫した政府の見解であります。さういふことが、まず前段でございしますね。それならばどのような場合にノーといふ、どのような場合にイエスといふかといふことでありますが、それはあ

くまでもわが国の国益の面から自主的に判断してきめることである、さういふわけではございして、ただいまのお尋ねは、さらにこの国益とは、具体的に當てはめて、いまの御設問のようにならうかといふ當てはまつていくかといふことなんでありまして、この点については、まだ十分に真剣に検討しなければならぬ。先ほど申しましたように、返還に關連しての基地の態様といふことは私は關連してゐる問題だと思ひますが、先ほど申しましたように、第一義的に日本の安全を期する上におきまして、さういふ場合にどう考へることが必要にして十分であらうかといふことを考へるのが判断の基礎になる、さういふことではなからうかと思ひますので、その判断の基礎になるような考へ方等については、まだ十分に真剣に詰めた腹案的なものを持つていないというのが現在の現状でございします。考へなければならぬ問題点といふものは、いま申し上げたような角度から考へていかなきゃならない、かように存じておるわけではございします。

○羽生三七君 いま森委員の質問の中に朝鮮の問題も出てきましたが、もし朝鮮半島に問題が起つたとき、さういふことは想定したくないんですけれども、アメリカの上下両院議員と話をしても必ず出てくる問題が朝鮮問題、まあ政府でもさういふことをかなり考へてゐると思ひますが、さういふ私は將來不幸にして何らかの問題が起つた場合等を想定して、先ほど一応ベトナム——現に起つておることですから、ベトナムについて、いまは沖繩はアメリカの施政權下にありますが、かりにも日本の地域に返つた場合、日本の政府としてならそれはどういふ態度をとるかといふことをお尋ねをしてゐるわけですが、そこで、国益についても、実はこの間、一貫して總括、一般質問を予算委員会でおいて、国益に対する考へ方が、ナショナルインタレストと言へば共通

したいに考へてゐるけれども、その間のそれぞれ

の国益についての解釈が相当違ふといふことがだんだん聞いておるうちにわかつてきたわけですが、

きめることである、さういふわけではございして、

ただいまのお尋ねは、さらにこの国益とは、具体的に當てはめて、いまの御設問のようにならうかといふ當てはまつていくかといふことなんでありまして、この点については、まだ十分に真剣に検討しなければならぬ。先ほど申しましたように、返還に關連しての基地の態様といふことは私は關連してゐる問題だと思ひますが、先ほど申しましたように、第一義的に日本の安全を期する上におきまして、さういふ場合にどう考へることが必要にして十分であらうかといふことを考へるのが判断の基礎になる、さういふことではなからうかと思ひますので、その判断の基礎になるような考へ方等については、まだ十分に真剣に詰めた腹案的なものを持つていないというのが現在の現状でございします。考へなければならぬ問題点といふものは、いま申し上げたような角度から考へていかなきゃならない、かように存じておるわけではございします。

○羽生三七君 いま森委員の質問の中に朝鮮の問題も出てきましたが、もし朝鮮半島に問題が起つたとき、さういふことは想定したくないんですけれども、アメリカの上下両院議員と話をしても必ず出てくる問題が朝鮮問題、まあ政府でもさういふことをかなり考へてゐると思ひますが、さういふ私は將來不幸にして何らかの問題が起つた場合等を想定して、先ほど一応ベトナム——現に起つておることですから、ベトナムについて、いまは沖繩はアメリカの施政權下にありますが、かりにも日本の地域に返つた場合、日本の政府としてならそれはどういふ態度をとるかといふことをお尋ねをしてゐるわけですが、そこで、国益についても、実はこの間、一貫して總括、一般質問を予算委員会でおいて、国益に対する考へ方が、ナショナルインタレストと言へば共通

したいに考へてゐるけれども、その間のそれぞれ

請願者 岩手県水沢市大畑小路四一ノ五
永井庄藏外三十一名
紹介議員 鈴木 力君
日本と中国との国交等に関し、左記の措置をとら
れたい。
一、中華人民共和国を国家として認め、両国間で
戦争終結宣言を出すより努力すること。

二、国交をすみやかに回復し、人事、文化の交流、貿易、経済などの拡大に努力すること。
三、中華人民共和国の国連における正当な地位の回復のために努力すること。

理由

日本と中国は二千年來親密な交流を深めてきたのであるが、近代に至り、中国大陸で両国間の不幸な長い戦争が続き、現在なお、戦争終結宣言もなされないまま、「戦争状態」にある。この不自然、不合理な状態をすみやかに解消することは、アジア及び世界の平和に貢献することにもなる。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、世界連邦の建設に関する決議に関する請願
(第五八〇号)

第五八〇号 昭和四十四年二月十日受理

世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町一ノ五二三

渡辺みえ外二十三名

紹介議員 迫水 久常君

「世界連邦の建設に関する決議」を採択されたい。

理由

戦争をにくみ、原水爆のおそれのない永久平和を願うすべての人々の悲願にこたえるものは、世界連邦の達成以外にない。幸いわが国民の世界連邦への熱望の高まりは、めざましいものがあり、すでに東京都をはじめ、二府十九県二百八十余の市町村が「世界連邦都市宣言」を議決し、その包括人口は五千五百万に達し、すでに衆参両院にわたる超党派二百十八議員による「世界連邦日本国会委員会」が結成され、各国議員団と交流している。

(資料添付)

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約

の締結について承認を求めるの件
一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約
日本国政府及びベルギー王国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条
この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条
1 この条約の対象である租税は、次のものとす。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) ベルギーにおいては、
 - (i) 個人所得税
 - (ii) 会社税
 - (iii) 非営利団体税
 - (iv) 非居住者税
 - (v) 源泉徴収税及び源泉徴収税補完税

(vi) (i)から(v)にいう租税の付加税(地方公共団体のための個人所得税の付加税を含む。)(以下「ベルギーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する他の租税で、この条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。

3 この条約は、海上運送及び航空運送の企業に關しては、第八条2に規定する日本国の事業税についても、また、適用する。

第三条
1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域をいう。
- (b) 「ベルギー」とは、地理的意味で用いる場合には、ベルギー王国の領域をいう。
- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はベルギーをいう。
- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はベルギーの租税をいう。
- (e) 「者」とは、個人及び法人をいう。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「権限のある当局」とは、ベルギーについては、ベルギーの法令による権限のある当局をいい、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国においてこの条約が適用される場合には、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に關するその締約国の法令上有する意義を有するものとす。

第四条
1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の居住者であり、かつ、他方の締約国の租税に關し当該他方の締約国の居住者とされない者をいう。

2 それぞれの国内法に従い双方の締約国の居住者となる者については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条
1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。
- (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない)を受け取る

権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合を除く限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされて

いる配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 ベルギーの居住者が営む企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、日本国における事業税を免除される。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十條

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、当該配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の金額の十五パーセントをこえないものとする。

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において「配当」とは、株式、受益株式、発行人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 2に規定する税率の制限は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国外において当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得からなるときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

第十一條

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住

者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十五パーセントをこえないものとする。

3 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、利子が生じた締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受けるすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約から生ずる所得をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、使用料が生じた締約国の法令に従つて租税を課することができる。

なかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、使用料が生じた締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用する（不動産を除く。）譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 一方の締約国の居住者が1及び2にいう財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定の施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定の施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定の施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 第十六条、第十八条及び第十九条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に對しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定の施設により負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機に對して行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する日当その他の報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

2 この条約のいかなる規定にもかかわらず、1の芸能人又は運動家の役務が一方の締約国内において他方の締約国の企業により提供される場合には、その役務の提供により当該企業が取得する利得に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十九条1の規定を留保して、一方の締約国の居住者に対し過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供された役務について、当該一方の締約国の国民に対して、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が支払ひ、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国又はその地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に関連する役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

第二十条

第十五条の規定にかかわらず、大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育に関して取得する報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

税を課することができる。

第二十一条

もつばら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に規定されていないものに対しては、その締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十三条

1 この条約の規定に従つて直接に又は源泉徴収により納付されるベルギーの租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の現行の規定及びこれらの規定についてその後行なわれる改正でその原則に影響を及ぼさないものに從ひ、日本国の租税から控除するものとし、また、当該所得が、ベルギーの居住者である法人が自己の株式又は資本の二十五パーセント以上を所有する日本国の居住者である法人に支払ひ配当であるときは、前記の控除にあたり、分配を行なう法人がその利得について納付するベルギーの租税も、また、考慮に入れるものとする。

2 日本国内の源泉から生じた所得で、この条約に従ひ直接に又は源泉徴収により日本国において租税を課されており、かつ、ベルギーの法令に従ひベルギーにおいて租税を課されるものについては、

(a) (i) ベルギーの居住者である法人が日本国の居住者である法人の株式を所有する場合に

は、その株式について当該ベルギーの居住者である法人に支払われる配当で第十条4の規定の適用を受けないものは、ベルギーにおいて、これら双方の法人がベルギーの

居住者であつたとすれば認められる免除の限度まで、第二条1(b)(ii)に掲げる租税を免除される。

同様に、ベルギーの居住者である法人で、日本国の居住者である法人の株式をその法人の事業年度の全期間にわたって直接に所有するものは、当該日本国の居住者である法人で第二条1(a)(ii)に掲げる租税を課されるものから支払われる前記の配当の純額について、ベルギーの法令に従ひ動産から生ずる所得について課される源泉徴収税の免除又は還付を受ける。ただし、当該ベルギーの居住者である法人が前記の源泉徴収税を課されていない配当をその株主へ再分配する場合には、その時に分配され、かつ、前記の源泉徴収税を課されるべき所得は、ベルギーの法令の規定にかかわらず、当該配当の額に相当する額の控除を受けることは、ない旨の了解の下に、当該法人が申告書の提出期限までに前記の源泉徴収税の免除又は還付を書面により申請することを条件とする。この免除は、ベルギーの居住者である法人がその利得について個人所得税を課されることを選択した場合に、適用しない。

もつとも、この(ii)の規定の適用は、第二条1(b)(ii)に掲げる租税の免除に關してベルギーの法令がベルギーの居住者でない法人が支払ひ配当について同様の制限を課する場合に、日本国の居住者である法人がベルギーの居住者である法人で当該日本国の居住者である法人の議決権の二十五パーセント以上を直接又は間接に支配するものに支払ひ配当に限定される。

(ii) (a) (i) の規定に該当しない場合において、ベルギーの居住者が第十条2、第十一条2及び6並びに第十二条2及び6に規定する所得を取得するときは、ベルギーは、その所得について課されるベルギーの租税が

ら、日本国において納付された租税を控除するものとする。控除は、日本国の居住者である法人の配当並びに日本国で生じた利子及び使用料で日本国で課税されたものの純額について課される租税から行なうものとする。控除は、ベルギーの現行の法令（その法令の原則に影響を及ぼすことなく行なわれるその後の改正を含む。）に規定されている外国の租税の一定の割合とする。

(b) (i) ベルギーの居住者が(a)に規定する所得以外の所得でこの条約の規定に従ひ日本国で租税を課されるものを取得するときは、ベルギーは、その所得について租税を免除するが、当該居住者のその他の所得に対する租税の額の算定にあたり、前記の所得が免除を受けなかつたとすれば適用される税率を適用することができる。

(ii) 法人その他の団体の構成員の所得でベルギーの法令により事業上の利得として課税されるものは、当該構成員が自己の利益のために行なう事業から生ずる利得として取り扱うものとする。

(b) (i) の規定にかかわらず、日本国において課税される所得に対しては、日本国においてその所得から控除された欠損金でいづれかの課税年度においてベルギーで課税される所得から控除されたものに相当する額まで、ベルギーの租税を課することができる。

3 この条の規定の適用上、「日本国の居住者」とは、日本国の租税に關し日本国の居住者とされる者をいい、「ベルギーの居住者」とは、ベルギーの租税に關しベルギーの居住者とされる者をいう。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも

重く租税又はこれに関連する要件を課されることとはない。

2 「国民」とは、

(a) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づき設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に關し日本国の法令に基づき設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。

(b) ベルギーについては、ベルギーの国籍を有するすべての個人及びベルギーにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

4 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重く租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十五条

1 いずれの締約国の居住者も、一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるとき

は、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができ。

2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。

4 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に關する両締約国の国内法令で、それに基づく課税がこの条約の規定に適合する課税であるものを実施するために必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。この条約が適用される租税の賦課及び徴収に關する者（当局を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

するような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約の規定は、國際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにブラッセルで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日（後三十日目）の日（効力を生じ、かつ、次のものについて適用する）。

日本国においては、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得（ベルギーにおいては、

(a) この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に貸記され又は支払われる所得について源泉徴収されるすべての租税

(b) この条約が効力を生ずる年の十二月三十一日以後に終了する各課税年度の所得に対するすべての租税（源泉徴収されるものを除く）。

第二十九条

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることにより、この条約を終了させることができる。ただし、その通告は、各年の六月三十日以前に与えなければならない。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

日本国においては、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得（ベルギーにおいては、

(a) その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に貸記され又は支払われる所得について

源泉徴収されるすべての租税

(b) その通告が行なわれた年の翌年の十二月三十一日以後に終了する各課税年度の所得に対するすべての租税（源泉徴収されるものを除く）。

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十八年三月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
三木武夫

ベルギー王国政府のために
アルベール・ユッペール
議定書

所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約に署名するにあつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

1 第五条の規定に關し、一方の締約国の企業は、他方の締約国における建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事に關連して、十二箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合には、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

2 第十条の規定に關し、株式資本を有する法人以外のベルギーの法人について「配当」とは、投下資本に係る所得としてその法人の構成員に支払われる給付をいう。

3 第十六条の規定に關し、法人の役員の報酬で管理的又は技術的性質の日常の任務の遂行に關して当該法人から受領するものについては、これを勤務に關して被用者に支払われる報酬とみなし、「雇用人」とあるのは「法人」として、第十五条の規定を適用する。

4 この条約のいかなる規定も、ベルギーが次の租税を課することを妨げるものではない。

(a) ベルギーの居住者である法人の資産の分配に際して支払われる金額の全部又は一部についてベルギーの法令に基づいて課される特別賦課金
(b) ベルギーの居住者である法人の株式の買戻しに際してベルギーの法令に基づいて当該法人に対して課される特別賦課金
以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十八年三月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
三木武夫

ベルギー王国政府のために
アルベール・ユッペール

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約
日本国政府及びアラブ連合共和国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この条約は、各締約国において課される所得

に対する租税で、本条3に掲げるもの（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。
2 総合所得又は所得の要素に対するすべての租税（不動産又は不動産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
(a) 日本国においては、

- (1) 所得税
- (2) 法人税
- (3) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)
(b) アラブ連合共和国においては、

- (1) 不動産から生ずる所得に対する租税（土地税、建物税及びガフィール税を含む。）、
- (2) 動産資本所得に対する租税
- (3) 商業上及び産業上の所得に対する租税
- (4) 賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税

(5) 自由職業その他すべての非商業的職業からの所得に対する租税
(6) 一般所得税
(7) 防衛税
(8) 国家安全保障税

(9) 前記の租税に対する百分率により又は他の方法により課される附加税
(以下「アラブ連合共和国の租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加え、又はこれらの租税に代えて、その後課される租税で同一の又は実質的に類似の性質を有するものについても、また、適用する。
5 両締約国の権限のある当局は、各年の末に、それぞれ国の税法について行なわれた重要な改正を相互に通知するものとする。

第二条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」又は「アラブ連合共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、それぞれ日本国又はアラブ連合共和国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
(b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアラブ連合共和国をいう。
(c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はアラブ連合共和国の租税をいう。
(d) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の社団を含む。
(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に課し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
(f) 「日本の法人」とは、日本国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又は日本国の租税に課し日本国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
(g) 「アラブ連合共和国の法人」とは、アラブ連合共和国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又はアラブ連合共和国の租税に課しアラブ連合共和国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
(h) 「日本国の居住者」とは、法人以外の者で日本国の租税に課し日本国の居住者であり、かつ、アラブ連合共和国の租税に課しアラブ連合共和国の居住者でないもの及び日本の法人をいう。
(i) 「アラブ連合共和国の居住者」とは、法人以外の者でアラブ連合共和国の租税に課しアラブ連合共和国の居住者であり、かつ、日本国の租税に課し日本国の居住者でないもの及びアラブ連合共和国の法人をいう。
(j) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はアラブ連合共和国の居住者をいう。

住者又はアラブ連合共和国の居住者をいう。
(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
(l) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、アラブ連合共和国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
2 一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合においては、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関するその締約国の法令上有意義を有するものとする。

第三条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なっているものをいう。
2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 管理所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 倉庫
- (g) 農場又は栽培場
- (h) 鉱山、採石場、油田その他天然資源を採取する場所
- (i) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事、大箇月をこえる期間存続するもの

3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつ

ばら他の企業による加工のため、保有すること。

(d) 企業のためにつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者（5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合に、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じて若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第四条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 「不動産の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動

産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

第五条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利

得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するよりなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第六条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、他方の締約国の租税を免除する。

2 アラブ連合共和国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、日本国における事業税を免除される。

3 1及び2の規定は、海運又は航空運送に従事する一方の締約国の企業がいかなる種類の共同計算に参加している場合についても、同様に、適用する。

4 一方の締約国の居住者である法人がこの条にいう利得を取得する場合には、その法人が他方の締約国の居住者でない者に対して支払う配当については、他方の締約国の租税を免除する。千九百六十四年四月二十七日にカイロで交換された公文により構成された航空運送企業に対する課税の相互免除に関する両締約国間の取極

は、この条約が効力を生じたときは、この条約の規定が適用される日から効力を失うものとする。

第七条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

2 いずれか一方の締約国の課税当局が入手することができる情報は1の規定の適用上、企業の利得となつたはずである利得を決定するため十分でない場合には、1の規定は、当該一方の締約国の法令に基づいて決定された額に対して租税を支払う当該企業の義務に關して定める当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、このような法令は、当該課税当局が入手することができる情報により可能である限り、1の原則に従つて適用されなければならない。

第八条

1 日本国の居住者である法人がアラブ連合共和国の居住者に支払う配当に対しては、日本国において当該配当の金額の十五パーセントをこえない税率で租税を課することができる。

2 アラブ連合共和国の居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当に対しては、アラブ連合共和国において租税を課することができる。ただし、当該配当に対しては、動産資本所得に対する租税、防衛税及び国家安全保障税並びに

これらの附加税のみを課するものとする。個人に支払われる配当については、さらに、総所得に課される一般所得税を二十パーセントをこえない税率で課することができる。配当が同じ課税年度の課税所得又は課税利得から分配され、かつ、積立金その他の資産から分配されないものである場合には、当該配当は、これを支払う法人の課税所得又は課税利得で産業上及び商業上の利得に対して課される租税の対象となるものから控除されるものとする。

3 (a) 日本国の居住者である法人で、その活動をもつばら又は主としてアラブ連合共和国国内において行なうものが支払う配当については、アラブ連合共和国において2にいう取扱いを受けるものとする。

(b) この3の規定の適用上、法人の活動の九十パーセント以上がアラブ連合共和国国内にある恒久的施設を通じてアラブ連合共和国国内において行なわれる場合には、その法人の活動は、主としてアラブ連合共和国国内において行なわれるものとみなされる。

4 日本国の居住者であり、かつ、その活動がアラブ連合共和国以外の国に及ぶ法人が、アラブ連合共和国内に所有する恒久的施設の各年度の利得から支払うとみなされる配当については、アラブ連合共和国において2にいう取扱いを受けるものとする。

当該恒久的施設は、千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第三十六条の規定を適用することなく、産業上及び商業上の利得に対する租税が課される総利得の九十パーセントに相当する額を、その事業年度末から六十日以内にアラブ連合共和国内において配当として分配したものとみなされる。ただし、総利得の残余の十パーセントが、毎年アラブ連合共和国の税務当局に提出される当該恒久的施設の貸借対照表に計上される特別準備金として留保されることを条件とする。当該準備金に対しては、産業上及び産業上の利得に対する租税のみを課する

ものとする。

アラブ連合共和国内にある当該恒久的施設が、営業又は事業を行なうにあつて生じた損失を補償する目的以外の目的で特別準備金として留保された前記の十パーセントから取りくずしたすべての金額は、アラブ連合共和国内で分配されたものとみなして課税するものとする。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第五条の規定が適用される。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課することができない。

7 この条において「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける類似の権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

第九条 1 一方の締約国内で生じ、かつ、当該一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者に支払う利子に対しては、当該一方の締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。

2 この条において「利子」とは、利得の分配を受ける権利の有無を問わず、公債、債券又は社債（不動産によつて担保される債権を除く。これ

については、第四条の規定を適用するものとする。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取扱われるものをいう。

3 一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有する場合には、第五条の規定が適用される。

4 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

第十条 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該一方の締約国において、当該使用料の金額の十五パーセントをこえない税率で租税を課することができる。

2 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若

しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受けるすべての種類の支払金をいう。

3 この条約の規定にかかわらず、映画フィルムに関する賃貸料及び使用料に対しては、引き続き締約国の法令に従つて租税を課することができる。

4 この条の規定は、発起人株式が、2にいう権利の対価としてアラブ連合共和国で発行され、かつ、千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第一条の規定に従つて課税される場合には、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

5 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第五条の規定が適用される。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

7 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を支払うときは、その使用料は、

当該恒久的施設が存在する締約国で生じたものとされる。

第十一条

1 第四条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内を有する恒久的施設において使用する事業用財産の一部をなす不動産又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができ、固定施設に係る不動産の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、第六条1にいう種類の不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産の譲渡者が居住する締約国においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2にいう財産又は資産以外の財産又は資産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該収益が生じた締約国において租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に關して取得する所得については、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえる期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有するか又は当該他方の締約国内に前記の期間滞在する場合

には、當該所得に対しては、當該固定施設に歸せられる部分又は前記の期間を通じて當該他方の締約国内において取得される部分についてののみ、當該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十三条

1 第十四条、第十六条及び第十七条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれ、かつ、その勤務が他方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、當該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に対しては、次のことを条件として、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その受領者がその課税年度を通じて合計百八十三日をこえない期間當該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が當該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が當該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定施設により負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に対しては、その締約国において租税を課することができる。

第十四条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬及びこれに類する支払金に対しては、當該他方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

第十六条

第十七条1の規定を留保して、一方の締約国の居住者に対し過去の勤務につき支払われる退職金その他これに類する報酬に対しては、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十七条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国の政府に提供された役務について、個人に対して、當該一方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）が支払い、又は當該政府が設立した基金若しくは當該政府の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む。）については、その個人が他方の締約国の国民でなく、かつ、永住のため當該他方の締約国に入国することを許可された者（當該一方の締約国の国民であるか又は永住のため當該一方の締約国に入国することを許可された者でもあるものを除く。）でない限り、當該他方の締約国の租税を免除するものとする。

2 一方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）によつて行なわれる営業又は事業に關連して提供された役務について支払われる報酬又は退職年金については、第十三条、第十四条及び第十六条の規定を適用する。

第十八条

一方の締約国の居住者で、もつぱら、

(a) 他方の締約国内にある大学若しくは学校の学生として、

(b) 事業若しくは技術の修習者として、又は

(c) 政府若しくは宗教、慈善、学術若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、

當該他方の締約国内に一時的に滞在するものにつ

いては、生計、教育若しくは訓練のための海外からの送金又は奨学金に対し當該他方の締約国において租税を課さない。當該他方の締約国において提供された役務に対する報酬としての金額についてもこの規定を適用する。ただし、當該役務が教育若しくは訓練に關連し又は生計のために必要であることを条件とする。

第十九条

一方の締約国の居住者で、他方の締約国内の大学その他の高度の教育又は学術研究のための施設の招請により、二年をこえない期間當該施設においてもつぱら教育又は学術研究を行なうため當該他方の締約国を訪れるものについては、その教育又は研究に対する報酬に対し、當該他方の締約国において租税を課さない。

第二十条

1 アラブ連合共和国内に源泉がある所得について直接に又は源泉徴収により納付されるアラブ連合共和国の租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することと關する日本国の法令の規定に従い、その所得について納付される日本国の租税から控除されるものとする。

2 (a) アラブ連合共和国の居住者である者が日本国から所得を取得し、當該所得がこの条約の規定に従い日本国において課税することができ、かつ、その者が、(b)の規定を留保して、アラブ連合共和国は、當該所得について租税を免除する。もつとも、この場合において、アラブ連合共和国は、その者の残余の所得に対する租税の計算にあたり、當該所得についてこの免除が行なわれなかつたとすれば適用されたはずである税率を適用することができる。

(b) アラブ連合共和国の居住者である者が日本国から所得を取得し、當該所得が第八条、第九条及び第十条の規定に従い日本国において課税することができるものである場合には、アラブ連合共和国は、その者の所得に対する

課税することができるものである場合には、アラブ連合共和国は、その者の所得に対する

租税から日本国において納付される租税の額と等しい額を控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前に算出される租税の額のうち、日本国から取得する所得に対応する部分をこえないものとする。

第二十一条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

2 「国民」とは、

(a) 一方の締約国の国籍を有するすべての個人
(b) 一方の締約国で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。

4 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、次のことに影響を及ぼすものと解してはならない。

(a) 日本の法人について、分配される利得に対して留保所得よりも低い税率で租税を課する日本国の法令の規定
(b) 千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第一一条及び二並びに第十一條の二の規定をアラブ連合共和国において適用すること並びに千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第五條及び第六條の規定によりアラブ連合共和国において行なわれる免除の条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十二條

1 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができ

2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3にいう合意に達するため直接相互に通信することができ、合意に達するために口頭による意見の交換を行なうことが適当と認められるときは、そのような意見の交換は、両締約国の権限のある当局の代表者により構成される委員会において行なうことができる。

第二十三條

1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令（当該国内法令による課税がこの条約の規定に適合する場合に限る。）を実施するため又はこの条約が適用される租税に関する脱税の防止のため、必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。この条約の対象である租税の賦課及び徴収に關与する者（当局を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。
(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするやうな情報又は公開することが公の秩序に反するやうな情報を提供すること。

第二十四條
この条約の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十五條

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、その規定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

後（アラブ連合共和国においては、

(1) 批准書の交換が行なわれた日以後に課税される動産資本所得に対する租税並びに賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税
(2) 批准書の交換が行なわれた日以後に終了する各事業年度の商業上及び産業上の利得に対する租税
(3) 批准書の交換が行なわれた年の不動産から生ずる所得に対する租税（土地税、建物税及びガフイーノル税を含む）、自由職業その他のすべての非商業的職業からの利得に対する租税及び一般所得税

(b) 1の規定は、防衛税、国家安全保障税及び附加税についてもそれぞれ適用する。

第二十六條

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることにより、この条約を終了させることができる。ただし、その通告は、各年の六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) アラブ連合共和国においては、(1) その通告が与えられた年の翌年の七月一日以後に課税される動産資本所得に対する租税並びに賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税
(2) その通告が与えられた年の翌年の七月一日以後に終了する各事業年度の商業上及び産業上の利得に対する租税
(3) その通告が与えられた年の不動産から生ずる所得に対する租税（土地税、建物税及びガフイーノル税を含む）、自由職業その他のすべての非商業的職業からの利得に対する租税及び一般所得税

(b)の規定は、防衛税、国家安全保障税及び附加税についてもそれぞれ適用する。

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十八年九月三日にカイロで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

安藤吉光

アラブ連合共和国のために

アハメド・エルサイエド・シャーバーン

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

一、千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

一、日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

一、国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件

一、日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、オーストラリア、パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国の船舶は、2の規定による場合を除くほか、オーストラリア、パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域の領海に接続する水域で、これらの領海が測定される基線から十二海里までのもの内では漁業に従事しない。

2 日本国の船舶は、次に定める期間、1に定める水域のうち次に指定する区域内の部分において、この協定の規定に従って、まぐろはえなわ漁業に従事する。

A 千九百七十五年十一月二十七日までの期間

(i) タスマン海においては、

(a) タスマニア島の南、南東及び東の水域のうち、西は東経百四十六度及び北は南緯四十一度を境界線とする区域（英国海軍本部海図第七十九号）

西は東経百四十八度二十分、南は南緯四十一度及び北は南緯四十二度二十九分三十秒を境界線とする区域（英国海軍本部海図第七十九号）

ケープ・パレン島、ヴァンシタート島及びプリンダース島の東の水域のうち、南は南緯四十度二十九分三十秒及び北は南緯三十九度四十六分三十秒を境界線とする区域（英国海軍本部海図第六百九十五号a）

西は東経百四十八度、南は南緯三十九度四十六分三十秒及び北は南緯三十九度四十六分三十秒を境界線とする区域（英国海軍本部海図第六百九十五号a）

南は南緯三十七度三十四分二十四秒

(b) 南は南緯三十七度三十四分二十四秒

(c) 南は南緯三十三度五十分六秒（オーストラリア海図第七十五号）を境界線とする区域

(d) ロード・ハウ島の地先沖合

(e) ノーフォーク島の地先沖合

(f) さんご海においては、

(a) 南は南緯二十六度及び北は南緯二十五度四十七分三十秒を境界線とする区域（英国海軍本部海図第六十八号）

グレート・サンディ（フレザー）島の東の水域のうち、南は南緯二十五度四十七分三十秒及び北は南緯二十四度四十二分を境界線とする区域（英国海軍本部海図第六十八号）

西は東経百五十二度四十分、南は南緯二十四度四十二分及び北は南緯二十二度二十一分三十秒を境界線とする区域（英国海軍本部海図第三百四十六号）

西はグレート・バリア・リーフの外縁、南は南緯二十二度二十一分三十秒及び北は南緯十二度を境界線とする区域（英国海軍本部海図第二千七百六十四号）

(b) ボクリントン・リーフとして知られる島の地先沖合

(c) インド洋においては、

(a) 南は南緯二十五度（英国海軍本部海図第五百十八号）及び北は南緯二十一度（英国海軍本部海図第五十五号）を境界線とする区域

(b) ココス（キーリング）諸島の地先沖合

(c) クリスマス島の地先沖合

(d) 千九百七十二年十一月二十七日又は両政府間の協議によつて合意されるその後の日までの期間

パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域の地先沖合のうち次の区域を除いた区域

(a) 東は東経百四十五度を境界線とするパプア地域南岸の地先沖合

(b) パプア地域の領海に接続する同地域南岸の地先沖合で、その領海が測定される基線から六海里までの水域のうち、西は東経百四十五度及び東は東経百五十一度を境界線とする区域

1 に定める水域のうちA及びBにおいて指定する区域内の部分は、以下「指定水域」という。

第二条

1 日本国の当局は、オーストラリアの当局に対し、指定水域内でまぐろはえなわ漁業に従事する見込みがある日本国の船舶について、船名、登録番号、漁業者名及び漁業に従事する乗組員数を通報する。

2 1に定める情報は、それが提供されるいずれの船舶についても、その船舶が指定水域内に入つた年の年において最初に操業を始めると思はれる日より少なくとも十四日前に提供されるものとし、このようにして提供された情報は、その年に係る情報となる。ただし、いずれかの年の十二月に提供された情報は、その翌年にも係る情報となる。

第三条

1 オーストラリア連邦政府は、いずれかの日本国の船舶について第二条1に定める情報を受領したときは、その船舶の指定水域内での操業をこの協定の規定に従つて容易にするために必要な行政上の措置を執る。

2 1にいう船舶は、前記の行政上の措置に関連して、妥当な支払を行なう。

第四条

1 この協定に基づく日本国のまぐろはえなわ漁業の年間操業水準は、千九百六十三年から千九百六十七年までの間の平均水準をこえることはない。

2 日本国の当局は、オーストラリアの当局に対し、毎年六月三十日以前に、日本国の船舶が指定水域内で前年に漁獲した魚類の四半期別の重量及びまぐろの魚種別の重量についての情報を

提供する。

提供する。

第五条

- 1 日本国の当局は、この協定の規定が遵守されることを確保するため、適当な措置を執る。
- 2 オーストラリアの当局は、この協定の規定が遵守されていることを確かめるため、第一条に定める水域内にある日本国の船舶に臨むことができる。

第六条

- 1 まぐろはえなわ漁業の装備を有する日本国の船舶は、千九百七十五年十一月二十七日までの間、補給の目的で、オーストラリアのプリズベーン、フリーマントル、ホバート及びシドニーの各港に入ることができる。
- 2 両政府は、千九百七十五年五月二十七日までに、まぐろはえなわ漁業の装備を有する日本国の船舶が千九百七十五年十一月二十七日後においてオーストラリアの港に引き続き出入することに関して協議する。

第七条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の実施について協議を行なう。

第八条

この協定のいかなる規定も、沿岸国の漁業管轄権に關するいづれかの政府の立場を害するものとなしてはならない。

第九条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十八年十一月二十七日に キャンペラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本

書一通を作成した。

日本国政府のために

甲斐文比吉

オーストラリア連邦政府のために

ポール・ハズラック

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十八年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締結国政府は、輸出による収入を得るため、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとつて、この商品が特に重要であることを認め、

コーヒーの市場取引に關する緊密な国際協力が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を促進し、かつ、このようにして生産者と消費者との間の政治的及び経済的結合の強化に寄与することを考慮し、

生産者及び消費者の双方にとつて有害であることがある生産と消費との間の持続的な不均衡、重圧的な在庫の累積及び顕著な価格変動におもむく傾向が生ずることを予期すべき理由があるものと認め、

そのような事態は、国際的措置を執らない限り、通常の市場の力によつては是正することができ

きないものであることを確信し、また、国際コーヒー理事會が千九百六十二年の国際コーヒー協定について行なつた再交渉に留意して、

次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (1) 公正な価格で、消費者のためにコーヒーの十分な供給を確保し、かつ、生産者のためにコーヒーの市場を確保するように、また、生産と消費との間の長期的均衡をもたらすように、供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。

- (2) コーヒーの重圧的な過剰及び過度の価格変動によつて生ずる深刻な困難で生産者及び消費者の双方に不利益となるようなものを軽減すること。

- (3) 加盟国において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現を助けること。

- (4) 価格を公正な水準に維持し、かつ、消費を増大させることによつて、コーヒー輸出の購買力の増大を助けること。

- (5) すべての可能な方法によつてコーヒーの消費を奨励すること。

- (6) コーヒーの取引と工業製品の市場の経済的安定性との關係を認識し、一般的に、世界のコーヒー問題に關して国際協力を促進すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

- (1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実

(パーチメント・コーヒーであるか、生コーヒーであるか、いりコーヒーであるかを問わない)をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。

- (a) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。

- (b) 「コーヒーの実」とは、コーヒー樹の完全な果実をいう。コーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍するものとする。

- (c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍するものとする。

- (d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーをなんらかの程度までいつたものをいい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍するものとする。

- (e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は三倍するものとする。

- (f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を三倍するものとする。
- (g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を三倍するものとする。
- (2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラムのメートル・トン又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。
- (3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。
- (4) 「コーヒーの輸出」とは、第三十九条に別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーの積出しでそのコーヒーを生産した国の領域からその外に向けて行なうものをいう。
- (5) 「機関」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、第七条に規定する国際コーヒー機関、国際コーヒー理事会及び執行委員会をいう。
- (6) 「加盟国」とは、締約国、第四条の規定に基づいて本土地域と分離して加盟国であると宣言された属領又は第五条若しくは第六条の規定に基づいて加盟集団として機関に加盟する二以上の締約国若しくは二以上の属領若しくはその両者をいう。
- (7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出がコーヒーの輸入を上回る加盟国又は国をいう。
- (8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入がコーヒーの輸出を上回る加盟国又は国をいう。

- (9) 「加盟生産国」又は「生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のコーヒーを生産する加盟国又は国をいう。
- (10) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の過半数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の過半数（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる数の票をいう。
- (11) 「区分ごとの三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投票する票の三分の二以上の多数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投票する票の三分の二以上の多数（加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにそれぞれ別個に計算する。）にあたる数の票をいう。
- (12) 「効力発生の日」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この協定が暫定的に又は確定的に効力を生ずる日をいう。
- (13) 「輸出可能生産量」とは、当該コーヒー年度における輸出国のコーヒーの総生産量からその年度における国内消費に充てられる部分を差し引いた数量をいう。
- (14) 「輸出可能数量」とは、当該コーヒー年度における輸出国の輸出可能生産量に過去の年度を通じて累積した在庫量を加えた数量をいう。
- (15) 「輸出権利数量」とは、加盟国がこの協定に基づき輸出することを承認されるコーヒーの数量の合計をいい、第四十条の規定に基づき輸出割当使用分に算入しないこととなる輸出を含む。
- (16) 「承認輸出」とは、輸出権利数量の範囲内で実際に行なつた輸出をいう。
- (17) 「許容輸出」とは、承認輸出と第四十条の規定に基づき輸出割当使用分に算入しないこととなる輸出とを合わせたものをいう。

- 第三章 加盟国
- 第三条 機関の加盟国
- (1) 各締約国は、第四条、第五条及び第六条に別段の定めがある場合を除くほか、その属領で第六十五条(1)の規定に基づいてこの協定が適用されるものと合して、機関の単一の加盟国となる。
- (2) 加盟国は、理事会が同意する条件に従い、この協定の承認、批准若しくは受諾又はこれへの加入の際にすでに宣言した加盟国としての自国の区分を変更することができる。
- (3) 二以上の加盟輸入国が、この協定に参加する方式及び（又は）自国が機関において代表される方式の変更を申請した場合に、理事会は、この協定の他の規定にかかわらず、当該加盟輸入国との協議の後、その変更された方式による参加及び（又は）代表のための条件を決定することができる。
- 第四条 属領と分離してする加盟
- コーヒーの純輸入者である締約国の政府は、いつでも、第六十五条(2)の規定に従つて通告を行なうことにより、コーヒーの純輸出者である属領で自国が指定するものと分離して機関に加盟することを宣言することができる。この場合において、その本土地域は、指定しなかつたその属領と合して単一の加盟国となり、指定したその属領は、当該通告中に示すところに従つて個別に又は集団として、本土地域と分離して加盟国となる。
- 第五条 機関に加盟する際に形成する加盟集団
- (1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国の政府は、それぞれの承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託する際に国際連合事務総長に対して行なう通告及び理事会に対して行なう通告により、自国が加盟集団として機関に参加することを宣言することができる。第六十五条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受けることとなる

- つた属領は、その国際関係について責任を有する国の政府が第六十五条(2)の規定に基づいて通告を行なつた場合には、そのような加盟集団の一部となることができる。これらの締約国及び属領は、次の条件を満たすものでなければならぬ。
- (a) 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。
- (b) さらに、理事会に対し、当該集団が共通のコーヒー政策を遂行するために必要な機構を有すること及び当該集団の他の構成員とともにこの協定に基づくその義務を履行する手段を有することについての十分な証拠を提出すること。
- (c) さらに、当該集団が集団的加盟の趣旨に従うことができ、かつ、集団的加盟に伴う集団の義務を履行することができる旨の保証を理事会に与えるように、理事会に対し、次のいずれかについての証拠を提出すること。
- (i) 当該締約国及び属領が、過去の国際コーヒー協定において集団として認められていたこと。
- (ii) 当該締約国及び属領が、次のものを有すること。
- (a) コーヒーに関する共通の又は調整された商業上及び経済上の政策
- (b) 通貨及び財政に関する調整された政策並びにこの政策を遂行するために必要な組織
- (2) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、集団の各構成員は、次の規定から生ずるすべての事項に関しては、単一の加盟国として取り扱う。
- (a) 第十二章、第十三章及び第十六章の規定
- (b) 第四章第十條、第十一章及び第十九條の規定
- (c) 第二十章第六十八條の規定
- (3) 加盟集団として加盟する締約国及び属領は、

この協定の規定(2)に掲げるものを除く。)から生ずるすべての事項に關して理事会においてそれらを代表する政府又は機構を特定しなければならぬ。

(4) 加盟集団の投票権は、次のとおりとする。

(a) 加盟集団は、個別に機関に加盟する単一の加盟国の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、これらの政府又は機構が用いる。

(b) (2)に掲げる規定から生ずる事項について投票が行なわれる場合には、加盟集団の構成員は、第十二条(3)の規定によつて自己に属する票を、各構成員が個々の加盟国である場合と同様に、個別に用いることができる。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構にのみ属する。

(5) 加盟集団の構成員である締約国又は属領は、理事会に對する通告によつて、当該加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることができる。その脱退は、理事会が当該通告を受領した時に効力を生ずる。構成員が加盟集団からそのように脱退した場合又は構成員が機関からの脱退その他の事情によつて加盟集団の構成員でなくなつた場合には、当該加盟集団の残余の構成員は、理事会に對し、当該加盟集団を維持することを申請することができ、当該加盟集団は、理事会が当該申請を却下しない限り、存続する。加盟集団が解散した場合には、その従来の各構成員は、個々の加盟国となる。加盟集団の構成員でなくなつた加盟国は、この協定の有効期間中再びいかなる加盟集団の構成員となることもできない。

第六条 機関に加盟した後に形成する加盟集団

二以上の加盟輸出国は、この協定が自国について効力を生じた後いつでも、理事会に對し、加盟集団を形成することを申請することができる。理

事会は、当該加盟輸出国が、第五条(1)に定める条件を満たすように、宣言を行ない、かつ、証拠を提出したと認定する場合には、当該申請を承認する。この承認があつた場合には、当該加盟集団は、第五条(2)、(3)、(4)及び(5)の規定の適用を受ける。

第四章 機関及び運用

第七条 国際コーヒ―機関の所在地及び構成

(1) 千九百六十二年の国際コーヒ―協定に基づいて設立された国際コーヒ―機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、存続する。

(2) 機関の所在地は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行なわない限り、ロンドンとする。

(3) 機関は、国際コーヒ―理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営む。

第八条 国際コーヒ―理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コーヒ―理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

(2) 各加盟国は、理事会において、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟国は、さらに、その代表又は代表代理に同行する顧問を指名することができる。

第九条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定を実施するために必要な権限を有し、及びそのために必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、この協定の実施に必要な規則でこの協定に適合するもの(手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。)を区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で定める。理事会は、その手続規則中に、会合しない特定の問題について決定を行なうための手続を定めることができる。

(3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するために必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管し、並びに年次報告を公表する。

第十条 理事会の議長及び副議長の選挙

(1) 理事会は、各コーヒ―年度につき、議長並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長を選挙する。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙し、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙する。これらの役員は、毎コーヒ―年度、両区分の加盟国に交互にふり当てる。

(3) 議長及び議長として行動する副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十一条 理事会の会議

理事会は、原則として年二回、通常会議を開催する。理事会は、その決定により、特別会議を開催することができる。特別会議は、また、執行委員会、五の加盟国又は少なくとも二百票を有する一若しくは二以上の加盟国が要請する場合にも開催される。会議の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行なう。会議は、理事会が別段の決定を行なわない限り、機関の所在地において開催する。

第十二条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(8)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内でそれぞれ配分する。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟国の各区分内の基本票の数が合計して百五十をこえないことを条件とする。加盟輸出国の数が三十をこえる場合又は加盟輸入国の数が三

十をこえる場合には、当該区分内の各加盟国の基本票の数は、各区分内の基本票の数が合計して百五十以下となるように調整する。

(3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、各国の基本輸出割当てに比例して配分する。ただし、第五条(2)に掲げる規定から生ずる事項について投票を行なう場合には、加盟集団に配分した残余の票は、当該加盟集団の構成員の間で、当該加盟集団の基本輸出割当て中の各自の持分に比例して配分する。基本輸出割当てを受けなかつた加盟輸出国は、この残余の票の配分を受けない。

(4) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、各国の過去三年間におけるコーヒ―の輸入の平均数量に比例して配分する。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒ―年度の当初に決定するものとし、(6)に別段の定めがある場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(6) 機関の加盟国に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十五条、第三十八条、第四十五条、第四十八条、第五十四条若しくは第五十九条の規定に基づいて停止され若しくは回復される場合には、理事会は、いつでも、この条の規定に従つて票の再配分の措置を執る。

(7) いかなる加盟国も、四百をこえる数の票を有することとなつてはならない。

(8) 票数は、分数であつてはならない。

第十三条 理事会の投票手続

(1) 各代表は、自己が代表する加盟国のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投してはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委託された票については、前記の票と別個に用いることができる。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に對し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に對し、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使する権限を委任することができる。

この場合には、第十二条(7)に定める制限は、適用しない。

第十四条 理事会の決定

- (1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行なう。
- (2) この協定において区分ごとの三分の二以上の多数票による議決を必要とする理事会の措置に關しては、次の手続による。
 - (a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決が得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。
 - (b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決が得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。
 - (c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決が三回目の表決においても得られない場合には、当該議案は、可決されたものとみなす。
 - (d) 理事会が議案をその後の表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとする。
- (3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十五条 執行委員会の構成

- (1) 執行委員会は、第十六条の規定に従つて毎コーヒール年度選挙される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。構成国は、再選され

ることができる。

- (2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命する。
- (3) 執行委員会の議長は、理事会が毎コーヒール年度任命するものとし、また、再任されることが出来る。議長は、投票権を有しない。代表が議長に任命された場合には、代表代理が代表に代わつて投票権を有する。
- (4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することが出来る。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

- (1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行なう。
- (2) 加盟国は、第十二条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補に投ずる。加盟国は、第十三条(2)の規定に従つて委託された票は他の候補に投ずることが出来る。
- (3) 最も多数の票を獲得した八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票において、少なくとも七十五票を獲得しない限り、当選国とされることはない。
- (4) 一回目の投票において(3)の規定に従つて八未満の候補が当選した場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいだけの候補にも票を投じなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最少限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五ずつ減ずるものとする。
- (5) 当選したいだけの加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当選した加盟国中のいずれか一国に自国の票を委託する。
- (6) 加盟国は、当選した際にもともと自国に投じられた票及び当選した後自国に委託された票を

与えられたものとする。ただし、当選したいだけの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九をこえることとなつてはならない。

- (7) 当選した加盟国に与えられたものとされる票の数が四百九十九をこえることとなる場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、相互間の取決めににより、そのうち一又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し、その票を他の当選した加盟国に委託することとし、このようにして、当該当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九をこえないこととなるようにする。

第十七条 執行委員会の権限

- (1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。
- (2) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、次の権限以外の権限の一部又は全部の行使を執行委員会に委任することができる。
 - (a) 第二十四条の規定に基づき、運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。
 - (b) 第三十五条(3)及び第三十七条の規定に基づいて行なう調整の場合を除くほか、この協定に基づいて輸出割当てを決定すること。
 - (c) 第四十五条又は第五十九条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。
 - (d) 第四十八条の規定に基づいて各国及び世界の生産目標を決定し、又は修正すること。
 - (e) 第四十九条の規定に基づいて在庫に關する政策を決定すること。
 - (f) 第五十七条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
 - (g) 第五十九条の規定に基づき、紛争について決定を行なうこと。
- (h) 第六十三条の規定に基づいて加入のための条件を決定すること。
- (i) 第六十七条の規定に基づき、加盟国の脱退を要求することを決定すること。

- (j) 第六十九条の規定に基づき、この協定の有

効期間を延長し、又はこの協定を終了させること。

- (k) 第七十条の規定に基づき、加盟国に対して改正を勧告すること。

- (3) 理事会は、いつでも、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対するいずれかの権限の委任を取り消すことができる。

第十八条 執行委員会の投票手続

- (1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条(6)及び(7)の規定に基づいて与えられたすべての票を投ずる権利を有する。代理投票は、許されない。構成国は、これらの票を分割して投ずることが出来ない。

- (2) 執行委員会が執るいかなる措置も、理事会が当該措置を執る場合と同様の多数による議決を必要とする。

第十九条 理事会及び執行委員会の定足数

- (1) 理事会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二の多数にあたるものの数とする。理事会の会期の第一日として予定された日に定足数が得られない場合は、理事会の会期中続けて三回の会合において定足数が得られない場合には、理事会は、七日後に開催するものとし、その際の定足数及び当該会期の残余の期間中の定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の単純過半数にあたるものの数とする。第十三条(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。
- (2) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二の多数にあたるものの数とする。

第二十条 事務局長及び職員

- (1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務

局長を任命する。事務局長の任命の条件は、理事會が定めるものとし、類似的政府間機關の相當する職員に適用する条件と權衡を失しないものでなければならぬ。

(2) 事務局長は、機關の首席の管理職員であり、また、この協定の運用に關し、自己に屬する任務の遂行について責任を負ふ。

(3) 事務局長は、理事會が定める規則に従つて職員を任命する。

(4) 事務局長及び其の職員も、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害關係を有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行にあつて、いずれの加盟國からも、また、機關外のいかなる他の當局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機關に對してのみ責任を負ふ國際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動をも差し控えるものとする。各加盟國は、事務局長及び職員の責任の持つべき國際的な性質を尊重すること並びにこれらの者に對しその責任の遂行について影響を及ぼさうとしないことを約束する。

第二十一条 他の機關との協力

理事會は、國際連合、その專門機關その他の適當な政府間機關との協議及び協力のために望ましいすべての措置を執ることが出来る。理事會は、これらの機關その他コーヒーに關係のあるいかなる機關に對し、理事會の會合にオブザーバーを送るよう招請することが出来る。

第五章 特權及び免除

第二十二條 特權及び免除

(1) 機關は、法人格を有する。機關は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し、並びに訴訟を提起する能力を有する。

(2) 機關の本部が所在する國の政府(以下「接受政府」といふ)は、機關並びにその事務局長及び職員並びに任務の遂行のために接受政府の領域に滞在している加盟國の代表につき、その地位、特權及び免除に關する協定で理事會が承認するものをできる限りすみやかに機關と締結するものとする。

(3) (2)にいう協定は、この協定とは別個のものとし、その終了のための条件を規定する。

(4) 接受政府は、(2)にいう協定に基づき租税について別段の措置を執らない限り、次のことを行なう。

(a) 機關がその被用者に支払う報酬に對する課税を免除すること。ただし、この免除は、接受國の國民には適用することを要しない。

(b) 機關の資産、収入その他の財産に對する課税を免除すること。

(5) 機關は、(2)にいう協定が承認された後、國際コーヒー協定の機能が適正に営まれるために必要の特權及び免除に關する協定で理事會が承認するものを他の加盟國と締結することが出来る。

第六章 會計

第二十三條 會計

(1) 理事會に對する代表團、執行委員會に對する代表及び理事會又は執行委員會に屬する委員會に對する代表の費用は、各自の政府が支弁する。

(2) この協定の運用に必要なその他の費用は、第二十四條の規定に従つてその額が決定される加盟國からの年次分担金により支弁する。もつとも、理事會は、特定の役務について手数料を徴収することが出来る。

(3) 機關の會計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十四條 予算の決定及び分担金の額の決定

(1) 理事會は、各會計年度の下半期において、次の會計年度の機關の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に係る各加盟國の分担金の額を決定する。

(2) 各會計年度の運営予算に係る各加盟國の分担

金の額は、当該各會計年度の運営予算が承認された時点において当該各加盟國の票數がすべての加盟國の票數の合計中に占める割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定される會計年度の当初に加盟國間の票の配分が第十二條(5)の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該年度につき、その変更に応じて調整する。分担金の額の算定にあつては、各加盟國の票數は、いずれかの加盟國の投票權の停止又はそれから生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

(3) この協定の効力發生の日の後に機關に加盟する加盟國の最初の分担金の額は、当該加盟國が有することとなる票の數及び当該會計年度の残余の期間を基礎として、理事會が決定する。この場合において、当該會計年度における他の加盟國の分担金の額は、変更しない。

第二十五條 分担金の支払

(1) 各會計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することが出来る通貨で支払うものとし、その支払の義務は、当該會計年度の最初の日に生ずる。

(2) いずれかの加盟國が分担金の支払の義務が生ずる日から六箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、理事會における投票權及び執行委員會においてその票を投じさせる權利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟國は、理事會が区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づくその他のいづれの權利をも奪われ、又はこの協定に基づくいづれの義務をも免除されることはない。

(3) 加盟國は、(2)、第三十八條、第四十五條、第四十八條、第五十四條又は第五十九條の規定に基づいて投票權を停止された場合においても、なお、その分担金を支払う責任を負ふ。

第二十六條 會計の検査及び公表

獨立の専門家による會計検査を了した各會計年度の機關の収支計算書は、当該各會計年度の終了後できる限りすみやかに、承認及び公表のために理事會に提出する。

第七章 輸出の規制

第二十七條 加盟國による一般的約束

(1) 加盟國は、第一條特に同條(4)に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。加盟國は、その社会的及び經濟的進歩のための計画を遂行することに伴う外貨の必要に應じさせるためコーヒーの輸出から生ずる實質的收入を漸進的に増加するような態様で、この協定を実施することが望ましいことに同意する。

(2) 加盟國は、この章に規定する輸出割当ての決定その他この協定の実施によつて前記の目的を達成するため、コーヒーの價格の一般的水準が千九百六十二年における一般的水準を下回らないことを確保する必要があることに同意する。

(3) 加盟國は、さらに、公正であり、かつ、消費の望ましい増大を妨げない價格を消費者のために確保することが望ましいことに同意する。

第二十八條 基本輸出割当て

輸出國は、千九百六十八年十月一日から、附屬書Aに定める基本輸出割当てを有する。

第二十九條 加盟集團の基本輸出割当て

附屬書Aに掲げる二以上の國が第五條の規定に従つて加盟集團を形成する場合には、附屬書Aに定めるこれらの國の基本輸出割当てを合計し、その合計を、この章の規定の適用上、單一の基本輸出割当てとして取り扱う。

第三十條 年間輸出割当ての決定

(1) 理事會は、各コーヒー年度の始まる日の少なくとも三十日前に、三分の二以上の多數票による議決で、翌コーヒー年度につき、全世界の輸入及び輸出の見積り並びに非加盟國からの推定される輸出の見積りを採択する。

(2) 理事會は、(1)の見積りを勘案して、遲滞なく

すべての加盟輸出国について年間輸出割当てを決定する。この各年間輸出割当ては、附属書Aに定める基本輸出割当てに対して互いに同一の百分率となるようにするものとする。ただし、年間輸出割当てにつき第三十一条(2)の規定の適用を受ける加盟輸出国については、この限りでない。

第三十一条 基本輸出割当て及び年間輸出割当てに関する追加規定

- (1) 過去三年間におけるコーヒーの承認輸出の年平均が十萬袋に達しなかつた加盟輸出国は、基本輸出割当てを受けないものとし、このようない加盟輸出国の年間輸出割当ては、(2)の規定に従つて算定する。このようない加盟輸出国の年間輸出割当てが十萬袋に達した場合に、理事会は、その加盟輸出国について基本輸出割当てを設定する。
- (2) 基本輸出割当てを受けなかつた各加盟輸出国は、附属書Aの注2に別段の定めがある場合を除くほか、千九百六十八ー千九百六十九コーヒー年度につき、附属書Aの注1に定める年間輸出割当てを有する。この年間輸出割当ては、その後の各年度については、(3)の規定に従うことを条件として、(1)に規定する十萬袋の限度に達する時まで、前記の最初の年間輸出割当ての十パーセントずつ増加する。

- (3) (2)の各加盟輸出国は、理事会のための情報として、毎年おそくとも七月三十一日までに、事務局長に対し、翌コーヒー年度中に輸出割当てを使用して輸出することができると予想するコーヒーの数量を通告する。このように示された数量は、翌コーヒー年度分の当該加盟輸出国の年間輸出割当てとなる。ただし、その数量は、(2)に定める許容増加率をこえて増加してはならない。

- (4) 基本輸出割当てを受けなかつた加盟輸出国も、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第四十

条の規定の適用を受ける。

- (5) 国際連合との信託統治協定に基づいて施政が行なわれている信託統治地域で施政権者以外の国に対する年間輸出が十萬袋をこえないものは、その年間輸出が十萬袋をこえない限り、この協定中の輸出割当てに関する規定の適用を受けない。

第三十二条 四半期輸出割当ての決定

- (1) 理事会は、年間輸出割当てを決定した後直ちに、当該コーヒー年度を通じて供給が需要見積りと妥当な均衡を保つように、各加盟輸出国について四半期輸出割当てを決定する。
- (2) 四半期輸出割当ては、当該コーヒー年度分の各加盟輸出国の年間輸出割当ての二十五パーセントにできる限り近く決定するものとする。いずれの加盟輸出国も、コーヒー年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十パーセント、最初の二の四半期に六十パーセント、また、最初の三の四半期に八十パーセントをこえて輸出することは許されない。いずれかの四半期分の加盟輸出国の輸出が当該四半期分の当該加盟輸出国の輸出割当てに達しない場合には、当該輸出割当て不使用分を当該コーヒー年度中の次の四半期分の当該加盟輸出国の輸出割当てに加算する。

- 第三十三条 年間輸出割当ての調整
理事会は、市場の状況によつて必要である場合には、輸出割当ての実情を再検討し、第三十条(2)の規定に基づいて決定された基本輸出割当てに対する百分率を変更することができる。この場合において、理事会は、加盟輸出国の予想される輸出割当て不使用分を考慮に入れる。

- 第三十四条 輸出割当て不使用分の通告
加盟輸出国は、当該コーヒー年度分の輸出割当ての全量を輸出するために十分なコーヒーを保有しているかどうかを、当該コーヒー年度中できる限りすみやかに（おそくとも当該コーヒー年度の八箇月目の月の末日までに）及び理事会が定める一層おそい日に、理事会に通告する

ることを約束する。

- (2) 理事会は、第三十三条の規定に従つて輸出割当ての水準を調整するかどうかを決定するにあたり、(1)の通告を考慮に入れる。

第三十五条 四半期輸出割当ての調整

- (1) 理事会は、この条に規定する場合においては、第三十二条(1)の規定に基づき各加盟輸出国について決定した四半期輸出割当てを変更する。

- (2) 理事会が第三十三条の規定に従つて年間輸出割当てを変更する場合においては、その変更は、当該コーヒー年度の当該四半期分の輸出割当て、当該四半期分及び残余の四半期分の輸出割当て又は残余の四半期分の輸出割当てに反映しなればならない。

- (3) 理事会は、(2)に規定する調整のほか、市場の状況によつて必要であると認める場合には、年間輸出割当てを変更することなく、当該コーヒー年度の当該四半期分及び残余の四半期分の輸出割当ての間で調整を行なうことができる。

- (4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、第三十二条(2)に規定する制限によつてその経済に重大な損害を受けるおそれがあると認める場合には、理事会は、当該加盟輸出国の要請により、第五十七条の規定に基づく適当な措置を執ることができ、当該加盟輸出国は、当該損害について十分な保証を行なわなければならない。ただし、理事会は、いかなる場合にも、当該コーヒー年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に六十五パーセント、また、最初の三の四半期に八十五パーセントをこえて輸出することを加盟輸出国に対して承認してはならない。

- (5) すべての加盟国は、短期間に生ずる価格の著しい上昇又は下落が、価格の基本的動向を不当にゆがめ、生産者及び消費者の双方に深刻な不安をもたらし、かつ、この協定の目的の達成を危うくするおそれがあるものであることを認め

る。したがつて、短期間に価格の一般的水準がそのように変動する場合には、加盟国は、理事会の会合を要請することができ、理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を変更することができる。

- (6) 理事会は、価格の一般的水準の急激かつ異常な上昇又は下落が輸入者間、輸出者間又はその双方間の協定によるコーヒー市場の人為的操作に基因するものであると認定する場合には、単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を再変更するためにいかなる是正措置を執るべきかを決定する。

第三十六条 輸出割当ての調整のための手続

- (1) 年間輸出割当ては、第三十一条及び第三十七条に別段の定めがある場合を除くほか、各加盟輸出国の基本輸出割当てに同一の百分率を乗ずることにより、決定し及び調整する。

- (2) 第三十五条(2)、(3)、(5)及び(6)の規定に基づきすべての四半期輸出割当てに対して行なわれる一般的変更は、理事会が定める適当な規則に従い、各加盟輸出国の四半期輸出割当てについて比例的に適用される。この規則は、各加盟輸出国の年間輸出割当てのうち当該加盟輸出国が当該コーヒー年度の各四半期においてすでに輸出し又は輸出の権利を有する数量の各百分率を考慮して定める。

- (3) 第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定に基づく年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行なう。

第三十七条 輸出割当ての調整のための追加規定

- (1) 理事会は、第三十条に規定する全世界の輸入及び輸出の見積りに従つて年間輸出割当てを決

定するほか、次のことを確保するように努力するものとする。

(a) 消費者がその必要とする種類のコーヒーを入手することができること。

(b) 各種のコーヒーの価格が公正であること。

(c) 短期間に急激な価格変動が生じないこと。

(2) (1)に掲げる目的を達成するため、理事会は、第三十六条の規定にかかわらず、主たる種類のコーヒーの価格の動きに応じて年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを調整するための制度を採用することができる。このように設定された制度の下で年間輸出割当てを削減することができる限度は、理事会が、毎年、五パーセントをこえない範囲で定める。この制度のため、理事会は、各種のコーヒーについて価格差及び価格帯を設定することができる。この場合において、理事会は、特に価格動向を考慮に入れる。

(3) (2)の規定に基づく理事会の決定は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行なう。

第三十八条 輸出割当ての遵守

(1) 輸出割当てによる規制を受ける加盟輸出国は、この協定中の輸出割当てに関連するすべての規定の完全な遵守を確実にするために必要な措置を執らなければならない。理事会は、みずから執ることのある措置のほかに、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟輸出国に対し、この協定に定める輸出割当て制度を効果的に遂行するための追加的措置を執ることを要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てをこえて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国がいずれかの四半期分の自国の輸出割当てをこえて輸出した場合には、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当てから、当該超過分の百パーセントに相当する数量を削減する。

(4) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に再びその四半期輸出割当てをこえて輸出した場合に

は、理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当てから、合計して当該超過分の二倍に相当する数量を削減する。

(5) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に三回以上その四半期輸出割当てをこえて輸出した場合に、理事会は、(4)に規定する削減と同様の削減を行なうものとし、また、当該加盟輸出国の投票権は、理事会が第六十七条の規定に従い当該加盟輸出国に対して機関から脱退することを要求する措置を執るかどうかを決定する時まで、停止される。

(3)、(4)及び(5)に規定する輸出割当ての削減並びに(5)に規定する追加的措置は、理事会が必要なる情報を得た後でできる限りすみやかに、その定める規則に従って執るものとする。

第三十九条 属領からのコーヒーの積出

(1) 加盟輸出国の属領からその本土地域又は他の属領に向けて行なわれるコーヒーの積出しで当該本土地域若しくは当該他の属領又は当該加盟輸出国のその他の属領における国内消費のためのもは、(2)に別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーの輸出とはみなされず、輸出割当てによるいかなる制限をも受けない。ただし、当該加盟輸出国が、再輸出の統制につき、及び自国の本土地域と属領との間の特殊な関係から生ずるその他の事項でこの協定の実施に関連している理事会が認定するものにつき、理事会にとつて満足すべき取極を締結することを条件とする。

(2) もつとも、加盟国とその属領であつて第四条又は第五条の規定に従い本土地域と分離して機関の加盟国又は加盟集団の構成員となつたものとの間のコーヒーの取引は、この協定の適用上、コーヒーの輸出として取り扱ふ。

第四十条 輸出割当て使用分に算入しない輸出

(1) 一人当たりの消費量が現在に少ないが将来著

しく増大する可能性がある世界の特定の地域におけるコーヒーの消費の増大を容易にするため、附属書Bに掲げる国に対する輸出は、(2)(f)に別段の定めがある場合を除くほか、輸出割当て使用分に算入しない。理事会は、毎年、附属書Bからいずれかの国を削除すべきかどうか又は同附属書にいずれかの国を追加すべきかどうかを決定するために同附属書を検討するものとすし、その決定に従つて措置を執ることができる。

(2) 附属書Bに掲げる国に対する輸出については、次の規定を適用する。

(a) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒーの消費の増大について前コーヒー年度に得られた結果を検討し、かつ、振興運動及び通商取極の推定される効果を考慮した後、毎年、これらの国の国内消費のための輸入の見積りを作成する。理事会は、当該コーヒー年度中はその見積りを修正することができ、附属書Bに掲げる国に対する加盟輸出国の輸出は、合計して、理事会が決定した数量を上回つてはならないものとし、そのため、機関は、附属書Bに掲げる国に対する最近の輸出を加盟輸出国に常時通報しておく。加盟輸出国は、各月における附属書Bに掲げる国に対するすべての輸出を、その月の末日から三十日以内に、機関に通報する。

(b) 加盟国は、機関が附属書Bに掲げる国へのコーヒーの流入を監視することを助けるため及びこれらの国においてこのコーヒーが消費されることを確保するため、機関が必要とする統計その他の情報を提供する。

(c) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国による伝統的市場に対するコーヒーの再輸出を防止するための規定を現行の通商取極に取り入れるため、できる限りすみやかに当該現行の通商取極について再交渉するように努力するものとする。加盟輸出国は、また、すべての新

しい通商取極及び通商取極が適用されないすべての新しい寛渡契約(民間貿易業者と交渉したもの)であるか政府機関と交渉したものであるかを問わないに、同様の規定を取り入れる。

(d) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国に対する輸出の監視を常に維持するため、これらの国向けのすべてのコーヒー袋に「新市場」の文言を明示し、また、附属書Bに掲げられていない国に対する再輸出又は転送の防止についての適当な保証を要求する。理事会は、このため、適当な規則を定めることができる。附属書Bに掲げる国以外のすべての加盟国は、附属書Bに掲げる国以外の国から直接に積み出され若しくは転送されたコーヒーの積荷、附属書Bに掲げる国以外の国を原仕向国とするものであることの証拠が袋若しくは輸出に関する書類に示されているコーヒーの積荷又は附属書Bに掲げる国を仕向地として表示する証明書を伴い若しくは「新市場」の文言が示されているコーヒーの積荷の自国への搬入を例外なくすべて禁止する。

(e) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒー市場の発展について得られた結果に関する詳細な報告書を毎年作成する。

(f) 加盟輸出国が附属書Bに掲げる国に輸出したコーヒーが附属書Bに掲げられていない国に対して再輸出され又は転送された場合には、理事会は、再輸出され又は転送されたコーヒーの数量に相当する数量を当該加盟輸出国の輸出割当て使用分に算入するものとし、また、さらに、その定める規則に従つて、第三十八条(4)の規定を適用することができる。当該附属書Bに掲げる国から再び再輸出が行なわれた場合には、理事会は、その事実を調査し、かつ、必要と認めるときはいつでも、附属書Bからその国を削除することができる。

(3) 人間による飲料又は食料品としての消費以外のものならぬ目的のために工業的加工に供する原材料としてのコーヒー豆の輸出は、輸出割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に前記の目的のために使用される旨の十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

(4) 理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合には、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行なつたコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十一条 地域内及び地域間の価格取極

(1) 加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の価格取極は、この協定の一般的目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければならぬ。これらの取極の一方がこの協定の目的に適合しない結果をもたらすおそれがあると認めるときは、理事会が次の会期において関係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(2) 理事会は、加盟国及びその参加している地域的機関との協議において、当該加盟国がその価格政策を通じてコーヒーの各種の等級及び品質に応じ維持するように努力すべき価格差を勧告することができる。

(3) (2)の規定に基づく勧告に従つて価格差が採用されている等級及び品質のコーヒーにつき短期間に急激な価格変動が生じた場合には、理事会は、その事態を是正するための適当な措置を勧告することができる。

第四十二条 市場動向の調査

理事会は、この協定に定める輸出割当制度を通じて得られた結果を考慮に入れて価格政策を勧告するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査する。

第八章 原産地証明書及び再輸出証明書
第四十三条 原産地証明書及び再輸出証明書

明書

(1) 加盟国によるその領域において生産されたコーヒーの輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行される有効な原産地証明書で理事会が定める規則に適合するものを必要とする。当該加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の贈本の数を決定し、また、証明書の各原本及びそのすべての贈本に一連番号を附する。理事会が別段の決定を行なわない限り、証明書の原本は、輸出に関する書類に添附するものとし、その贈本一部は、直ちに、当該加盟国が機関に送付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの輸出のために発行された証明書の原本は、当該加盟国が直接に機関に送付する。

(2) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によつて発行される有効な再輸出証明書であつて、そのコーヒーがこの協定に従つて輸入されたことを証明し、かつ、理事会が定める規則に適合するものを必要とする。当該加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の贈本の数を決定し、また、証明書の各原本及びそのすべての贈本に一連番号を附する。理事会が別段の決定を行なわない限り、再輸出証明書の原本は、再輸出に関する書類に添附するものとし、その贈本一部は、直ちに、再輸出する当該加盟国が機関に送付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの再輸出のために発行された証明書の原本は、直接に機関に送付する。

(3) 各加盟国は、(1)及び(2)の規定を適用させ並びに(1)及び(2)に規定する任務を遂行させるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通告する。機関は、非政府団体がこの協定に基づいて定められる規則に従つて加盟国の責任

を果たすための能力及び意思を有していることにつき、当該加盟国が十分な証拠を提出した場合に、当該非政府団体を明示的に承認する。理事会は、理由がある場合にはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくつたことを宣言することができる。理事会は、いつでも、原産地証明書及び再輸出証明書が発行されかつ正しく使用されていることを確認し、かつ、各加盟国が輸出したコーヒーの数量を確認することができるよう、直接に、又は国際的に認められた世界的な組織を通じてすべての必要な措置を執る。

(4) (3)の規定に基づき証明を行なう団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及びその発行の基礎となつた事項の記録を二年以上の期間保管する。非政府団体は、(3)の規定に基づき証明を行なう団体として承認されるためには、機関がいつでも当該記録を審査することができるようになることにかつて同意しなければならない。

(5) 加盟国は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで理事会が定める規則に従つて発行された有効な原産地証明書及び再輸出証明書を添えていないものについては、それが直接に輸入されるか非加盟国を通じて輸入されるかを問わず、その搬入を禁止する。

第九章 加工コーヒー

(1) いずれの加盟国も、他の加盟国に対する輸出及び再輸出に影響を及ぼす政府の措置であつて、当該他の加盟国との関連において全体として生コーヒーよりも加工コーヒーに一層有利な差別的取扱ひとなるものを執つてはならない。この規定の適用にあたり、加盟国は、次のこと

に妥当な考慮を払ふことができる。

(a) 附属書Bに掲げる国の市場における特別の事情

(b) 各種の形態のコーヒーの輸入又は再輸出に關する加盟輸入国による差別的取扱ひ

(2)(a) 加盟国は、(1)の規定が遵守されていないと認める場合には、その苦情を、自国の意見の理由に關する詳細な報告及び執られるべきであつて事務局長に通告することができ、書面によつて事務局長に通告することができ、事務局局長は、その旨を、苦情を申し立てられた加盟国に直ちに通報し、その意見を求める。事務局局長は、関係加盟国に対し相互に満足すべき解決に達するよう勧奨し、かつ、できる限りすみやかに理事会に対して詳細な報告(苦情を申し立てた加盟国が執られるべきである)と認める措置及び苦情を申し立てられた加盟国の意見を含む)を行なう。

(b) 事務局長が通告を受領した後三十日以内に解決に達しなかつた場合には、事務局局長は、通告を受領した後四十日以内に仲裁委員会を設置する。同委員会は、次の者で構成する。

(i) 苦情を申し立てた加盟国が指名する者一人

(ii) 苦情を申し立てられた加盟国が指名する者一人

(iii) 関係加盟国が相互に合意して指名し、又は、そのような合意が成立しない場合には、(i)及び(ii)の規定に基づいて指名される者二人が相互に合意して指名する議長一人

(c) 事務局長が(a)に規定する通告を受領した後四十五日以内に仲裁委員会のいずれかの構成員が決定されない場合には、理事会の議長は、その後十日以内に、関係加盟国と協議した後、決定されていない構成員を任命する。

(d) 仲裁委員会のいずれの構成員も、当該事案に關係がある政府の公務員であつてはならず、また、当該事案の結果にいかなる利害關

係をも有しない者でなければならない。

(e) 関係加盟国は、仲裁委員会の作業を容易にし、また、関係があるすべての情報を提供する。

(f) 仲裁委員会は、設置された後三週間以内に、利用することができるすべての情報に基づき、差別的取扱いが存在するかどうか及び、存在する場合に、その程度を認定する。

(g) すべての問題に関する仲裁委員会の決定は、必要な場合には、実質的事項であるか手続的事項であるかを問わず、過半数票による議決で行なう。

(h) 事務局長は、仲裁委員会の結論を直ちに関係加盟国に通告し、かつ、理事会に通報する。

(i) 仲裁委員会の費用は、機関の運営予算から支出する。

(3)(a) 差別的取扱いが存在すると認定された場合には、関係加盟国は、仲裁委員会の結論に従つて事態を是正するため、その結論の通告を受けた後三十日の期間を与えられる。当該加盟国は、理事会に対し、自国が執ろうとする措置を通報する。

(b) 苦情を申し立てた国は、前記の期間が経過した後においても事態が是正されていないと認める場合には、理事会に通報した後、対抗措置を執ることができる。この対抗措置は、仲裁委員会が認定した差別的取扱いに対抗するために必要な限度をこえるものであつてはならず、また、当該差別的取扱いが存在する期間をこえて存続してはならない。

(c) 関係加盟国は、理事会に対し、自国が執つてゐる措置を常に通報しておく。

(4) 加盟国は、対抗措置を執るにあたり、開発途上にある国が特に工業化及び製品輸出によつてその経済の基盤を拡大するための政策を実施することの必要性に妥当な考慮を払ふことを約束する。

し、また、そのような状況にあるすべての加盟国にこの条の規定が公正に適用されることを確保するために必要な措置を執ることを約束する。

(5) この条のいずれの規定も、加盟国が理事会に対しこの条の規定の適用を受ける問題を提起し又は第五十八条若しくは第五十九条の規定を適用することを妨げるものと解してはならない。もつとも、この提起又は適用は、関係加盟国の同意がない限り、この条の規定に基づいて開始されたいかなる手続をも中断するものではなく、また、当該問題について第五十九条の規定に基づく手続が完了していない限り、この条の規定に基づく手続が開始されることを妨げるものではない。

(6) この条に定める期限は、関係加盟国の合意によつて変更することができる。

第十章 輸入の規制

第四十五条 輸入の規制

(1) 各加盟国は、非加盟国である輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国である輸出国において生産されるコーヒーの年間輸入量を、千九百六十年、千九百六十一年及び千九百六十二年の三暦年度における非加盟国からのコーヒーの輸入の年平均以下に制限する。

(2) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要であると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、(1)に規定する数量制限を停止し、又は変更することができる。

(3) 理事会は、非加盟国原産のコーヒーの許容される輸入量に関する年次報告及び各加盟輸入国が(1)の規定に従つて行なつた輸入に関する四半期報告を作成する。

(4) (1)から(3)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が千九百六十二年八月一日前から二国間又は多数国間の取極に基づいて非

加盟国に対し負つてゐるものを免除するものではない。もつとも、当該矛盾する義務を負ういずれかの加盟輸入国は、(1)から(3)までに定める義務との矛盾を最小限のものとするように当該矛盾する義務を遂行し、当該矛盾する義務を(1)から(3)までの規定に適合するものとするための措置をできる限りすみやかに執り、かつ、理事会に対し、当該矛盾する義務の詳細及び当該矛盾を最小限のものとし又は除去するために執つた措置を通報する。

(5) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会において有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止することができる。

第十一章 消費の増大

第四十六条 振興

(1) 理事会は、コーヒーの消費の振興を後援する。この目的を達成するため、理事会は、コーヒーの原産地、種類又は銘柄のいかなるものをすべての適当な方法によつて輸入国におけるその消費を振興すること並びにこの飲料の最高の品質及び純度の達成及び維持に努めることを目的とする別個の委員会を維持することができる。

(2) 前記の委員会には、次の規定を適用する。

(a) 振興計画の費用は、加盟輸出国の拠出金をもつて支弁する。

(b) 加盟輸入国も、振興計画に資金的に貢献をすることが出来る。

(c) 委員会の構成員は、振興計画に拠出する加盟国に限られる。

(d) 振興計画の規模及び費用は、理事会が検討する。

(e) 委員会の内部規則は、理事会の承認を受けるとする。

(f) 委員会は、加盟国において運動を実施する

に先立ち、当該加盟国の同意を得なければならない。

(g) 委員会は、振興のためのすべての財源を管理し、かつ、この財源に関するすべての計算書を承認する。

(3) 直接に振興活動のために雇用する機関の恒久的職員に関する通常の運営費(振興の目的のための旅行の費用を除く)は、機関の運営予算から支出する。

第四十七条 消費に対する障害の除去

(1) 加盟国は、コーヒーの消費の最大限の増大を、できる限りすみやかに、特に、この増大を妨げるおそれのあるいずれの障害をも漸進的に除去することによつて、達成することが最も重要であることを認める。

(2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に次の措置が現在執られてゐることを認める。

(a) コーヒーに適用される輸入制度(特惠関税その他の関税、輸入割当て並びに政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営を含む)その他の行政規則及び商慣行

(b) 直接又は間接の補助金に関する輸出制度その他の行政規則及び商慣行

(c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

(3) 加盟国は、(1)の目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げよう、又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置を執るよう努力するものとする。

(4) 加盟国は、相互の利益を考慮に入れて、かつ、第一回国際連合貿易開発会議の最終議定書の附属書A IIの精神をもつて、貿易及び消費の増大に対する(2)に規定する障害を漸進的に軽減し、また、可能な限り最後には除去するため、又はこれらの障害の影響を実質的に低減させるための手段及び方法を追求することを約束する。

- (5) 加盟国は、この条の規定を実施するために採用したすべての措置を理事会に通報する。
- (6) 理事会は、この条の目的を達成するために加盟国に勧告を行なうことができ、また、千九百六十九年千九百七十一年度の最初の会期において、達成された結果を検討する。

第十二章 生産の政策及び統制

第四十八条 生産の政策及び統制

- (1) 各加盟生産国は、自国のコーヒーの生産を、国内消費、許容輸出及び第四十九条に規定する在庫のために必要な水準を上回らないように調整することを約束する。

- (2) 各加盟生産国は、千九百六十八年十二月三十一日以前に、(1)に規定する要素に基づく千九百七十二年千九百七十三年度及び千九百七十四年度の生産目標案を執行委員会に提出する。この生産目標案は、執行委員会が区分ごとの単純過半数票による議決で千九百六十八年十二月三十一日以後の最初の理事会の会期の前に拒否しない限り、承認されたものとする。執行委員会は、このように承認された生産目標を理事会に通報する。執行委員会は、いずれかの加盟輸出国の生産目標案を拒否した場合、当該加盟輸出国の生産目標案を勧告する。理事会は、千九百六十八年十二月三十一日以後千九百六十九年三月三十一日以前最初の会期において、執行委員会によって生産目標案を拒否された加盟輸出国又は生産目標案を提出しなかつた加盟輸出国の個々の生産目標案を、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、かつ、執行委員会の勧告に照らして、設定する。

- (3) いずれの加盟輸出国も、その生産目標が(2)の規定に基づき機関によって承認され又は理事会によつて設定される時までは、千九百六十九年四月一日において有効な自国の年間輸出権利数量の水準をこえてその年間輸出権利数量の増加を享受することができない。

- (4) 理事会は、この協定に加入する加盟輸出国の生産目標を設定するものとし、また、加盟輸出国でない加盟生産国の生産目標を設定することができる。

- (5) 理事会は、この条の規定に基づいて設定され又は承認された生産目標を過えず検討し、かつ、それらの生産目標を、その総計が世界の需要見積りに合致するために必要な限度まで、修正する。

- (6) 加盟国は、この条の規定に基づいて設定され又は承認された個々の生産目標に従うことを約束し、各加盟生産国は、このために必要であると認める政策及び手続を適用する。この条の規定に基づいて設定され又は承認された個々の生産目標は、生産の義務の最低限度を意味するものでもなく、また、特定の水準までの輸出の権利を与えるものでもない。

- (7) 加盟生産国は、生産を規制するため及びこの条の規定に基づいて設定され又は承認された個々の生産目標に従うために執つた措置に関する定期的報告を、理事会が決定する形式で及びその決定する時期に、機関に提出する。理事会は、この情報及び関係がある他の情報について行なう評価に照らし、必要又は適当と認める一般的な又は特別の措置を執る。

- (8) この条の規定を遵守するための十分な措置を執つていないと理事会が認定した加盟生産国は、その後、この条の規定に關してその義務を履行していると理事会が認定するまでの間、年間輸出権利数量のその後のいずれの増加をも享受することができず、また、第五十九条(7)の規定に基づいてその投票権を停止されることがある。もつとも、理事会が新たに決定する期間が経過した後に、当該加盟生産国がこの条の目的に適合するための政策の実施のために必要な措置をまだ執つていないことが確認される場合には、理事会は、第六十七條の規定に基づき、当該加盟生産国が機関から脱退することを要求することができる。

- (9) この条の目的を達成するため、機関は、加盟国が要求する場合においては、その権限内において可能であるすべての援助を理事会が決定する条件で当該加盟国に与える。

- (10) 加盟輸入国は、(1)の規定に従つてコーヒーの生産を調整するための加盟輸出国の計画について当該加盟輸出国と協力することを約束する。特に、加盟国は、援助を受ける国が国際コーヒー機関の加盟国であるかどうかを問はず、この条の目的に反する生産政策を遂行するため資金援助又は技術援助を直接に与えること及び自国が参加している国際団体によるそのような援助の申出を支持することを差し控えるものとする。機関は、この条の規定の実施について関係国際団体の最大限の協力を確保するため、それらの団体と密接な連絡を維持する。

- (11) この条に規定するすべての決定は、(2)に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行なう。

第十三章 在庫の規制

第四十九条 コーヒーの在庫に關する政策

- (1) 理事会は、第四十八條の規定を補足するため、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟生産国におけるコーヒーの在庫に關する政策を決定することができる。

- (2) 理事会は、その定める手続に従い、個々の加盟輸出国が保有するコーヒーの在庫の数量を毎年確認するための措置を執る。関係加盟国は、この毎年行なう調査について便宜を与える。

- (3) 加盟生産国は、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設が各加盟生産国に存在することを確保する。

第十四章 加盟国のその他の義務

第五十条 事業者への諮問及びこれとの協調

- (1) 機関は、コーヒー国際取引に關与する適当な非政府機関及びコーヒー問題に關する専門家との密接な連絡を維持する。

- (2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内における活動を行なう。この活動を行なうにあたり、加盟国は、コーヒーの事業者の正当な利益に妥當な考慮を払うように努力するものとする。

第五十一条 求償取引

- 加盟国は、一般的な価格体系を乱すことを避けるため、伝統的市場におけるコーヒーの完渡しを内容とする求償取引で各個に対応する直接的なものを行なうことを差し控えるものとする。

第五十二条 混合品及び代用品

- (1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販するため、他の産物をコーヒーに混合し、又はこれをコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則をも維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有するコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような産物をコーヒーの名称によつて販賣し及び宣伝することを禁止するように努力するものとする。

- (2) 事務局長は、理事会に対し、この条の規定の遵守に關する年次報告を提出する。

- (3) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置を執ることを勧告することができる。

第十五章 季節的金融

第五十三条 季節的金融

- (1) 理事会は、季節的金融に關する二国間、多数国間、地域内又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであるかどうかを確認するために当該取極を審査する。

- (2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に勧告を行なうことができる。

(3) 理事会は、関係加盟国から入手した情報を検討した上で、適当と認める場合には、季節的金融を必要とする加盟国を援助するために一般的な勧告を行なう。

第十六章 多角化基金

第五十四条 多角化基金

(1) 世界のコーヒーの需要と供給との間の妥当な均衡をもたらすために生産を制限するという目的を達成するため、この条の規定によつて国際コーヒー機関の多角化基金を設立する。この基金は、千九百六十八年十二月三十一日までに理事會が承認する規約によつて規制される。

(2) 基金への参加は、加盟輸入国でなく、かつ、十萬袋をこえる輸出権利数量を有する各締約国に對して強制的とする。この規定の適用を受けない締約国の基金への任意の参加及び他の財源からの拠出は、基金と当事者との間で合意される條件に従つて行なう。

(3) 強制的参加の義務を有する参加輸出国は、

○六合衆国ドルに各コーヒー年度において輸出割当市場に對し十萬袋をこえて實際に輸出するコーヒーの袋数を乗じて得た額に相當する額を、四半期賦払で基金に拠出する。拠出は、千九百六十八—千九百六十九コーヒー年度に開始する連続する五年の期間について行なう。基金は、三分の二以上の多数票による議決で、拠出額を一袋につき一合衆国ドルをこえない率にまで引き上げることができる。各参加輸出国の年間拠出額は、最初に、査定の対象となる年度の十月一日におけるその国の輸出権利數量を基礎として査定される。この最初の査定は、その査定の対象となる年度において当該参加輸出国が輸出割当市場に對して輸出したコーヒーの實際の數量に基づいて修正され、拠出額についての必要な調整は、次のコーヒー年度において行なわれる。千九百六十八—千九百六十九コーヒー年度分の年間拠出額の第一回四半期賦払金については、千九百六十九年一月一日に支払の義務

が生じ、その支払は、千九百六十九年二月二十八日までに行なうものとする。

(4) 各参加輸出国の拠出金は、基金が承認する計画又は企画で当該参加輸出国の領域内で実施されるものために利用されるが、いかなる場合にも、その拠出金の二十パーセントは、基金が承認するいずれの計画又は企画にも使用されるため、自由に交換することができ、通貨で支払うものとする。さらに、拠出金のうち基金の規約に定める限度内の比率の部分は、基金の運営費に充てるため、自由に交換することができる通貨で支払うものとする。

(5) 拠出金のうち(4)の規定に従い自由に交換することができ、通貨で支払われる部分の比率は、基金と当該参加輸出国との間の合意によつて引き上げることができる。

(6) 理事會は、基金の運営の三年目の初めに、最初の二年間に得られた結果を検討するものとし、その結果の改善のためにこの条の規定を改正することができる。

(7) 基金の規約は、次の事項を定める。

(a) コーヒーの價格水準の変動で規約に規定するものに關連する拠出の停止

(b) 拠出金のうち当該参加輸出国が利用しなかつた部分の基金への支払で、自由に交換することができ、通貨によるもの

(c) 基金の任務及び活動のうち適当な部分を国際金融機関に委任することを許可する措置

(8) 理事會が別段の決定を行なわないう限り、この条の規定に基づく義務を履行しない参加輸出国は、理事會におけるその投票権を停止されるものとし、また、その輸出権利數量の増加を享受することができない。一年間継続してこの義務を履行しなかつた参加輸出国の政府は、理事會が別段の決定を行なわないう限り、その後九十日

でこの協定の締約国政府でなくなる。

(9) この条の規定に基づく理事會の決定は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で行

なり。

第十七章 情報及び研究

第五十五条 情報

(1) 機関は、次のものの収集、交換及び出版のため本部として活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、價格、輸出、輸入、流通及び消費に關する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に關する技術的情報

(2) 理事會は、その運営のために必要であると認める情報(コーヒーの生産、輸出、輸入、流通、消費及び在庫並びにコーヒーに對する課税に關する定期的な統計的報告を含む)を提供することを加盟国に對して要求することができる。ただし、特定の行為がコーヒーを生産し、加工し又は販売するいずれの人又は会社の行為であるかを識別することができないような情報をも公表してはならない。加盟国は、できる限り詳細かつ正確な形で、要求された情報を提供する。

(3) 理事會が機関の機能の適正な運営のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が受当な期限までに提供せず、又はその提供が困難である場合には、理事會は、当該加盟国に對し、不履行の理由を説明することを要求することができる。理事會は、当該事情に照らして技術的援助が必要であると認める場合には、なんらかの必要な措置を執ることができ、

第五十六条 研究

(1) 理事會は、コーヒーの生産及び流通の經濟的條件、生産国及び消費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に与える影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにコーヒーの生産者及び消費者に對するこの協定の実施の効果(生産者と消費者との間の交易條件に對する効果を含む)に關する研究を奨励することができ

(2) 機関は、コーヒーを生産する加盟国からの輸出について最低の規格を定めることが可能であるかどうかを研究することができる。理事會は、この問題に關する勧告について討議することができる。

第十八章 免除

第五十七条 免除

(1) 理事會は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力、憲法上の義務又は信託統治制度の下で施政が行なわれている地域に對する國際連合憲章に基づく國際的義務を理由とし、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟国に對して義務を免除することができる。

(2) 理事會は、加盟国に對して免除を与えるにあたり、当該加盟国が義務を免除される條件及び期間を明示する。

(3) 理事會は、輸出割当義務の免除の要請が、当該加盟国の輸出可能生産量が一年若しくは二年以上の期間についてその許容輸出を上回つてい

ることを根拠として行なわれ、又は当該加盟国が第四十八条及び第四十九条の規定に従わなかつた結果行なわれる場合には、その要請を検討しない。

第十九章 協議、紛争及び苦情

第五十八条 協議

加盟国は、この協定に關するすべての問題について他の加盟国が行なうことのある申立てに好意的考慮を払い、かつ、この申立てに關するすべての協議を受け入れる。この協議において、事務局長は、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のために努力する獨立の委員會を設置する。委員會の費用は、機關に支弁せよてはならない。事務局長が委員會を設置することについてはいずれかの当事国が同意しなかつた場合又は協議が解決をもたらさなかつた場合には、当該問題は、第五十九条の規定に従つて理事會に付託することができる。協議が解決をもたらした場合には、その旨が事務局長に

報告され、事務局長は、すべての加盟国に当該報告を送付する。

第五十九条 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決しないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため、理事会に付託する。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上にあたる数の票を有する加盟国は、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行なう前にその係争中の問題について(3)に規定する諮問委員会の意見を求めることを要求することができる。

(3) (a) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する者二人。これらの者は、(i)の者と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又は、これらの者の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する議長一人

(b) この協定の締約国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けずに行動するものとする。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が支弁する。

(4) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関係があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行なう。

(5) 加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、これを申し立てる他の加盟国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

(6) 加盟国は、区分ごとの単純過半数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反したと認定されることはない。加盟国がこの協定に違反している旨の認定は、その違反の性質を明示して行なう。

(7) 理事会は、加盟国がこの協定に違反したと認定する場合に、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国が義務を履行するまでの間理事会において有するその投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止し、又は第六十七条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができ

(8) 加盟国は、理事会が紛争又は苦情に係る問題を討議する前にその問題についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

第二十章 最終規定

第六十条 署名

この協定は、千九百六十八年三月三十一日まで、国際連合本部において、千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府による署名のために開放しておく。

第六十一条 批准

この協定は、署名国政府又はその他の政府で千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府であるものにより、その憲法上の手続に従つて承認され、批准され又は受諾されるものとする。承認書、批准書又は受諾書は、第六十二条(2)に別段の定めがある場合を除くほか、千九百六十八年九月三十日まで、国際連合事務総長に寄託するものとする。

第六十二条 効力発生

(1) この協定は、千九百六十八年十月一日に、加

盟輸出国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有する二十以上の加盟輸出国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府がその日前に承認書、批准書又は受諾書を寄託したことを条件として、これらの政府の間で協定の効力を生ずる。この協定の適用上、票の配分は、附属書Cに定めるところとする。また、この協定は、暫定的に効力を生じた場合には、その後前記の条件が満たされる時に協定の効力を生ずる。この協定が協定の効力を生じた後に承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託する政府については、この協定は、その寄託の日から協定の効力を生ずる。

(2) この協定は、千九百六十八年十月一日に暫定的に効力を生ずることができる。この協定を暫定的に適用すること及び憲法上の手続に従つてできる限りすみやかにこの協定を承認し、批准し又は受諾するように努力することを約束する旨の署名国政府又はその他の政府で千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府であるものの通告は、国際連合事務総長が千九百六十八年九月三十日までこれを受領する場合に、この協定の暫定的な効力発生上、承認書、批准書又は受諾書と同様の効力を有するものとする。

暫定的にこの協定を適用することを約束する政府は、承認書、批准書又は受諾書を寄託することを認められ、かつ、その承認書、批准書又は受諾書を寄託する日と千九百六十八年十二月三十一日とのうちいずれか一層早い日まで暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

(3) この協定が千九百六十八年十月一日に協定の効力を生じた場合には、承認書、批准書若しくは受諾書を寄託した政府又はこの協定を暫定的に適用すること及びこの協定を承認し、批准し若しくは受諾するように努力することを約束する旨の通告を行なつた政府は、前記の日の後直ちに、その事態において

いかなる措置が必要であるかを検討するため相互に協議することができ、また、この協定がこれらの政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。この協定が暫定的に効力を生じたが千九百六十八年十二月三十一日までに協定の効力を生じなかつた場合には、同様に、承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託した政府は、その事態においていかなる措置が必要であるかを検討するため相互に協議することができ、また、この協定がこれらの政府の間で引き続き暫定的に効力を有し又は協定の効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第六十三条 加入

(1) 国際連合又はその専門機関の加盟国政府は、理事会が決定する条件に従つて、この協定に加入することができる。この条件を決定するにあたり、理事会は、当該国が輸出国であるが附属書Aに掲げられていない場合には、当該国の輸出割当てを決定する。当該輸出国が附属書Aに掲げられている場合には、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行なう場合を除くほか、同附属書に定める輸出割当てを当該輸出国に適用する。千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国である加盟輸入国の政府は、千九百六十九年三月三十一日以前に又は理事会が定める他のいずれかの日までに、承認、批准又は受諾の場合の条件と同様の条件でこの協定に加入することができる。また、自己がこの協定を暫定的に適用している場合には、その加入書を寄託する日と千九百六十九年三月三十一日又は前記のとおり理事会が定める日とのうちいずれか一層早い日まで暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

(2) 加入書を寄託する政府は、寄託の際に、自国が第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示する。

第六十四条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても、行なうことができない。

第六十五条 属領に関する通告

(1) いずれの政府も、その署名の際若しくはその承認書、批准書、受諾書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういずれかの領域にこの協定が適用されることを宣言することができる。この協定は、その通告の日から、その通告中に特定する領域に適用される。

(2) 締約国政府は、自国の属領について第四条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又はその属領の一に對し第五条若しくは第六条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合に、その承認書、批准書、受諾書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使し、又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の宣言を行なつた締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に對するこの協定の適用を終止することを宣言することができる。この協定は、その通告の日から当該領域に對する適用を終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域でその後独立したものの政府は、独立が達成された後九十日以内に、国際連合事務総長に對する通告により、この協定に定める締約国政府の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。当該政府は、その通告の日から、この協定の締約国政府となる。

第六十六条 自発的脱退

いずれの締約国政府も、国際連合事務総長に對して書面による脱退の通知を行なうことにより、

いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、当該通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十七条 強制的脱退

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務を履行せず、かつ、その不履行がこの協定の実施を著しく害していると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国に對し機関から脱退することを要求することができる。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会が決定を行なつた後九十日で機関の加盟国でなくなり、また、当該加盟国の政府がこの協定の締約国政府である場合には、その政府は、この協定の締約国政府でなくなる。

第六十八条 脱退する加盟国の会計上の決済

(1) 理事会は、脱退する加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国がすでに支払つた金額を払い戻さないものとし、また、当該加盟国は、脱退が効力を生じた時に機関に對して負つている債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十条(2)の規定に基づいてこの協定から脱退し又はこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し又はこの協定への参加を終止した加盟国は、第六十九条の規定に基づいてこの協定が終了する際に、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しない。

第六十九条 有効期間及び終了

(1) この協定は、(2)の規定に基づいてその有効期間を延長されず又は(3)の規定に基づいて一層早く終了しない限り、千九百七十三年九月三十日まで、効力を有する。

(2) 理事会は、千九百七十二年九月三十日の後に

において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二以上の多数にあたる数の票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるかどうかを問はずこの協定の有効期間を自己が定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である属領は、再交渉され又は有効期間が延長された協定が効力を生ずる日までにその協定を受諾する旨の通告がこれらについて行なわれなかつた場合には、その日に、協定への参加を終止する。

(3) 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二以上の多数にあたる数の票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、いつでも、この協定の終了を決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定が終了した後も、機関の清算、その会計上の決済及びその資産の処分を実施するために必要な期間中存続するものとし、また、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、締約国政府に對し、この協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するもの、加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長に對して改正の受諾を通告することとすることができる。改正が

その期限までに効力を生じなかつた場合には、その改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に對し、改正が効力を生じたかどうかを決定するために必要な情報を提供すること。

(2) 締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である属領は、改正が効力を生じた日までに、その改正を受諾する旨の通告がこれらについて行なわれなかつた場合には、その日に、この協定への参加を終止する。

第七十一条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、千九百六十二年の国際コーヒー協定のすべての締約国政府及び国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国である他のすべての政府に對し、承認書、批准書、受諾書又は加入書の各寄託並びにこの協定が暫定的に及び確定的に効力を生じた日を通告するものとする。

国際連合事務総長は、また、すべての締約国政府に對し、第五条、第六十二条(2)、第六十五条、第六十六条若しくは第六十七条の規定に基づく各通告、第六十九条の規定に基づいて延長されたこの協定の有効期間が満了し又は同条の規定に基づいてこの協定が終了する日及び第七十条の規定に基づいて改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

第七十二条 補足規定及び経過規定

(1) この協定は、千九百六十二年の国際コーヒー協定に継続する協定とみなされる。

(2) 千九百六十二年の国際コーヒー協定が中断されることなく継続することを容易にするため、(a) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づき機関若しくはその内部機関又はこれらに代わるものが執つた措置であつて千九百六十八年九月三十日に有効であり、かつ、その日に満了することを規定していないものは、この協定に基づいて変更されない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百六十八―千九百六十九年度

中に適用するため千九百六十七・千九百六十八・千九百六十九年度中に理事会によつて行なわれなければならないすべての決定は、千九百六十七・千九百六十八・千九百六十九年度の最終の通常会期中に行なうものとし、かつ、暫定的に、この協定がすでに効力を生じた場合と同様に適用する。

以上の証拠として、各目の政府から正当に委任を受けた下名は、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、国際連合に寄託される。国際連合事務総長は、各署名国政府及び各加入国政府に対してその認証謄本を送付するものとする。

附屬書A 基本輸出割当て(注1)(単位は千袋、一袋は六十キログラムとする。)

ブラジル	二〇、九二六
ブルンディ(注2)	二二三
カメルーン	一、〇〇〇
中央アフリカ共和国	二〇〇
コロンビア	七、〇〇〇
コンゴ(民主共和国)(注2)	一、〇〇〇
コスタ・リカ	一、〇〇〇
ドミニカ共和国	五二〇
エクアドル	七五〇
エル・サルヴァドル	一、九〇〇
エチオピア	一、四九四
グアテマラ	一、八〇〇
ギニア(基本輸出割当ては、理事会が決定する。)	
ハイティ	四九〇
ホンデュラス	四二五
インド	四二三
インドネシア	一、三五七
象牙海岸	三、〇七三

ケニア	八六〇
マダガスカル共和国	九一〇
メキシコ	一、七六〇
ニカラグア	五五〇
ペルー	七四〇
ポルトガル	二、七七六
ルワンダ(注2)	一五〇
タンザニア	七〇〇
トーゴ	二〇〇
ウガンダ	二、三七九
ヴェネズエラ(注2)	三二五
合計	五五、〇四一

注1 次の輸出国は、第三十一条(1)の規定に従つて基本輸出割当てを受けず、一九六八・一九六九・千九百七十年度について次の年間輸出割当てを受ける。すなわち、ボリヴィア

五〇、〇〇〇袋、コンゴ(ブラザヴィル)	五〇、〇〇〇袋、キューバ	五〇、〇〇〇袋、ダホメ	五〇、〇〇〇袋、ガボン	五〇、〇〇〇袋、ナイジェリア	五〇、〇〇〇袋、リベリア	五〇、〇〇〇袋、イカ	五〇、〇〇〇袋、マニラ	五〇、〇〇〇袋、シエラ・レオネ	五〇、〇〇〇袋、トリニダード・トバゴ	五〇、〇〇〇袋、ブルンディ	五〇、〇〇〇袋、コンゴ(民主共和国)	五〇、〇〇〇袋、キューバ	五〇、〇〇〇袋、ルワンダ	五〇、〇〇〇袋、ウエネズエラ
---------------------	--------------	-------------	-------------	----------------	--------------	------------	-------------	-----------------	--------------------	---------------	--------------------	--------------	--------------	----------------

注2 ブルンディ、コンゴ(民主共和国)、キューバ、ルワンダ及びウエネズエラは、それぞれ、輸出可能生産量が二二三、〇〇〇袋、一、〇〇〇袋、五〇、〇〇〇袋、一五〇、〇〇〇袋及び三二五、〇〇〇袋をこえたことについての十分な証拠を執行委員会に提出した場合には、それぞれ、三五〇、〇〇〇袋、一、三〇〇、〇〇〇袋、二〇〇、〇〇〇袋、二六〇、〇〇〇袋及び四七五、〇〇〇袋の基本輸出割当てがあつたとして受けることとなるべき年間輸出権に基づいて受けることとなるべき年間輸出権利数量に相当する数量まで、年間輸出権利

数量を増加することを認められる。ただし、これらの国に認められる年間輸出権利数量の増加分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れない。附屬書B 第七章第四十条に規定する輸出割当て外の輸出の仕向国

この協定の適用上、次の地域は、輸出割当て外の輸出の仕向国とする。	中国(台湾)	中国(本土)	ハンガリー	イラン	イラク	日本国	大韓民国	クウェイト	レソト	マラウイ	マスカット・オマーン	北朝鮮	ポーランド	カタール	ルーマニア	サウディ・アラビア	ソマリア	南アフリカ共和国	南ローデシア	南西アフリカ	スーダン	スワジランド	タイ	トルーシャル・オマーン	ソヴァエト社会主義共和国連邦	ザンビア
----------------------------------	--------	--------	-------	-----	-----	-----	------	-------	-----	------	------------	-----	-------	------	-------	-----------	------	----------	--------	--------	------	--------	----	-------------	----------------	------

数量を増加することを認められる。ただし、これらの国に認められる年間輸出権利数量の増加分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れない。	附屬書C 票の配分	輸出国の票	輸入国の票
国名			
アルゼンティン	一六		
オーストラリア	九		
オーストリア	一一		
ベルギー(注1)	二八		
ボリヴィア	四		
ブラジル	三三二		
ブルンディ	八		
カナダ	三三		
コロンビア	一一四		
コンゴ(民主共和国)	二〇		
コスタ・リカ	二一		
キューバ	四		
サイプラス	五		
チエックスロヴァキア	九		
デンマーク	三三		
ドミニカ共和国	一一		
エクアドル	一六		
エル・サルヴァドル	三四		
エチオピア	二七		
ドイツ連邦共和国	一〇一		
フィンランド	二二		
フランス	八四		
ガーナ	四		
グアテマラ	三二		
ギニア	四		
ハイティ	一一		
ホンデュラス	一一		
インド	二五		
インドネシア	七		
イスラエル	四七		
イタリア	七		
ジャマイカ	四		
日本国	一八		
ケニア	一七		

リベリア	四	
メキシコ	三二	
オランダ		三五
ニュー・ジブラント	一三	六
ニカラグア	四	
ナイジェリア	一六	
ノールウェー		
アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構(八八)		
アフリカ・マダガスカル・コーヒー機構(四)		
(注2)		
カメルーン	一五	
中央アフリカ共和国	三	
コンゴ(ブラザヴィル)	一	
ダホメ	一	
ガボン	一	
象牙海岸	四七	
マダガスカル共和国	一三	
トーゴ	三	
パナマ	四	
ペルー	一六	
ポルトガル	四八	
ルワンダ	六	
シエラ・レオネ	四	
スペイン		二一
スウェーデン		三八
スイス		一九
タンザニア	一五	
トリニダード・トバゴ	四	
テニジア		六
ウガンダ	四一	
ソヴェト社会主義共和国連邦		一六
連合王国		三二
アメリカ合衆国		四〇〇
ヴェネズエラ	九	
合計	九六六	一、〇〇〇

アルゼンティンのために	
J・M・ルーダ	
オーストラリアのために	
オーストリアのために	
ベルギーのために	
ボリヴィアのために	
F・オルティス・S	
ブラジルのために	
ジョゼ・セッテ・カマラ	
千九百六十八年三月二十八日	
ブルンディのために	
J・バヒマンガ	
千九百六十八年三月三十日	
カメルーンのために	
M・ウンジネ	
千九百六十八年三月二十九日	
カナダのために	
ジョージ・イグナティーフ	
千九百六十八年三月二十九日	
中央アフリカ共和国のために	
M・G・ドゥアット	
千九百六十八年三月二十日	
コロンビアのために	
フリオ・セサル・トゥルバイ	
コンゴ(ブラザヴィル)のために	
A・オンガグー	
千九百六十八年三月二十八日	
コンゴ(民主共和国)のために	
コスタ・リカのために	
ルイス・D・テイノコ	
千九百六十八年三月三十日	
キューバのために	
サイプラスのために	

D・ハジミルティス	
千九百六十八年三月二十八日	
チェコスロヴァキアのために	
ドクトル ミラン・クルサーク	
千九百六十八年三月二十九日	
ダホメのために	
デンマークのために	
オット・ローセ・ボルク	
千九百六十八年三月二十九日	
ドミニカ共和国のために	
J・R・モリーナ・ウレニャ	
千九百六十八年三月二十六日	
エクアドルのために	
マルコス・ウスココヴィッチ	
千九百六十八年三月二十八日	
エル・サルヴァドルのために	
レイナルド・ガリンド・ポール	
千九百六十八年三月二十八日	
エチオピアのために	
リジ エンデルカチエウ・マコンネン	
千九百六十八年三月二十八日	
ドイツ連邦共和国のために	
エドガール・フォン・シュミット・ロバウリ	
千九百六十八年三月二十八日	
フィンランドのために	
マックス・ジェコブソン	
千九百六十八年三月二十九日	
フランスのために	
アルマン・ベラール	
千九百六十八年三月二十八日	
ガボンのために	
M・サンドウングー	
ガーナのために	
グアテマラのために	
R・モンテス・コバル	
千九百六十八年三月二十八日	

ギニアのために	
マロフ・アクカール	
千九百六十八年三月二十八日	
ハイティのために	
M・Ch・アントワニス	
ホンデラスのために	
H・ロベス・ヴィリヤミル	
インドのために	
G・バルタサラティ	
千九百六十八年三月三十日	
インドネシアのために	
ルスラン・アブドゥルガニ	
千九百六十八年三月二十八日	
イスラエルのために	
S・ロゼンズ	
千九百六十八年三月三十一日	
イタリアのために	
ピエロ・ヴィンチ	
千九百六十八年三月二十八日	
象牙海岸のために	
S・アケ	
千九百六十八年三月二十六日	
ジャマイカのために	
ケイス・ジョンソン	
千九百六十八年三月二十八日	
日本国のために	
魚本藤吉郎	
千九百六十八年三月二十六日	
ケニアのために	
ブルディ・ナブウエラ	
千九百六十八年三月二十二日	
リベリアのために	
ルクセンブルグのために	
マダガスカルのために	
L・ラコトラ	
千九百六十八年三月二十五日	

メキシコのために

M・A・コルデラ・Jr

千九百六十八年三月二十日

オランダのために

批准を条件として

千九百六十八年三月二十八日

ニュージーランドのために

N・V・フアレル

千九百六十八年三月二十七日

ニカラグアのために

G・ラング

千九百六十八年三月二十九日

ナイジェリアのために

B・アクボロド・クラーク

千九百六十八年三月二十九日

ノールウェーのために

E・ハンブロー

千九百六十八年三月二十九日

パナマのために

ベルーのために

カルロス・マッケニエ

千九百六十八年三月三十日

ポルトガルのために

ドゥアルテ・ヴァス・ピント

千九百六十八年三月二十一日

ルワンダのために

シエラ・レオーネのために

千九百六十八年三月二十一日

スペインのために

スウェーデンのために

B・F・ビルネル

千九百六十八年三月二十九日

スイスのために

B・トゥレッティニ

千九百六十八年三月二十九日

千九百六十八年三月二十九日

トーゴのために

A・J・オヒン

千九百六十八年三月二十七日

トリニダード・トバゴのために

P・V・J・ソロモン

千九百六十八年三月二十九日

テニジアのために

マフムード・メスティリ

千九百六十八年三月二十九日

ウガンダのために

E・オテマ・アリマディ

千九百六十八年三月二十八日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

キヤロドン

千九百六十八年三月二十九日

タンザニア連合共和国のために

A・B・C・ダニエリ

千九百六十八年三月二十八日

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・B・ブファム

千九百六十八年三月二十一日

ヴェネズエラのために

ペドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十八日

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求むるの件

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定

日本国政府及びユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府は、

両国間の文化、科学及び教育についての関係並びに理解を助長し、かつ、深めることを希望して、

文化協定を締結することに決定し、次の諸条を協定した。

第一条

1 両国政府は、特に次の諸手段により、自国内において相手国の文化が一層理解されるように、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物

(b) 講演、演奏会及び演劇

(c) 美術展覧会その他の文化的性質を有する展覧会

(d) テレビジョン、ラジオその他の類似の手段

(e) 文化的、科学的又は教育的性質を有する映画

2 各国政府は、他方の国の文学的又は芸術的な内容の著作物の翻訳又は複製を奨励するものとする。

第二条

両国政府は、教授、学者、学生、技術的専門家及び文化、科学又は教育に関する機関の構成員の両国間における交換を奨励するものとする。

第三条

各国政府は、自国の大学その他の教育研究機関における他方の国の文化に関する問題を取り扱う講義の創設及び拡充を奨励するものとする。

第四条

両国政府は、いずれか一方の国において修学中に若しくは修学終了の際に大学その他の教育機関から与えられる学位及び資格証書又は当該一方の国において与えられるその他の資格証書が、修学上の目的のために、他方の国においても同等の価値を認められるようにするための方法及び条件を研究するものとする。

第五条

各国政府は、自国における科学、技術又は産業に関する機関において相手国の国民が修学及び研究を行ない、又は訓練を受けることができるように、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第六条

両国政府は、両国の文化、科学又は教育に関する機関の間における協力を奨励するものとする。

第七条

両国政府は、自国において、相手国の国民に対し、博物館、図書館その他の資料収集施設の利用について便宜を与えるものとする。

第八条

両国政府は、両国のスポーツ団体の間における協力及び運動競技を奨励するものとする。

第九条

両国政府は、必要となるときはいつでも、通常の外交経路を通じて、この協定を実施するための計画その他の事項について協議するものとする。

第十条

1 この協定は、批准されなければならない。この協定は、ベルグラードで行なわれるべき批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、三年間効力を有し、その後は、いずれか一方の政府がこの期間の満了の際又はその後いつでも他方の政府に対し文書による一年前の予告を与えることにより終了させられるまで効力を存続する。

以上の証拠として、両国政府代表は、この協定に署名した。

千九百六十八年三月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

三木 武夫

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために
クリスト・ブライイチ

国際水路機関条約の締結について承認を求
めるの件

国際水路機関条約の締結について、日本国憲法
第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会
の承認を求める。

国際水路機関条約

この条約の締結政府は、
水路図誌を改善することにより全世界の航海を
一層容易かつ安全にすることに貢献するため国際
水路局が千九百二十一年六月に設立されたことを
考慮し、
水路業務におけるその協力を政府間の基礎の上
に遂行することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この条約によつて国際水路機関（以下「機関」と
いう。）を設立する。機関の所在地は、モナコとす
る。

第二条

機関は、諸国的かつ純粋に技術的な性格を有す
る。機関は、次のことを実現することを目的とす
る。

- (a) 各国の水路官庁の活動の間の協調
- (b) 水路図誌の最大限の統一
- (c) 水路測量の実施及び推進の確実かつ効果的
な方法の採用
- (d) 水路業務に関連する科学及び記述海洋学に
用いる技術の開発

第三条

この条約の締結政府をもつて、機関の加盟国政
府とする。

第四条

機関には、次のものがおかれる。
国際水路会議（以下「会議」という。）
理事会が運営する国際水路局（以下「局」とい
う。）

第五条

- 会議の任務は、次のとおりとする。
- (a) 機関の運営及び事業について一般的な指示
を与えること。
 - (b) 理事会の理事及び理事長を選出すること。
 - (c) 局が会議に提出した報告を検討すること。
 - (d) 加盟国政府又は局が提出した技術及び運営
に関するすべての提案について決定を行なう
こと。
 - (e) 会議に代表者を出した加盟国政府の三分の
二以上の多数による議決で予算を承認するこ
と。
 - (f) 加盟国政府の三分の二以上の多数による議
決で一般規則及び会計規則の改正を採択する
こと。
 - (g) (f)に規定する多数による議決で、必要とさ
れるその他の特別規則、特に理事及び局の職
員の地位に関する規則を採択すること。

第六条

- 1 会議は、加盟国政府の代表者で構成するもの
とし、五年ごとに定期に会合する。会議の臨時
の会合は、いずれかの加盟国政府又は局の要請
により、加盟国政府の過半数による承認を得る
ことを条件として、開催することができる。
- 2 局は、少なくとも六箇月の予告で会議を招集
する。仮議事日程は、この予告とともに送付さ
れる。
- 3 会議は、議長及び副議長を選出する。
- 4 各加盟国政府は、それぞれ一票を有する。た
だし、第五条(b)の事項に関する投票において
は、各加盟国政府は、自国が保有する船舶のト
ン数に基づいて設定された等級に応じて定めら
れる数の票を有する。

第七条

- 5 会議の決定は、この条約に別段の定めがある
場合を除くほか、会議に代表者を出した加盟国
政府の単純過半数による議決で行なり。賛成票
と反対票とが同数である場合には、会議の議長
は、決定を行なう権限を有する。この単純過半
数は、技術決議案に収録すべき決議について
は、いかなる場合にも、加盟国政府の三分の一
以上の賛成票を含むものでなければならない。
- 6 局は、会議の会期と会期との間において、機
関の技術的運営に関する問題については、通信
によつて加盟国政府の意見を求めることができ
る。その投票手続は、5に定める手続と同様と
する。ただし、その場合の単純過半数は、機関
の加盟国政府の総数に基づいて算定するものと
する。
- 7 会議は、その委員会（第七条に規定する会計
委員会を含む。）を設置する。

- 1 機関の会計管理の監督は、会計委員会が行な
う。各加盟国政府は、同委員会に一人の代表者
を出す。
- 2 会計委員会は、会議の会期中に会合する。同
委員会は、また、臨時の会合を開催することが
できる。

第八条

- 局は、第二条に掲げる目的を達成するため、特
に次のことを行なう責任を有する。
- (a) 各国の水路官庁の間における密接かつ恒久
的な提携を確保すること。
 - (b) 水路業務並びにこれと関連のある科学及び
技術に関する問題を研究し、かつ、必要な文
献を収集すること。
 - (c) 加盟国政府の水路官庁の間における水路図
誌の交換を促進すること。
 - (d) 有用な文書を配布すること。
 - (e) 特に水路業務の開発又は拡張を行なつてい
る国に対し要請に応じて指導及び助言を行な
うこと。

第九条

- (f) 水路測量とこれに關係のある海洋学的活動
との間の協調を促進すること。
- (g) 航海者のため海洋学的知識の応用を普及
し、かつ、容易にすること。
- (h) 関連する目的を有する国際機関及び科学研
究機関と協力すること。

第十条

局は、理事会並びに機関が必要とする技術職員
及び事務職員で構成する。

第十一条

- 1 理事会は、この条約及び規則並びに会議が与
える指示に従つて、局を運営する。
- 2 理事会は、会議を選出する三人の理事でそれ
ぞれ国籍が異なるものをもつて構成する。会議
は、さらに、これらの理事のうち一人を理事長
に選出する。理事の任期は、五年とする。会議
の会期と会期との間において理事に欠員を生じ
た場合には、一般規則で定めるところに従い、
通信によつて補欠選挙を行なうことができる。
- 3 理事長は、機関を代表する。

第十二条

機関の運営に関する細目は、一般規則及び会計
規則で定める。これらの規則は、この条約に添附
するが、この条約の不可分の一部をなすものでは
ない。

第十三条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国政府
の同意を得ることを条件として、当該加盟国の領
域において、機関の任務を遂行し、かつ、その目的
を達成するために必要な特権及び免除を享有する。

第十四条

機関の運営に必要な費用は、次のものをもつて
支弁する。

- (a) 加盟国政府が自国の保有する船舶のトン数
に基づいて設定された等級に応じて払い込む
通常年次分担金

(b) 寄付金、遺贈、助成金その他の財源。この場合には、会計委員会の承認を得ることを条件とする。

第十五条

分担金の払込みが二年間延滞している加盟国政府は、当該分担金を払い込む時まで、この条約及び規則によつて加盟国政府に与えられるいかなる権利及び利益をも認められない。

第十六条

機関の予算は、理事会が作成し、会計委員会が検討し、かつ、会議が承認する。

第十七条

この条約の解釈又は適用に関する紛争で交渉又は理事会の周旋によつて解決しないものは、いずれかの紛争当事者の要請により、国際司法裁判所長が指名する仲裁人に付託するものとする。

第十八条

1 この条約は、千九百六十七年五月三日にモナコで、その後は千九百六十七年六月一日から千九百六十七年十二月三十一日までパリのモノコ公国公使館で、千九百六十七年五月三日現在において国際水路局の事業に参加している政府による署名のために開放しておく。

2 1 にいう政府は、次のいずれかの方法によつてこの条約の締約政府となることができる。

(a) 批准又は承認について留保を附さないで署名すること。

(b) 批准又は承認を条件として署名し、その後批准又は承認書を寄託すること。

3 批准書又は承認書は、モノコ公国政府に寄託されるためにパリのモノコ公国公使館に提出するものとする。

4 モナコ公国政府は、1 にいう政府及び理事長に対し、各署名及び批准書又は承認書の各寄託を通報する。

第十九条

1 この条約は、二十八の政府が第十八条2の規定に従つて締約政府となつた日の後三箇月で効力を生ずる。

2 モナコ公国政府は、すべての署名政府及び理事長に対し、この条約の効力発生の日を通告する。

第二十条

この条約は、効力発生の後は、自国が保有する船舶のトン数を明示してモノコ公国政府に対し加入の申請を行なつた海運国の政府であつて、その加入が加盟国政府の三分の二以上によつて承認されるものの加入のため、開放しておく。モノコ公国政府は、当該申請を行なつた政府に対して加入の承認を通告する。この条約は、当該申請を行なつた政府につき、その加入書がモノコ公国政府に寄託される日に効力を生ずるものとし、モノコ公国政府は、その旨を加盟国政府及び理事長に通報する。

第二十一条

1 いずれの締約政府も、この条約の改正を提案することができる。

2 改正案は、会議が審議し、かつ、会議に代表

者を出した加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で決定する。改正案が会議によつて承認された場合には、理事長は、これをすべての締約政府に送付することをモノコ公国政府に要請する。

3 改正は、モノコ公国政府が締約政府の三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で、すべての締約政府について効力を生ずる。モノコ公国政府は、その旨を、改正の効力発生の日を明示して、締約政府及び理事長に通報する。

第二十二条

1 この条約の効力発生の日から五年の期間が経過した後は、いずれの締約政府も、モノコ公国政府に対して行なう少なくとも一年の予告でこの条約を廃棄することができる。廃棄は、予告の期間が満了した年の翌年の一月一日に効力を生ずるものとし、また、当該政府が機関の加盟国政府として有したすべての権利及び利益の放棄を伴うものとする。

2 モナコ公国政府は、その受領した廃棄通告を締約政府及び理事長に通報する。

第二十三条

この条約は、効力発生の後、国際連合憲章第二百二条の規定に従つて、モノコ公国政府が国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、正当に委任を受けた下名は、この条約に署名した。

千九百六十七年五月三日にモノコにおいて、ひ

としく正文である英語及びフランス語による本書一通を作成した。本書は、モノコ公国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名政府及び加入政府並びに理事長に対して認証謄本を送付する。

ドイツ連邦共和国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

アラブ連合共和国政府のために

アルゼンティン共和国政府のために

政府の承認を条件として

エドゥアルド・E・ダヴィオウ

オーストラリア連邦政府のために

A・H・クーパー

批准を条件として

D・W・ハズラム

批准を条件として

ビルマ連邦政府のために

ブラジル政府のために

エルネスト・デ・M・バプティスタ

カナダ政府のために

ノーマン・G・グレイ

批准を条件として

チリ共和国政府のために

批准を条件として

R・エレーラ

大韓民国政府のために

李 壽 榮

批准を条件として

中華民國政府のために

キューバ共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

批准を条件として

ヘンリック・マッセン

ドミニカ共和国政府のために

スペイン政府のために

フィンランド政府のために

ヘイッキ・トゥオリ

批准を条件として

フランス共和国政府のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国政府のために

G・S・リッチー

ギリシャ王国政府のために

グアテマラ共和国政府のために

インド政府のために

インドネシア政府のために

イラン政府のために

アイスランド政府のために

ベトゥーア・シグリアソン

承認を条件として

イタリア共和国政府のために

ルイジ・ディ・パオラ

批准を条件として

日本国政府のために

モナコ公国政府のために

J・フィッソール

ノールウェー王国政府のために

ニュー・ジブラント政府のために

パキスタン政府のために

パラグアイ共和国政府のために

オランダ王国政府のために

批准を条件として

W・ランゲラール

J・クラメル

フィリピン共和国政府のために

カイエタノ・パルマ

批准を条件とする全権を有して

ポーランド人民共和国政府のために

ポルトガル政府のために

ジョアン・ラマリーヨ・ローザ

批准を条件として

南アフリカ共和国政府のために

批准を条件として

J・C・ヴァルティアイズ

スウェーデン政府のために

タイ政府のために

トルコ共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために

政府の承認を条件として

ラミール・P・L

ユーゴスラヴィア人民共和国政府のために

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について

承認を求めるの件

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定

日本国政府及びフィリピン共和国政府は、両国の間の国際郵便為替の交換に関する約定を締結することを希望するので、

下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とフィリピン共和国との間に郵便為替を常時交換する。

第二条

郵便為替の交換は、各郵政庁がこのために指定した局を経て行なわれる。

第三条

(1) 郵便為替の金額は、払渡国の通貨で表示する。ただし、この通貨は、両郵政庁が必要と認めるときは、その合意により変更することができる。

(2) 郵便為替一口の金額の限度は、両郵政庁間の合意により定める。

第四条

(1) 郵便為替の公衆による払込み又は公衆への払渡しは、それぞれの場合に応じ、振出国又は払渡国の法定通貨によつて行なう。

(2) 各郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

第五条

(1) 各郵政庁は、この約定に基づく業務（払渡済通知を含む）に対して自己が徴収する諸料金を

定める権能を有する。

(2) 各郵政庁は、自己が徴収した諸料金を取得する。ただし、各郵政庁は、自国で振り出され他方の国に通知される郵便為替の金額の二百分の一を他方の郵政庁に支払わなければならない。

第六条

郵便為替の振出し又は払渡しの方法及び条件は、振出しについては振出国の現行の規則に、払渡しについては払渡国の現行の規則に従う。

第七条

郵便為替の差出人は、振出しの際に、又は振出しの月の末日の後十二箇月以内に、その為替の払渡通知を請求することができる。

第八条

(1) 郵便為替は、振出しの月の末日の後十二箇月の間は払い渡される。この期間内に払い渡されなかつた郵便為替の金額は、振出国の現行の規則に従つて処理されるため、振出郵政庁に返還する。受取人不明その他の理由により払い渡すことができなかった郵便為替の金額についても、同様とする。

(2) 郵便為替の払戻しは、その為替が払い渡されておらず、かつ、払い渡されることのないことが払渡郵政庁を通じて確認された後でなければ、差出人に対して行なつてはならない。

第九条

各郵政庁は、自己が郵便為替の直接交換を保持していない国と他方の郵政庁が郵便為替の交換を保持しているときは、両郵政庁間の合意により定める条件で、かつ、当該他方の郵政庁の仲介によ

り、その国との間に郵便為替を交換することができる。

第十条

郵便為替に関する計算書は、両郵政庁が合意する条件に従つて、作成され、かつ、決済される。

第十一条

いずれの郵政庁も、特別な事情により、郵便為替業務の全部又は一部を一時停止しなければならない場合には、その事実を、必要なときは電信により、直ちに他方の郵政庁に通知しなければならない。

第十二条

この約定の実施を確保するため必要な事項は、両郵政庁間の合意により定める。

第十三条

(1) この約定は、各締約国により、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

(2) この約定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対しこの約定を廃棄する意思を通告した後十二箇月を経過するまで、引き続き効力を有する。

本書一通を作成し、千九百六十八年六月二十六日に東京で、及び千九百六十八年八月八日にマニラで署名した。

日本国のために

三木 武夫

小林 武治

フィリピン共和国のために

E・バルマール

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十三日)

一、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「在勤俸及び加俸」を「及び在勤手当」に、「在勤俸、加俸及び特殊語学手当」を「及び在勤手当」に改める。

第四条第一項中「(年額で定めるものにあつては、十二分した額)」を削り、同条第二項及び第三項中「在勤俸及び加俸」を「在勤手当」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第六条を次のように改める。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、館長代理手当、兼勤手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舍法昭和二十四年法律第十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。

5 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。

6 兼勤手当は、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在し、又は他の在外公館に勤務する在外職員に対し、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一百一条第一項後段の規定にかかわらず、支給する。

7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8 研修員手当は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者(以下「在外研修員」という。)に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

第七条第一項中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第八条(見出しを含む。)及び第九条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条を第十条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(在勤基本手当の支給額)

第十条 在勤基本手当の月額額は、別表第一の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める。

2 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一条(見出しを含む。)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第十二条を次のように改める。

(住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)に相当する額とする。ただし、別表第二の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める額(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)を限度とする。

2 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(住居手当の支給期間)

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間を限り、当該在

外職員が死亡当時伴つていた配偶者に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

第十三条の見出し中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改め、同条中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「館長代理加俸」を「館長代理手当」に、「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「当該加俸」を「これらの手当」に改める。

第十四条の見出し中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

第十五条(見出しを含む。)中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

第十六条の見出し中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に改め、同条中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「百分の二十」を「百分の二十三」に改める。

第十七条(見出しを含む。)中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に改める。

第十八条の見出し中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に改める。

当」に改め、同条中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「現に受ける在勤俸」を「兼勤地を本勤地とみなした場合に受けるべき在勤基本手当」に改める。

第十九条(見出しを含む。)中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に改める。

第二十条中「特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に、当該」を削り、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(研修員手当の支給額)

第二十条の二 研修員手当の月額額は、別表第三の定めるところに従い、号の別によつて定める。

2 研修員手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給期間)

第二十条の三 研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日から在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため在外勤地を出発する日(同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日)の前日まで、支給する。

2 在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。別表を次のように改める。

別表第一 在勤基本手当

一 大使館

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

地 域	所 在 国	号 別												
		大 使 公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
アジア	インド	1,400	1,073	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	インドネシア	1,300	1,001	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ジャバネシア	1,250	974	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	カンボディア	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	シンガポール	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	セイロン	1,250	967	867	767	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	タイ	1,400	1,075	939	803	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	大韓民国	1,400	1,073	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	中華民国	1,400	1,072	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ネパール	1,250	978	913	847	782	662	581	521	481	441	401	361	321
	バキスタソ	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	ビルマ	1,250	967	867	767	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	フィリピン	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	マレーシア	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	モルデヤザ	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	ラオス	1,250	980	920	861	801	678	596	534	493	452	411	370	329
北米	アメリカ合衆国	1,600	1,216	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	カナダ	1,300	997	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
中南米	アルゼンチン	1,250	959	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ヴェネズエラ	1,200	938	874	809	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ウルグアイ	1,150	885	781	676	572	484	425	381	352	323	293	264	235
	エクアドル	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261

欧州	エル・サルヴァドル	1,150	892	806	721	686	538	478	424	391	359	326	293	261
	ガイアナ	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	キューバ	1,200	933	851	769	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	グアテマラ	1,150	893	811	730	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	コスタ・リカ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	コロンビア	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ジャマイカ	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	チリ	1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	288	261
	ドミニカ共和国	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	トリニダード・トバゴ	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ニカラグア	1,150	897	827	757	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ハイチ	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	パナマ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	パラグアイ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	バルバドス	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ブラジル	1,300	995	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ペルー	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ボリビア	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	ホンデュラス	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	メキシコ	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250
欧州	アイスランド	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	アイルランド	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	イタリヤ	1,300	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ヴァチカン	1,150	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	オーストリア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	オランダ	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ギリシャ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243

大洋州	サイプレス	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	スイス	1,300	1,001	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	スウェーデン	1,200	931	843	755	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	スペイン	1,200	923	812	702	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ソヴィエト連邦	2,050	1,558	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336
	チェコスロヴァキヤ	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	デンマーク	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ドイツ	1,400	1,069	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ノールウェー	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ハンガリー	1,450	1,117	986	856	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	フランス	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ポランド	1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ベルギー	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ポーランド	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	オーストリア	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	トルコ	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
中近東	ユーゴスラヴィア	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ルーマニア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ルクセンブルグ	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	連合王国	1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	293	261
大洋州	オーストラリア	1,550	1,180	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ニュージーランド	1,300	997	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
中近東	イエメン	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	イスラエル	1,250	982	928	874	820	694	610	547	505	463	421	378	336
	イラク	1,150	916	903	890	877	742	652	585	540	495	450	405	360
	イラン	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243

イラン	1,250	965	859	754	648	549	482	432	389	366	333	299	266
クウェイト	1,300	1,029	998	966	934	791	695	628	575	527	479	431	383
サウジアラビア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ジョルダン	1,250	969	875	781	687	581	511	458	422	387	352	317	282
シリア	1,200	929	835	742	648	549	482	432	399	366	333	299	266
トルコ	1,250	959	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243
南イエメン	1,150	916	903	890	877	742	652	585	540	495	450	405	360
レバノン	1,200	923	812	702	591	500	440	394	364	333	303	273	243

アラブ連合共和国	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250
アルジェリア	1,250	974	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
ウガンダ	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
エチオピア	1,300	1,010	922	833	744	629	553	496	458	420	381	343	305
ガーナ	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ガボン	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
上ザンバル	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
カメルーン	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376
ガンビア	1,250	990	958	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ギニア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ケニア	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
コンゴ(キンシャサ)	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
コンゴ(ブラザザール)	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ギンビタ	1,300	1,012	929	846	763	645	567	509	469	430	391	352	313
シエラ・レオネ	1,300	1,020	960	899	839	710	624	559	516	473	430	387	344
スーダン	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
セネガル	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
象牙海岸共和国	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ソマリア	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376

ダホメ	1,250	993	974	954	984	791	695	623	575	527	479	431	383
タンザニア	1,250	976	905	834	763	645	567	509	469	430	391	352	313
チャード	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
中央アフリカ共和国	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
チュニジア	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
トーゴ	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ナイジェリア	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ニジェール	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ブルンジ	1,250	986	943	901	858	726	638	572	528	484	440	396	352
ボツワナ	1,200	937	866	796	725	613	539	483	446	409	372	334	297
マダガスカル	1,300	1,016	944	873	801	678	596	534	493	452	411	370	329
マラウイ	1,200	938	874	809	744	629	553	496	456	420	381	343	305
マリ	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	373
南アフリカ共和国	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
モーリタニア	1,250	980	920	861	801	678	596	534	493	452	411	370	329
モーリタニア	1,250	990	953	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
モロッコ	1,150	893	811	730	643	549	482	432	399	366	333	299	266
リビア	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
リベリア	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ルワンダ	1,300	1,020	960	899	839	710	624	559	516	473	430	387	344
レソト	1,200	937	866	796	725	613	539	483	446	409	372	334	297

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	カルカタ	1,100	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ボソベイ	1,100	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	マダガス	1,100	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261

北米	ジャカルタ	1,050	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	バンコック	1,050	939	803	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	釜山	1,100	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	台北	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	高雄	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	カラチ	1,100	859	754	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ダッカ	1,100	888	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	マニラ	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	香港	1,250	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	サン・フランシスコ	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シアトル	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ニュー・オルリオンズ	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
中南米	ニュー・ヨーク	1,250	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ヒューストン	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ポートランド	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ホノルル	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ロス・アンゼルス	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ワシントン・ワサー	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ウイニペグ	1,000	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	トロント	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	モントリオール	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	サン・パウロ	1,100	860	726	561	500	440	394	364	333	303	273	243
	ベレーン	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ボルト・アレグレ	1,050	853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235
	レシフ	1,050	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261

欧州	ミラノ	1,100	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ジュネーザ	1,100	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ラス・バルマス	1,000	805	688	572	484	425	381	352	323	293	264	235
	ナホトカ	1,350	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336
	ハバロフスク	1,350	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336
	デューセルドルフ	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ハンブルグ	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ベルリン	1,150	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ボン	1,100	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	パリ	1,200	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ロンドン	1,200	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293	261
大洋州	シドニー	1,150	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	バース	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	メルボルン	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
アメリカ	ワシントン	1,100	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ソールズベリー	1,100	811	730	648	549	482	432	399	366	333	299	266

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		領事館長の	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	スラバヤ	1,000	862	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	メダン	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	298	261
	コタ・キナバル	1,000	875	781	687	581	511	458	422	387	352	317	282
北米	アソカレツジ	1,100	1,066	905	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	エドモントソ	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250

中南米	ペナオス リマ	1,050	906	806	706	597	525	470	434	398	362	326	289
		1,000	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
大洋州	ブリスベン オークランド	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
		1,050	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
中近東	イスタンブール	1,000	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別												
		大 使	公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニ ュ ー ・ ヨ ーク (国際連合)	1,600	1,221	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	パ ー リ (経済協力開発機構)	1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282

別表第二 居住手当

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

一 大使館

地 域	所 在 地	号 別					
		公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
アジア	インド	470	385	320	265	210	170
	インドネシア	365	300	250	205	165	135
	タイ	675	560	460	380	305	245
	カンボジア	440	365	300	250	200	160

シンガポール	495	410	335	280	225	180	145
セロン	390	325	265	220	175	145	115
タイ	520	430	355	295	235	190	150
大韓民国	415	345	285	235	190	150	120
中華民国	365	300	250	205	165	135	105
ネパール	440	365	300	250	200	160	130
パキスタン	545	450	370	310	245	200	160
ビルマ	440	365	300	250	200	160	130

北米	アメリカ合衆国	520	430	355	295	235	190	150
	カナダ	495	410	335	280	225	180	145
中南米	アメリカ合衆国	520	430	355	295	235	190	150
	メキシコ	495	410	335	280	225	180	145
	コロンビア	520	430	355	295	235	190	150
	エクアドル	495	410	335	280	225	180	145
	ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150
	ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145
	グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150
	エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145
	ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150
	パナマ	495	410	335	280	225	180	145
	コロンビア	520	430	355	295	235	190	150
	エクアドル	495	410	335	280	225	180	145
	ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150
	ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145
	グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150
	エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145
	ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150
	パナマ	495	410	335	280	225	180	145
	コロンビア	520	430	355	295	235	190	150
	エクアドル	495	410	335	280	225	180	145
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア	520	430	355	295	235	190	150	
エクアドル	495	410	335	280	225	180	145	
ベネズエラ	520	430	355	295	235	190	150	
ガイアナ	495	410	335	280	225	180	145	
グアテマラ	520	430	355	295	235	190	150	
エルサルバドル	495	410	335	280	225	180	145	
ニカラグア	520	430	355	295	235	190	150	
パナマ	495	410	335	280	225	180	145	
コロンビア								

大洋州	ユーゴスラヴィア	495	410	335	280	225	180	145
	ルーマニア	440	365	300	250	200	160	130
	ルタセソバル	470	385	320	265	210	170	135
	連合王国	520	430	355	295	235	190	150
中近東	オーストラリア	415	345	285	235	190	150	120
	ニュー・ジラランド	390	325	265	220	175	145	115
	アフガニスタン	415	345	285	235	190	150	120
	イエメン	440	365	300	250	200	160	130
アフリカ	イスラエル	440	365	300	250	200	160	130
	イラク	470	385	320	265	210	170	135
	イラン	570	470	390	325	260	210	165
	クウェイト	625	515	425	355	280	225	180
	カタール・アラビア	625	515	425	355	280	225	180
	ジブラルタル	470	385	320	265	210	170	135
	シリア	365	300	250	205	165	135	105
	トルコ	440	365	300	250	200	160	130
	南イエメン	440	365	300	250	200	160	130
	レバノン	440	365	300	250	200	160	130
	アラブ連合共和国	415	345	285	235	190	150	120
	アルジェリア	545	450	370	310	245	200	160
アフリカ	ウガンダ	440	365	300	250	200	160	130
	エチオピア	520	430	355	295	235	190	150
	ガーナ	520	430	355	295	235	190	150
	ガボン	520	430	355	295	235	190	150
	上ヴォルタ	625	515	425	355	280	225	180
	カメルーン	520	430	355	295	235	190	150
	ギニア	570	470	390	325	260	210	165
	ケニア	495	410	335	280	225	180	145
	コンゴ（キンシャサ）	520	430	355	295	235	190	150
	コンゴ（ブラザザール）	520	430	355	295	235	190	150
	ザンビア	625	515	425	355	280	225	180
	ジエラ・レオーネ	520	430	355	295	235	190	150
アフリカ	スーダン	625	515	425	355	280	225	180
	セネガル	570	470	390	325	260	210	165
	象牙海岸共和国	675	580	480	380	305	245	195
	ソマリヤ	520	430	355	295	235	190	150
	タホマ	520	430	355	295	235	190	150
	タンザニア	520	430	355	295	235	190	150
	チャード	520	430	355	295	235	190	150
	中央アフリカ共和国	520	430	355	295	235	190	150
	チュニジア	520	430	355	295	235	190	150
	トーゴ	520	430	355	295	235	190	150
	ナイジェリア	440	365	300	250	200	160	130
	ニジェール	520	430	355	295	235	190	150
アフリカ	ブルンジ	440	365	300	250	200	160	130
	ボツワナ	390	325	265	220	175	145	115
	マダガスカル	495	410	335	280	225	180	145
	マラウイ	520	430	355	295	235	190	150
	マリ	625	515	425	355	280	225	180
	南アフリカ共和国	390	325	265	220	175	145	115
	モーリタニア	495	410	335	280	225	180	145
	モーリタニア	570	470	390	325	260	210	165
	モロッコ	415	345	285	235	190	150	120
	モロッコ	415	345	285	235	190	150	120
	モロッコ	415	345	285	235	190	150	120
	モロッコ	415	345	285	235	190	150	120

ガソニア	570	470	390	325	260	210	165
ギニア	625	515	425	355	280	225	180
ケニア	495	410	335	280	225	180	145
コンゴ（キンシャサ）	520	430	355	295	235	190	150
コンゴ（ブラザザール）	520	430	355	295	235	190	150
ザンビア	625	515	425	355	280	225	180
ジエラ・レオーネ	520	430	355	295	235	190	150
スーダン	625	515	425	355	280	225	180
セネガル	570	470	390	325	260	210	165
象牙海岸共和国	675	580	480	380	305	245	195
ソマリヤ	520	430	355	295	235	190	150
タホマ	520	430	355	295	235	190	150
タンザニア	520	430	355	295	235	190	150
チャード	520	430	355	295	235	190	150
中央アフリカ共和国	520	430	355	295	235	190	150
チュニジア	520	430	355	295	235	190	150
トーゴ	520	430	355	295	235	190	150
ナイジェリア	440	365	300	250	200	160	130
ニジェール	520	430	355	295	235	190	150
ブルンジ	440	365	300	250	200	160	130
ボツワナ	390	325	265	220	175	145	115
マダガスカル	495	410	335	280	225	180	145
マラウイ	520	430	355	295	235	190	150
マリ	625	515	425	355	280	225	180
南アフリカ共和国	390	325	265	220	175	145	115
モーリタニア	495	410	335	280	225	180	145
モーリタニア	570	470	390	325	260	210	165
モロッコ	415	345	285	235	190	150	120

リビア	520	430	355	295	235	190	150
リベリア	520	430	355	295	235	190	150
ルワンダ	440	365	300	250	200	160	130
レソト	365	300	250	205	165	135	105

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
アジア	カルカタ	385	320	265	210	170	135
	ボンベイ	385	320	265	210	170	135
	ペドラス	385	320	265	210	170	135
	ジャカルタ	300	250	205	165	135	105
	バシコック	430	355	295	235	190	150
	釜山	345	285	235	190	150	120
	台北	300	250	205	165	135	105
	高雄	300	250	205	165	135	105
	カラチ	430	355	295	235	190	150
	ダッカ	385	320	265	210	170	135
	マニラ	430	355	295	235	190	150
	香港	430	355	295	235	190	150
北米	サン・フランシスコ	385	320	265	210	170	135
	シアトル	385	320	265	210	170	135
	シカゴ	385	320	265	210	170	135
	ニュー・オルリンズ	365	300	250	200	160	130
	ニュー・ヨーク	560	460	380	305	245	195
	ヒューストン	365	300	250	200	160	130
	ポートランド	365	300	250	200	160	130

中南米	ホノルル	385	320	265	210	170	135
	ロス・アンゼルス	385	320	265	210	170	135
	サントクリア	365	300	250	200	160	130
	ウニベッダ	365	300	250	200	160	130
	トロント	410	335	280	225	180	145
中東	モントリオール	410	335	280	225	180	145
	サン・パウロ	385	320	265	210	170	135
	ベレーン	365	300	250	200	160	130
	ボルト・アレグレ	365	300	250	200	160	130
	レシエ	300	250	205	165	135	105
欧州	ミラノ	430	355	295	235	190	150
	ジュネーヴ	430	355	295	235	190	150
	ラス・バルマス	345	285	235	190	150	120
	ナホトカ	235	195	165	130	105	85
	ハバロフスク	235	195	165	130	105	85
	デューセルドルフ	365	300	250	200	160	130
	ハンブルグ	365	300	250	200	160	130
	ベルリン	365	300	250	200	160	130
	ボン	365	300	250	200	160	130
	パリ	560	460	380	305	245	195
大洋州	ロンドン	430	355	295	235	190	150
	シドニー	345	285	235	190	150	120
アフリカ	ハース	325	265	220	175	145	115
	メルボルン	345	285	235	190	150	120

ソールズベリー	300	250	205	165	135	105
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
アジア	スラバヤ	300	250	205	165	135	105
	メダン	300	250	205	165	135	105
北米	ロタ・キナバル	365	300	250	200	160	130
	アンカレッジ	560	460	380	305	245	195
中米	エドモントン	365	300	250	200	160	130
	マナオス	365	300	250	200	160	130
大洋州	リマ	430	355	295	235	190	150
	プリンスベン	325	265	220	175	145	115
中近東	オーストラリア	325	265	220	175	145	115
	イスラマブール	365	300	250	200	160	130

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別					
		公使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
北米	ニュー・ヨーク	675	560	460	380	305	245
	(国際連合)	675	560	460	380	305	245
欧州	ジュネーヴ	520	430	355	295	235	190
	(在ジュネーヴ国際機関)	520	430	355	295	235	190
欧州	パリ	675	560	460	380	305	245
	(経済協力開発機構)	675	560	460	380	305	245

別表第三 新修員手当

号	別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
手 当	額	500	480	460	440	420	400	380	360	340

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附 則

- この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。
- 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十四条の二第三項中「第四条、第十条」を「第四条、第十条の二」に改め、「〔在勤俸及び加俸〕とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」とを削り、「第十条第二項」を「第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項」に改める。
- 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条の三第三項中「第四条、第十条」を「第四条、第十条の二」に改め、「〔在勤俸及び加俸〕とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」とを削り、「第十条第二項」を「第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項」に改める。
- 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第四項中「第十条」を「第十条の二」に改める。

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

- 世界連邦の建設に関する決議に関する請願(第七〇八号)(第七一二号)(第七六六号)(第七六七号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八一二号)

第七〇八号 昭和四十四年二月十五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 高知市東唐人町五三 福田義郎外八十名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第七一二号 昭和四十四年二月十五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市上土木内町三六三 黒沢八郎外二十名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第七六六号 昭和四十四年二月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 福島県伊達郡伊達町伊達町長 吉田秋一外四十名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第七六七号 昭和四十四年二月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 岩手県盛岡市安倍町一八ノ二 三 重石勝衛外三十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第七九九号 昭和四十四年二月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願
請願者 静岡県浜松市森町一、一二三ノ六一 溝口正外二十九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第八〇〇号 昭和四十四年二月十九日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 岩手県盛岡市馬場町五ノ三三 小
泉一郎外四十七名

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第八一二号 昭和四十四年二月二十日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 大阪府港区市岡二ノ四ノ三〇 桃
谷勘三郎外三十四名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、世界連邦の建設に関する決議に関する請願
(第八六七号)(第九〇一号)(第九三七号)(第
九六九号)(第九七〇号)(第一〇一七号)(第一
〇三三号)

第八六七号 昭和四十四年二月二十一日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 名古屋市中区筒井町一ノ一 竹村
公男外二十名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第九〇一号 昭和四十四年二月二十一日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 東京都調布市上石原三ノ四五ノ
五 斎藤悦子外二十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第九三七号 昭和四十四年二月二十二日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 東京都千代田区麴町三ノ一 太田
寿子外二十一名

紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第九六九号 昭和四十四年二月二十四日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 東京都杉並区西田町一ノ七七二
加茂儀一外二十名

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第九七〇号 昭和四十四年二月二十四日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 静岡県小笠郡小笠町古谷五四六
宮城藤夫外二十七名

紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一〇一七号 昭和四十四年二月二十五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 岡山市細堀町九 横山昊太外四十
二名

紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一〇三三号 昭和四十四年二月二十六日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する請願

請願者 静岡県小笠郡小笠町上平川八一
ノ一 黒清外二十六名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、国際通貨基金協定の改正の受諾について承
認を求めるの件

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認
を求めるの件

国際通貨基金協定の改正の受諾について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求める。

国際通貨基金協定の改正

A 序

序を次のように改める。

(i) 国際通貨基金は、当初採択され、その後、
特別引出権に基づく制度の創設その他若干の
変更のために改正されたこの協定の規定に従
つて設立し、かつ、運営する。

(ii) 基金がその操作及び取引を行なうことがで
きるようにするため、基金に一般勘定及び特
別引出勘定を置く。基金への加盟は、特別引
出勘定に参加する権利を伴う。

(iii) この協定によつて認められた操作及び取引
は、特別引出権に係る操作及び取引が特別引
出勘定を通じて行なわれるほか、一般勘定を
通じて行なわれる。

1 B 第一条 目的

(v) 第一条(v)を次のように改める。
加盟国に利用させ、こうして国内的又は国
際的の繁栄を破壊するような措置に訴える
ことなしに国際収支の失調を是正する機会
を提供することにより、加盟国に安心感を
与えること。

2 第一条の末文を次のように改める。

基金は、そのすべての政策及び決定につい
て、この条に掲げる目的を指針としなければな
らない。

C 第三条 割当額及び出資

1 第二項を次のように改める。

第二項 割当額の調整

基金は、五年をこえない間隔を置いて加盟
国の割当額につき一般的検討を行ない、適当
と認めるときは、その調整を提議する。基金
は、また、その他のいかなる時期においても、
適当と認めるときは、加盟国の要請に基づ
いてその割当額の調整を考慮することがで
きる。一般的検討の結果提議される割当額の
変更には、総投票権数の八十五パーセントの

多数を必要とし、また、その他の割当額の変更には、総投票権数の五分の四の多数を必要とする。割当額は、当該加盟国の同意なしには変更されない。

2 第四項(割当額が変更された場合の支払)に次の(c)を加える。

(c) 割当額の一般的検討の結果提議される割当額の増加分の払込みに関する決定又はその払込みの影響を緩和することを唯一の目的とする決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

D 第四条 通貨の平価

1 第七項を次のように改める。

第七項 平価の一律変更

第五項(b)の規定にかかわらず、基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更を行なうことができる。もつとも、基金の措置が執られた後七十二時間以内にいずれかの加盟国が自国通貨の平価がこの措置によつて変更されることを希望しない旨を基金に通告したときは、その加盟国の通貨の平価は、この規定に基づいて変更されることはない。

2 第八項(基金の資産の金による価額の維持)(d)を次のように改める。

(d) この項の規定は、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更に応用する。ただし、このような変更が行なわれた場合において、基金が総投票権数の八十五パーセントの多数により別段の決定をしたときは、この限りでない。

E 第五条 基金との取引

1 第三項(基金の資金の利用に関する条件)(a)(ii)を次のように改める。

(ii) 申し込まれた買入れがゴールド・トラシユの買入れであること又は、申し込まれた買入れにより、基金の買入国通貨保有額が、買入れの日に終わる十二箇月

の間に買入国の割当額の二十五パーセントをこえて増加せず、また、買入国の割当額の二百パーセントをこえないこと。

2 第三項に次の(c)及び(d)を加える。

(c) 加盟国による基金の資金の利用は、基金の目的に従つて行なわれなければならない。基金は、その資金の利用に關し、加盟国がその国際收支上の問題を基金の目的に合致する方法で解決するのを援助し、かつ、基金の資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような政策を採択するものとする。

(d) 基金は、申し込まれた買入れがこの協定の規定及びそれに基づいて採択された政策に合致するかどうかを決定するため、(a)の規定に基づいて加盟国が行なつた申立てを審査する。ただし、ゴールド・トラシユの買入れの申込みについては、異議を提起しない。

3 第七項(加盟国による基金保有自国通貨の買入れもどし)(b)(ii)を除くを次のように改める。

(b) 加盟国は、基金の各会計年度末に、附表Bの規定に従つて定められるところにより、自国通貨の基金保有額の一部を各種の通貨準備で次の条件により基金から買入れもどさなければならない。

(i) 各加盟国は、基金から自国通貨を買入れもどすにあたり、自国の通貨準備のうち、その年度内に生じた次の変化に相当する額、すなわち、自国通貨の基金保有額に生じた増加額の半額に自国の通貨準備に生じた増加額の半額を加えた額、自

国通貨の基金保有額に生じた増加額の半額から自国の通貨準備に生じた減少額の半額を控除した額又は、自国通貨の基金保有額が減少した場合には、自国の通貨準備に生じた増加額の半額から自国通貨の基金保有額に生じた減少額の半額を控

除した額を使用しなければならない。

4 第七項(c)を次のように改める。

(c) (b)に定める調整は、次に掲げる程度に及んではならない。

(i) 当該加盟国の通貨準備が割当額の百五十パーセント未満となる程度
(ii) 当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の七十五パーセント未満となる程度
(iii) 買入れもどしに使用されるべきいずれかの加盟国の通貨の基金保有額がその加盟国の割当額の七十五パーセントをこえる程度

(iv) 買入れもどされる額が当該加盟国の割当額の二十五パーセントをこえる程度

5 第七項に次の(d)を加える。

(d) 基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(c)(i)及び(ii)に定める比率を変更し、また、附表B1(c)、(d)及び(e)並びに2(b)に定める規則を修正し及び補足することができ。

6 第八項(手数料)(a)を次のように改める。

(a) 自由通貨で他の加盟国の通貨を基金から買入れ入れる加盟国は、平価による相場に基づく価格のほか、全加盟国について一律の二分の一パーセント以上一パーセント以下の事務手数料で基金が定めるものを支払わなければならない。もつとも、基金は、ゴールド・トラシユの買入れについては、二分の一パーセント以下の事務手数料をその裁量により課することができ。

7 第五項に次の一項を加える。

第九項 報酬

(a) 基金は、いずれかの加盟国の割当額の七十五パーセントがその加盟国の通貨の基金保有額の平均(保有額が割当額の七十五パーセントをこえるときは、そのこえる額は、考慮しないものとする)を上回る場合には、その上回る額につき、全加盟国につ

いて一律の割合の報酬を支払う。報酬の率は、年一・五パーセントとする。ただし、基金は、その裁量により、この率を引き上げ、又は引き下げることをできるが、この率は年二パーセントをこえるものにし、又は年一パーセント未満のものにするためには、総投票権数の四分の三の多数を必要とする。

(b) 報酬は、基金が定めるところにより、金又は当該加盟国の通貨で支払われる。

F 第六条 資本移動

1 第一項(資本移動のための基金の資金の利用)(a)を次のように改める。

(a) 加盟国は、第二項に規定する場合を除き、巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるために基金の資金を利用してはならず、基金は、その資金のこのような利用を防止するための管理を行なうことを加盟国に要請することができる。いずれかの加盟国がこの要請を受けた後に適当な管理を行なわなかつたときは、基金は、その加盟国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言することができる。

2 第二項を次のように改める。

第二項 資本移動に関する特別規定
加盟国は、資本の移動に應ずるためにゴールド・トラシユの買入れを行なうことができる。

G 第十二条 組織及び運営

1 第二項(総務会) (b)(ii)及び(c)を次のように改める。

(ii) 割当額の変更を承認し、又は割当額の一般的検討の結果提議される割当額の増加分の払込みに関する決定若しくはその払込みの影響の緩和に關する決定を行なう権限

(iii) 全加盟国の通貨の平価の一律変更を承認し、又は、このような変更が行なわれた

場合において、基金の資産の金による価額の維持に關する規定を適用しないことを決定する権限

2 第二項(ロ)に次の(イ)及び(ウ)を加える。

(イ) 買いもどしに關する規定を変更し、又は買いもどし額を各種の通貨準備に按分するための規則を修正し及び補足する権限

3 第六項の表題を次のように改める。
(ウ) 特別準備金から一般準備金への繰入れを行なう権限

4 第六項(ロ)を次のように改める。

(ロ) ある年度の純収入につき分配を行なう場合には、まず、その年度について第五條第九項の規定に基づいて報酬を受ける資格のある加盟国に対し、年二パーセントに相当する額がその年度について支払われた報酬の額を上回るときに、その上回る額を分配しなければならぬ。この額をこえてその年度の純収入を分配するときは、その分配は、すべての加盟国に対し、割当額に比例して行なわれる。各加盟国に対する支払は、その国の通貨で行なう。

5 第六項に次の(ウ)を加える。

(ウ) 基金は、特別準備金から一般準備金への繰入れを行なうことができる。

第十八条 解釈

(ロ) 理事会が(ロ)の規定に基づいて決定を行なつた場合には、加盟国は、その決定の日から三箇月以内に、その疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定は、最終的とする。総務会に付託された疑義は、総務会の解釈委員会により審議される。この委員会の各委員は、それぞれ一個の投票権を有する。総務会は、この委員会の構成、手続及び表決のための多数

要件を定める。この委員会の決定は、総務会が総投票権数の八十五パーセントの多数により別段の決定をしない限り、総務会の決定とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、基金は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

1 第十九条 用語の説明

(ロ) 第十九条(ロ)を次のように改める。

(イ) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。

2 第十九条(ロ)を次のように改める。

(ロ) (ロ)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。

3 第十九条に次の(ロ)を加える。

(ロ) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することができる。

第二十條 最終規定

第二十條の表題を次のように改める。

第二十條の次に次の第二十一條から第三十二條までを加える。

を配分する権限を与えられる。

第二項 価値の単位

特別引出権の価値の単位は、〇・八八八六七一グラムの純金に等しいものとする。

第二十二條 一般勘定及び特別引出勘定

第一項 操作及び取引の分離

特別引出権に係るすべての操作及び取引は、特別引出勘定を通じて行なわれる。この協定に基づいて認められる基金の他のすべての操作及び取引は、一般勘定を通じて行なわれる。第二十三條第二項の規定による操作及び取引は、一般勘定及び特別引出勘定の双方を通じて行なわれる。

第二項 資産及び財産の分離

基金のすべての資産及び財産は、一般勘定において保有される。ただし、第二十六條第二項、第三十條、第三十一條並びに附表I及びIIの規定に基づいて取得される資産及び財産は、特別引出勘定において保有される。一方の勘定において保有されているいかなる資産又は財産も、他方の勘定の操作及び取引によつて生じた基金の債務の弁済に充て、又はその損失をうめるために用いてはならない。ただし、特別引出勘定の業務の運営のための経費は、基金により一般勘定から支払われ、その経費を合理的に評価して課される第二十六條第四項の規定に基づく賦課金によつて隨時払いもどされる。

第三項 記録及び情報

特別引出権保有額すべての変更は、基金が特別引出勘定に記録した時に効力を生ずる。参加国は、特別引出権の使用の根拠となつたこの協定の規定を基金に通知する。基金は、その任務を行なうために必要と認めるその他の情報を提供することを参加国に要求することができる。

第二十三條 参加国及びその他の特別引出権保有者

第一項 参加国

基金の加盟国で、その国内法に従つて特別引出勘定の参加国としてのすべての義務を負うこと及びこれらのすべての義務を履行するために必要なすべての措置を執つたことを述べた文書を基金に寄託したものは、その文書を寄託した日から特別引出勘定の参加国となる。ただし、いかなる加盟国も、第二十一條から第三十二條まで及び附表FからIまでの規定が効力を生じ、かつ、割当額の総額の少なくとも七十五パーセントを有する加盟国がこの項の規定に基づく文書を寄託する前には、参加国となることはない。

第二項 保有者としての一般勘定

基金は、この協定の規定に従い、一般勘定において特別引出権を受け入れ、保有し及び使用することができる。

第三項 その他の保有者

基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、
(イ) 非加盟国、参加国でない加盟国及び中央銀行としての機能を二以上の加盟国のために営む機関を保有者として定め、
(ロ) これらの保有者が参加国との間の操作及び取引において特別引出権を受け入れ、保有し及び使用することを認められるための条件を定め、並びに
(ロ) 参加国がこれらの保有者との間で操作及び取引を行なうための条件を定めることができる。

前記の定められた保有者による特別引出権の使用並びにこれらの保有者との操作及び取引において参加国が行なう特別引出権の使用については基金が定める条件は、この協定の規定に合致するものでなければならない。

第二十四条 特別引出権の配分及び消却
第一項 配分及び消却を規制する原則及び考慮事項

(a) 特別引出権の配分又は消却に関するすべての決定を行なうにあたり、基金は、既存の準備資産を補充することについて長期的かつ全体的な必要が生じたときに、基金の目的の達成を促進し、かつ、世界における経済の停滞及びデフレーション並びに過剰需要及びインフレーションを回避するような方法で、その必要に応ずるよう努めなければならない。

(b) 特別引出権を配分することについての最初の決定は、特別の考慮事項として、準備資産を補充する全体的な必要があることについての共同の判断、よりよい国際収支の均衡の達成及び将来における調整過程の機能の改善の可能性を考慮したものでなければならない。

第二項 配分及び消却

(a) 特別引出権を配分し又は消却することについての基金の決定は、五年の基本期間について行なわれ、これらの基本期間は、連続するものとする。最初の基本期間は、特別引出権を配分することについての最初の決定の日又はその決定において定めるその後の日に始まる。配分又は消却は、一年の間隔を置いて行なわれる。

(b) 配分の率は、配分の決定の日における割当額の百分率によつて表示される。特別引出権の消却の率は、消却の決定の日における特別引出権の純累積配分額の百分率によつて表示される。これらの百分率は、すべての参加国について同一とする。

(c) 基金は、(a)及び(b)の規定にかかわらず、いずれの基本期間について決定を行なうにあつても、次のことを定めることができる。

(i) 基本期間を五年と異なる期間のものとする。

(ii) 一年と異なる間隔を置いて配分又は消却を行なうこと。

(iii) 配分又は消却を、その決定の日以外の日における割当額又は純累積配分額に基づいて行なうこと。

(d) 基本期間の開始後に参加国となつた加盟国は、その国が参加国となつた後に配分が行なわれる次の基本期間から配分を受ける。ただし、その新しい参加国が参加国となつた後の最初の配分から配分を受けることを基金が決定した場合は、この限りでない。基本期間の途中で参加国となつた加盟国が当該基本期間の残余期間についての配分を受けることを基金が決定し、かつ、当該参加国が(b)又は(c)の規定に基づいて定められる日に加盟国となつていなかった場合には、基金は、当該参加国に対して行なう配分の基礎を決定する。

(e) 参加国は、配分の決定に従つて行なわれる特別引出権の配分を受け入れなければならない。ただし、

(i) 当該参加国の総務がその決定に対して賛成の投票をせず、かつ、

(ii) 当該参加国が、その決定に基づく最初の特別引出権の配分に先立ち、その決定に基づいて特別引出権が自国に配分されることを希望しない旨を書面により基金に通知した場合は、この限りでない。

基金は、参加国の要請により、その後の特別引出権の配分について前記の通知の効果を終了させることを決定することができる。

(f) 消却が効力を生ずる日において、参加国の保有している特別引出権の額がその参加国に割り当てられた消却されるべき特別引出権の額より少ない場合には、その参加国

は、その総準備ポジションの許す範囲内で、できる限りすみやかに未消却残高を除くしなければならない。このため、継続して基金と協議を行なわなければならない。消却が効力を生じた日の後にその参加国が入手した特別引出権は、その未消却残高の除去に充てられて消却される。

第三項 予期されなかつた重大な事態の発生
基金は、予期されなかつた重大な事態が生じたため望ましいと考えるときは、残余の基本期間についての配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、又は新たな基本期間を開始させることができる。

第四項 配分及び消却の決定

(a) 第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項の規定に基づく決定は、理事会の同意を得て専務理事が行なう提議に基づき、総務会が行なう。

(b) 専務理事は、提議を行なうに先立ち、その提議が第一項(a)の規定に合致することを確認した上で、その提議が参加国の間で広く支持されるという確信を得ることができるとする。専務理事は、さらに、最初の配分に関する提議を行なうに先立ち、第一項(b)の規定が遵守されておらず、かつ、配分の開始が参加国の間で広く支持されていることを確認しなければならない。特別引出権の配分が開始された後において前記のことを確認した場合に、直ちに最初の配分のための提議を行なわなければならない。

(c) 専務理事は、

(i) 各基本期間の終了の六箇月前までに、

(ii) ある基本期間についての配分又は消却に関しいかなる決定も行なわれなかつた場合において、(b)の規定が遵守されたことを確認したときに、

(iii) 第三項の規定に従い、配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、若しくは新たな基本期間を開始させることが望ましいと考えるときに、又は

(iv) 総務会若しくは理事会の要請があつた後六箇月以内に、

提議を行なうものとする。ただし、専務理事は、(i)、(ii)又は(iii)の場合において、第一項の規定に合致すると考えられ、かつ、(b)の規定に従つて参加国の間で広く支持される提議がないことを確認したときは、総務会及び理事会にその旨を報告しなければならない。

(d) 配分の率の引下げに関する第三項の規定に基づく決定を除き、第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項の規定に基づく決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

第二十五条 特別引出権の操作及び取引

第一項 特別引出権の使用

特別引出権は、この協定に基づいて認められる操作及び取引に使用することができる。

第二項 参加国間の取引

(a) 参加国は、その特別引出権を使用して、第五項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を取得することができる。

(b) 参加国は、他の参加国との合意により、次の目的のためにその特別引出権を使用することができる。

(i) 他の参加国が保有する等額の自国通貨を取得すること。

(ii) 第六項(a)の規定に基づく他の参加国の復元を促進し、他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させ、他の参加国が第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消し、又は双方の参加国の特別引出権保有額をそれぞれの純累積

配分額に近づけるような取引で基金が定めるものにより、他の参加国から等額の通貨を取得すること。

基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、この規定に基づいて行なわれるその他の取引又は取引の種類を定めることができる。この(ii)の規定に基づいて基金が定める取引又は取引の種類は、この協定の他の規定に合致し、かつ、この協定に従って行なう特別引出権の適切な使用に合致するものでなければならぬ。

(c) 特別引出権を使用する参加国に対して通貨を提供する参加国は、等額の特別引出権を取得する。

第三項 必要性の要件

(a) 第二項の規定に基づく取引において、参加国は、(c)に定める場合を除き、もつぱら国際収支上の必要に應ずるため又は自国の金、外国為替及び特別引出権の公的保有額並びに基金における準備ポジションの推移に照らしてその特別引出権を使用するものとし、単に特別引出権と金、外貨準備及び基金における準備ポジションの合計との間の構成を変えることのみを目的として使用しないことが期待される。

(b) 特別引出権の使用にあつては、(a)に定める期待に反することを理由とする異議は、提起されない。もつとも、基金は、この期待に反した参加国に対して抗議することができ、引き続きこの期待に反している参加国は、第二十九条第二項(b)の規定の適用を受ける。

(c) 参加国は、第六項(a)の規定に基づく他の参加国の復元を促進し、他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させ、他の参加国が(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消し、又は双方の参加国の特別

引出権保有額をそれぞれの純累積配分額に近づけるような取引で基金が定めるものにより、他の参加国から等額の通貨を取得するために、(a)に定める期待に反しても特別引出権を使用することができる。

第四項 通貨を提供する義務

第五項の規定に基づいて基金が指定した参加国は、第二項(a)の規定に基づいて特別引出権を使用する参加国の要求があつたときは、事実上交換可能な通貨をその国に提供しなければならない。参加国の通貨提供の義務は、当該参加国の特別引出権保有額中その純累積配分額をこえる部分がその純累積配分額の二倍に等しくなる点又は当該参加国と基金との間で合意されるそれより高い限度をこえないものとする。もつとも、参加国は、この義務の限度又は合意されたそれより高い限度をこえて通貨を提供することができる。

第五項 通貨を提供する参加国の指定

(a) 基金は、第二項(a)及び第四項の規定の適用上、参加国がその特別引出権を使用することができるようになるため、特定の額の特別引出権と引替に通貨を提供する参加国を指定する。この指定は、基金が随時採択する他の原則によつて補足される次の一般原則に従つて行なわれる。

(i) 参加国は、その国際収支及び総準備のポジションが十分に強固である場合には、指定の対象となる。ただし、総準備ポジションが強固な参加国の国際収支が軽度の赤字を示している場合にも、その国が指定される可能性を排除するものではない。これらの参加国は、相互間における特別引出権保有額の均衡のとれた配分が長期的にみて促進されるような方法で指定される。

(ii) 参加国は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、特別引出権保有額に生じた

未消却残高を減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消すため、指定の対象となる。

(iii) 基金は、参加国を指定するにあたり、通常、(ii)の規定に基づく指定の目的を實現するために特別引出権の取得を必要とする参加国を優先させる。

(b) 基金は、(a)(i)の規定に基づき特別引出権保有額の均衡のとれた配分を長期的にみて促進するため、附表Fに規定する指定に関する規則又は(c)の規定に基づいて採択される規則を適用する。

(c) 指定に関する規則は、最初の基本期間及びその後の各基本期間の終了前に検討されるものとし、基金は、その検討の結果新たな規則を採択することができる。新たな規則が採択されない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き続き適用される。

第六項 復元

(a) 特別引出権を使用する参加国は、附表Gに規定する復元に関する規則又は(b)の規定に基づいて採択される規則に従い、その特別引出権保有額を復元しなければならぬ。

(b) 復元に関する規則は、最初の基本期間及びその後の各基本期間の終了前に検討されるものとし、必要があるときは、新たな規則が採択されるものとする。新たな規則を採択するか又は復元に関する規則を廃止する決定が行なわれない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き続き適用される。復元に関する規則を採択し、修正し又は廃止する決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

第七項 一般勘定を通じて行なわれる操作及び取引

(a) 第三項第四項(a)、第五項第七項(b)及び(c)、第五項第八項(f)並びに附表B1の規定の適用上、特別引出権は、第十九条に定める加盟国の通貨準備に含められる。基金は、第五項第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及びいずれかの年度内の通貨準備の増加額を計算するにあたり、その年度内における特別引出権の配分又は消却によつて生じた通貨準備の増加又は減少を考慮しないことを決定することができる。

(b) 基金は、次の場合には、特別引出権を受け入れなければならない。

(i) 第五項第七項(b)の規定に基づく買いもどしのうち特別引出権で行なわれるもの

(ii) 第二十六條第四項の規定に基づく買いもどし

(c) 基金は、次の場合には、基金が決定する限度まで特別引出権を受け入れることができる。

(i) 手数料の支払

(ii) 第五項第七項(b)の規定に基づく買いもどし以外の買いもどし。この場合には、特別引出権による買いもどしの割合は、できる限り全参加国について同一となるようにしなければならない。

(d) 基金は、いずれかの参加国の通貨の基金保有額を補充するため適当と認めるときは、当該参加国との間で第七條第二項の規定に基づく他の補充方法について協議した後、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権と引替に第四項の規定に従つて通貨を提供することを要求することができる。基金は、特別引出権による補充にあつては、第五項に規定する指定の原則に妥当な考慮を払わなければならない。

(e) 基金は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、未消却残高を防止し若しくは減少

させ、又は第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消すような取引で基金が定めるものによりいすれかの参加国が特別引出権を受け入れることができる範囲内で、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権を金又は基金が受領することができる通貨と引替えに提供することができ。

(f) 基金は、一般勘定を通じて行なう参加国とのその他の操作及び取引において、当該参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(g) 基金は、この項の規定に基づく操作及び取引に關し、全参加国について一律の妥当な手数料を課することができる。

第八項 交換比率

(a) 参加国間の操作及び取引のための交換比率は、特別引出権を使用する参加国が、いかなる通貨をいかなる参加国から提供される場合にも、同一の価値を受け取ることとなるものでなければならず、基金は、この原則を実施するための規則を採択しなければならない。

(b) 基金は、参加国との間で、その参加国の通貨の交換比率を決定するための手続について協議しなければならない。

(c) この規定の適用上、参加国とは、参加終了国を含むものとする。

第二十六条 特別引出勘定の利子及び手数料

第一項 利子

基金は、特別引出権の保有者に対し、その保有額につき、全保有者について同率の利子を支払う。基金は、この利子の支払に充てるために十分な手数料を受け取っているかどうかを問わず、保有者に支払うべき金額を支払わなければならない。

第二項 手数料

参加国は、基金に対し、特別引出権の純累積配分額に未消却残高及び未払手数料を加えた額につき、全参加国について同率の手数料を支払う。

第三項 利子及び手数料の率

利子の率は、手数料の率に等しいものとし、年一・五パーセントとする。基金は、その裁量により、この率を引き上げ、又は引き下げることができるが、二パーセント又は第五項第九項の規定に基づいて決定される報酬の率のうちいずれか高いものより高くしてはならず、また、一パーセント又は第五項第九項の規定に基づいて決定される報酬の率のうちいずれか低いものより低くしてはならない。

第四項 賦課金

第二十二條第二項の規定に基づき払いもどしを行なうことが決定されたときは、基金は、このため、純累積配分額につき、全参加国について同率の賦課金を課する。

第五項 利子、手数料及び賦課金の支払

利子、手数料及び賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。手数料又は賦課金を支払うため特別引出権を必要とする参加国は、その選択により金又は基金が受領することができる通貨と引替えに、一般勘定を通じて行なう基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。このような方法によつて十分な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、基金が特定する参加国から、事実上交換可能な通貨により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができ。支払期日後に参加国が入手した特別引出権は、未払手数料の支払に充てられて消却される。

第二十七条 一般勘定及び特別引出勘定の管理

(a) 一般勘定及び特別引出勘定は、次の規定に従うことを条件として、第十二條の規定に従つて管理される。

(i) 総務会は、第二十三條第三項、第二十四条第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項、第二十五条第二項(b)の末段第一文、第二十五条第六項(b)並びに第三十一条(a)に規定する権限を除き、特別引出権に關する総務会の権限の行使を理事会に委任することができる。

(ii) 特別引出勘定のみに關する事項についての総務会の会合又は決定に關し、その会合を招集するため、並びに定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行なわれたかどうかを決めるためには、参加加盟国が任命した総務の要請、出席及び投票のみが計算される。

(iii) 特別引出勘定のみに關する事項についての理事会の決定にあつては、少なくとも一の参加加盟国により任命され又は選出された理事のみが投票することができる。これらの理事は、それぞれ、その理事を任命した参加加盟国又はその理事の選出に賛成投票をした参加加盟国に割り当てられた票数の投票を行なう資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行なわれたかどうかを決めるためには、参加加盟国により任命され又は選出された理事の出席及び参加加盟国に割り当てられた票数の投票のみが計算される。

(iv) 基金の一般的管理に關する問題(第二十二條第二項の規定に基づく払いもどしを含む)及びある事項が両勘定に關するものであるか又は特別引出勘定のみに關するものであるかという判定の問題は、一般勘定のみに關する問題として決定される。一般勘

定における特別引出権の受入れ、保有及び使用に關する決定並びに一般勘定及び特別引出勘定の双方を通じて行なわれる操作及び取引に關連するその他の決定を行なうためには、それぞれの勘定に關する事項についての決定に必要なとされる多数要件が、ともに満たされなければならない。特別引出勘定に關する事項についての決定には、その旨を示すものとする。

(b) 第九條の規定に基づいて与えられる特権及び免除のほか、特別引出権又は特別引出権による操作若しくは取引に対しては、いかなる種類の租税も課されない。

(c) 特別引出勘定のみに關する事項についての協定の規定の解釈に關して生じた疑義は、参加国の要請があつた場合にのみ、第十八條(a)の規定に従つて理事会に提出される。理事会が特別引出勘定のみに關する解釈上の疑義について決定を行なつた場合には、参加国のみがその疑義を第十八條(b)の規定に基づいて総務会に付託することを要求することができる。総務会は、参加国でない加盟国が任命した総務が特別引出勘定のみに關する疑義について解釈委員会において投票する資格を有するかどうかを決定する。

(d) もつぱら特別引出勘定への参加に起因する事項について、基金と特別引出勘定への参加を終了した参加国との間又は特別引出勘定の清算中に基金と参加国との間に、意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、第十八條(c)に定める手続に従つて仲裁に付する。

第二十八条 参加国の一般的義務

参加国は、この協定の他の条項に基づき特別引出権に關して受諾する義務のほか、この協定に従つて行なわれる特別引出勘定の効果的な運営及び特別引出権の適切な使用を容易にするため、基金及び他の参加国と協力することを約束する。

第二十九条 特別引出権の取引の停止

第一項 緊急措置

緊急の場合又は特別引出権に關する基金の業務を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事會は、全會一致の表決により、百二十日以内の期間特別引出権に關するいづれの規定の適用をも停止することができる。この場合には、第十六条第一項(b)、(c)及び(d)の規定を適用する。

第二項 義務の不履行

(a) いずれかの参加国が第二十五条第四項の規定に基づく義務を履行していないと基金が認めたときは、基金が別段の決定をしない限り、当該参加国の特別引出権を使用する権利は、停止される。

(b) 基金は、いずれかの参加国が特別引出権に關するその他の義務を履行していないと認めるときは、当該参加国がその後に入手する特別引出権を使用する権利を停止することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に基づきいずれかの参加国に対して措置が執られるに先立ち、当該参加国が自国に対する抗議について直ちに通報を受け、かつ、口頭及び書面の双方で自国の立場を説明する適當な機会を与えられるようにするため、規則が採択されるものとす。参加国は、(a)の規定に關する抗議の通報を受けたときは、その抗議が処理されるまでの間、特別引出権を使用しないものとする。

(d) (a)若しくは(b)の規定に基づく停止又は(c)の規定に基づく制限は、第二十五条第四項の規定に従つて通貨を提供する参加国の義務に影響を及ぼすものではない。

(e) 基金は、(a)又は(b)の規定に基づく停止をいつでも解くことができる。ただし、参加国が第二十五条第六項(a)の規定に基づく義務を履行しなかつたために(b)の規定に基づ

く停止を受けている場合には、その停止は、当該参加国が復元に關する規則を履行することとなつた最初の四半期の後百八十日を経過するまで解かれないものとする。

(f) 参加国の特別引出権を使用する権利は、当該参加国が第四條第六項、第五條第五項、第六條第一項又は第十五條第二項(a)の規定に基づいて基金の資金を利用する資格を失つたことを理由としては、停止されることはない。第十五條第二項の規定は、参加国が特別引出権に關する義務を履行しなかつたことを理由としては、適用されることはない。

第三十條 参加の終了

第一項 参加を終了する権利

(a) 参加国は、基金に対する通告書をその主たる事務所に送付することにより、いつでも特別引出権への参加を終了することができる。終了は、通告が受領された日に効力を生ずる。

(b) 基金から脱退する参加国は、同時に特別引出権への参加を終了したものとみなされる。

第二項 参加の終了に伴う決済

(a) 参加国が特別引出権への参加を終了するときは、参加終了国が行なう特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに第三項、第五項、第六項及び附表IIの規定による場合を除き、すべて停止する。終了の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日前に課されて未払となつてゐる賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。

(b) 基金は、参加終了国が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加終了国は、その純累積配分額に相當する額及び特別引出権に參加したことによつて支

払うこととなつてゐるその他の額を基金に支払う義務を有する。これらの債務は、互いに相殺されるものとし、参加終了国が保有する特別引出権のうち基金に対する債務を消滅させるために相殺に使用された額は、消却される。

第三十條 利子及び手数料

第三項 利子及び手数料

参加終了の日の後は、第二十六條の規定に基づいて定められる期日及び率により、基金は、参加終了国が保有する特別引出権の残高について利子を支払い、参加終了国は、基金に対する債務の残高について手数料を支払う。支払は、特別引出権により行なわれる。参加終了国は、手数料又は賦課金を支払うため、基金が特定する参加国との取引により、又は合意に基づいて他の保有者から、事実上交換可能な通貨と引替に特別引出権を取得することができる。また、利子として受け取つた特別引出権を、第二十五條第五項の規定に基づいて指定された参加国との取引又は合意による他の保有者との取引において、処分することができる。

第四項 基金に対する債務の決済

基金が参加終了国から受領した金又は通貨は、参加国が保有する特別引出権を、その金又は通貨を基金が受領した時における各参加国の特別引出権保有額のうち純累積配分額をこえる額に比例して償還するため、基金が使用する。このように償還された特別引出権及び参加終了国が決済に關する取決め又は附表IIの規定に基づいて支払わなければならない賦課金に充てられるためにこの協定の規定に基づき取得してその賦課金と相殺された特別引出

権は、消却される。

第五項 参加終了国に対する債務の決済 基金が参加終了国の保有する特別引出権を償還する必要があるときは、その償還は、基金が特定する参加国の提供した通貨又は金をもつて行なわれる。これらの参加国は、第二十五條第五項に規定する原則に従つて特定される。特定された各参加国は、その選択により参加終了国の通貨、事実上交換可能な通貨又は金を基金に提供し、等額の特別引出権を受け入れる。もつとも、参加終了国は、基金が許可する場合には、自国の通貨、事実上交換可能な通貨又は金をいかなる保有者から取得するためにも、特別引出権を使用することができる。

第六項 一般勘定の取引

基金は、参加終了国との決済を容易にするため、参加終了国が次のいずれかのことを行なうことを決定することができる。

(i) 第二項(b)に規定する相殺を行なつた後に参加終了国が保有する特別引出権を、その償還の時に、一般勘定を通じて行なわれる基金との取引において、基金の選択により参加終了国の通貨又は事実上交換可能な通貨を取得するために使用すること。

(ii) 手数料又は取決め若しくは附表IIの規定に基づいて支払わなければならない賦課金に充てられるため、一般勘定を通じて行なわれる基金との取引により、基金が受領することのできる通貨又は金と引替に特別引出権を取得すること。

第三十一條 特別引出権の清算

(a) 特別引出権は、總務會の決定による場合を除き、清算することができない。理事會は、緊急の場合において、特別引出権の清算が必要であると認定したときは、總務會の決定があるまでの間、特別引出権の配分、消却及びすべての取引を一時的に停止すること

ができる。基金を清算する総務会の決定は、一般勘定及び特別引出勘定の双方を清算する決定とする。

- (b) 総務会が特別引出勘定を清算すると決定したときは、特別引出権の配分、消却、操作及び取引並びに特別引出勘定に関する基金の活動は、特別引出権に関する参加国及び基金の義務の秩序ある履行に附随するものを除き、すべて停止され、この協定に基づく基金及び参加国の特別引出権に関する義務は、この条、第十八条(c)、第二十六条、第二十七条(d)、第三十条、附表B、第三十条の規定に基づいて成立した取決め(附表B 4の規定に従うことを条件とする)、第三十二条及び附表Iに定める義務を除き、すべて消滅する。
- (c) 特別引出勘定の清算にあたり、清算の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日前に課されて未払となつてゐる賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。基金は、保有者が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加国は、特別引出権の純累積配分額に相当する額及び特別引出勘定に参加したことによつて支払ふこととなつてゐるその他の額を基金に支払ふ義務を有する。
- (d) 特別引出勘定の清算は、附表Iの規定に従つて行なう。

第三十二条 特別引出権に関する用語の説明

この協定の特別引出権に関する規定の解釈にあたり、基金及び加盟国は、次に定めるところに従ふものとする。

- (a) 特別引出権の純累積配分額とは、参加国に配分された特別引出権の総額から、第二十四条第二項(a)の規定に基づいて消却された特別引出権のうち当該参加国に割り当てられた分を控除した額をいう。
- (b) 事実上交換可能な通貨とは、次の通貨をいう。

- (1) 参加国の通貨であつて、特別引出権に係る取引において取得された残高が第二十五条第八項の規定に基づいて定められる交換比率により相互に交換される手続をそれぞれ備へてゐるもの及び次に掲げる参加国の通貨
- (i) 第八条第二項、第三項及び第四項に定める義務を受諾した参加国
- (ii) 国際取引の決済のために第四条第二項の規定に基づいて基金が定める限度内において事実上自由に金を売買してゐる参加国

- (2) 第二十五条第八項の規定に基づいて定められる交換比率により(1)に規定するいずれかの通貨に交換することができるとする通貨
- (c) 参加国の基金における準備ポジションとは、その参加国が買入れることができるゴールド・トランシュの額と貸付契約に基づいていつでもその参加国に返済することとなつてゐる基金の債務の額との合計額をいう。

L 附表B

加盟国による基金保有自国通貨の買入もどしに関する規定

1 1を次のように改める。

- 1 第五条第七項(b)の規定に基づく基金からの加盟国通貨の買入もどしを各種の交換可能通貨その他の通貨準備で行なう範囲を定めるにあたり、2の規定を留保して、次の原則を適用する。
- (a) 加盟国の通貨準備がその年度内に増加しなかつたときは、基金に支払ふべき金額は、その年度末において加盟国が保有する各種の通貨準備の額に比例して、すべての種類の通貨準備に按分する。
- (b) 加盟国の通貨準備がその年度内に増加したときは、基金に支払ふべき金額のうち、この増加額の半額からその年度内にその加

盟国通貨の基金保有額に生じた減少額の半額を控除した金額に相当する額は、各種の通貨準備の増加額に比例して、増加した種類の通貨準備に按分する。基金に支払ふべき金額の残額は、加盟国が保有する各種の通貨準備の残存額に比例して、すべての種類の通貨準備に按分する。

- (c) 第五条第七項(b)の規定により必要とされる買入もどしを行なうとすれば第五条第七項(c)(i)又は(ii)に定める限度のいずれかをこえる結果となるときは、基金は、加盟国がこの限度をこえない方法で比例的に買入もどしを行なうことを要求する。
- (d) 第五条第七項(b)の規定により必要とされるすべての買入もどしを行なうとすれば第五条第七項(c)(ii)に定める限度をこえる結果となるときは、この限度をこえる金額は、基金が定める交換可能通貨によりこの限度をこえないように支払われる。
- (e) 第五条第七項(b)の規定により必要とされる買入もどしが第五条第七項(c)(ii)に定める限度をこえるときは、この限度をこえる金額は、次の会計年度末又はその後の会計年度末に、第五条第七項(b)の規定に基づく買入もどしの総額がいずれの年度についても第五条第七項(c)(ii)に定める限度をこえないような方法で、買入もどされる。

2 2を次のように改める。

- 2(a) 基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定に基づいて非加盟国の通貨を取得することはない。
- (b) 1(a)又は(b)の規定に基づき非加盟国の通貨で支払ふこととなる金額は、基金が定める交換可能な加盟国通貨で支払われる。

3 附表Bに次の5及び6を加える。

- 5 基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及び年度内に通貨準備に生じた

増加額を計算するにあたり、加盟国の要請があつたときは、加盟国が九箇月をこえない特定の期間内に反対の取引を行なうことを条件として要求次第一定の限度額まで自国の通貨を他の加盟国の通貨と交換することを合意した相互的便宜供与に基づく加盟国間の取引の結果生じた債務の残高について、控除を行なうことを裁量により決定することができる。

6 第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及び通貨準備に生じた増加額を計算するにあたり、第十九条(e)の規定を適用する。ただし、会計年度の当初に次の規定が効力を有していた場合には、当該年度末においては、その規定を適用する。

加盟国の通貨準備は、中央保有額から、他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の国庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関に対する通貨債務並びに他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の他の公的機関及びそれらの領域内の他の銀行に対する類似の債務を控除して、計算する。これらの純保有額には、前記の(c)に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額を加えるものとする。

M

附表Eの次に、次の附表を加える。

附表F

指定

最初の基本期間においては、指定に関する規則は、次のとおりとする。

- (a) 第二十五条第五項(a)(i)の規定に基づいて指定の対象となる参加国は、特別引出権保有額のうち純累積配分額を上回る額の高及び外国為替の公的保有額に対する比率がこれらの参加国の間で長期的にみて等しくなることを促進するような額について、指定を受ける。
- (b) (a)の規定を実施するための方法は、次のと

おりとする。

(i) 指定の対象となる参加国の間で(a)に規定する比率が等しいときは、それぞれの金及び外国為替の公的保有額に比例して指定する。

(ii) (a)に規定する比率が低い参加国と高い参加国との間では、その差を漸次減少させるように指定する。

附表G

復元

1 最初の基本期間においては、復元に関する規則は、次のとおりとする。

(a)(i) 参加国は、最初の配分の後五年を経過した時及びその後の各四半期末において、直前の五年間における毎日の特別引出権保有額の平均がその期間における毎日の特別引出権の純累積配分額の平均の三十パーセントを下回らないように、その特別引出権保有額を使用し及び復元しなければならない。

(ii) 基金は、最初の配分の後二年を経過した時及びその後の毎月末に、各参加国について計算を行ない、それぞれの参加国が(a)(i)に規定する要件を満たすために当該計算の日からいづれかの五年の期間の終了の日までの間に特別引出権を入手する必要があるかどうか及びどの程度まで入手する必要があるかを確かめる。基金は、このような計算の基礎に関する規則及び参加国が(a)(i)に規定する要件を満たすのを援助するために第二十五条第五項(a)(ii)の規定に基づいて行なわれる参加国の指定の時期に関する規則を採択する。

(iii) 基金は、(a)(ii)の規定に基づく計算の結果、参加国がその計算の対象となつた期間が終了するまでの間特別引出権の使用をやめない限り(a)(i)に規定する要件を満たす可能性が乏しいことが示された場合

には、当該参加国に対し特別の通告を行なわなければならない。

(iv) 復元の義務を履行するために特別引出権を入手する必要がある参加国は、その選択により金又は基金が受領することができ、通貨と引替へに、一般勘定を通じて行なう基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならない。また、取得することができ。このような方法によつてはこの義務を履行するために十分な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、基金が特定する参加国から、事実上交換可能な通貨により、必要とする特別引出権を取得しなければならない。また、取得することができ。

(b) 参加国は、また、その特別引出権保有額と金及び外国為替の保有額並びに基金における準備ポジションとの間に均衡のとれた関係が長期的にみて実現されるようにすることが望ましいことについて、妥当な考慮を払わなければならない。

2 参加国が復元に関する規則に従わなかつた場合には、基金は、その事情が第二十九条第二項(b)の規定に基づく停止を正当とするかどうかを決定する。

附表H

参加の終了

1 第三十条第二項(b)の規定に基づく相殺を行なつた後に参加終了国に対する債務が残る、かつ、参加終了の日から六箇月以内に基金と参加終了国との間の決済に関する取決めが成立しなかつたときは、基金は、この特別引出権の残高を参加終了の日から最大限五年以内に均等の半年賦により償還する。基金は、その決定するところに従い、(a)第三十条第五項の規定に従つて他の参加国から基金に提供された金額を参加終了国に支払ふことにより、

又は(b)参加終了国が基金により特定される参加国、一般勘定若しくは他の保有者から自国通貨若しくは事実上交換可能な通貨を取得するためにその特別引出権を使用することを許可することにより、この残高を償還する。

2 第三十条第二項(b)の規定に基づく相殺を行なつた後に基金に対する債務が残る、かつ、参加終了の日から六箇月以内に決済に関する取決めが成立しなかつたときは、参加終了国は、参加終了の日から三年以内又は基金が定めるそれより長い期間内に、均等の半年賦によりその債務を支払ふ。参加終了国は、基金の決定するところに従い、(a)参加終了国の選択によつて事実上交換可能な通貨若しくは金を基金に支払ふことにより、又は(b)第三十条第六項の規定に従つて一般勘定から、若しくは基金によつて特定される参加国との合意により、若しくは他の保有者から特別引出権を取得して、この特別引出権と支払ふべき賦払金とを相殺することにより、その債務を支払ふ。

3 1又は2の規定に基づく賦払金は、参加終了の日の後六箇月を経過した時に及びその後六箇月の間隔を置いて支払ふべきこととなる。

4 参加国がその参加を終了した日から六箇月以内に第三十一条の規定に基づいて特別引出勘定の清算が開始される場合には、基金と当該国政府との間の決済は、第三十一条及び附表Iの規定に従つて行なわれる。

附表I

特別引出勘定の清算の執行

1 特別引出勘定の清算を行なう場合には、参加国は、その基金に対する債務を、十回の半年賦により又はそれより長い期間が必要であると基金が決定したときはその期間内に、基金の決定するところに従い、事実上交換可能な通貨及びいづれかの賦払によつて償還され

る特別引出権を保有している参加国の通貨(当該償還の範囲内に限る。)により支払ふ。最初の半年賦の支払は、特別引出勘定の清算の決定の六箇月後に行なわれる。

2 特別引出勘定の清算が決定された日から六箇月以内に基金の清算が決定されたときは、特別引出勘定の清算手続は、一般勘定において保有される特別引出権が次の規則によつて分配されるまで停止される。

基金は、附表E 2(a)の規定に基づいて分配を行なつた後、その分配後に各参加国に支払ふべき額に比例して、一般勘定において保有する特別引出権をすべての参加加盟国の間に割り当てる。基金は、附表E 2(c)の規定に基づいて各通貨の保有額の残高を割り当てる場合において、各加盟国に支払ふべき額を決定するにあつては、この規則に基づいて分配される特別引出権を控除する。

3 基金は、1の規定に基づいて受領する金額をもつて、保有者が保有する特別引出権を次の方法及び順序により償還する。

(a) 総務会が特別引出勘定の清算を決定する日の少なくとも六箇月前に参加を終了した国の政府が保有する特別引出権は、第三十条の規定に基づく取決め又は附表Hに定める条件に従つて償還される。

(b) 参加国以外の保有者が保有する特別引出権は、参加国が保有する特別引出権に優先して、各保有者の保有額に比例して償還される。

(c) 基金は、各参加国について、純累積配分額に対する特別引出権保有額の比率を決定する。基金は、まず、比率が最も高い参加国の保有する特別引出権を、比率が二番目に高い参加国の比率に等しくなるまで償還する。次に、基金は、これらの参加国の保有する特別引出権を、それぞれの純累積配

分額に比例して、比率が三番目に高い参加国の比率と等しくなるまで償還する。このような手続は、償還に充てることができる金額がなくなるまで順次行なう。

4 参加国が3の規定に基づく償還により受領することができ金額は、1の規定に基づいて支払われる金額と相殺される。

5 清算期間中、基金は、保有者の特別引出権保有額について利子を支払い、各参加国は、その特別引出権の純累積配分額から1の規定に従って支払った額を控除した額について手数料を支払う。利子及び手数料の率並びに支払の時期は、基金が決定する。利子及び手数料の支払は、できる限り特別引出権により行なう。手数料の支払のために十分な特別引出権を保有していない参加国は、金又は基金が特定する通貨により支払を行なう。手数料として受け取る特別引出権のうち清算執行の経費のため必要な額は、利子の支払に用いてはならず、基金に移転されて、基金が経費の支払に用いる通貨により優先的に償還される。

6 参加国が1又は5の規定に基づく支払義務を履行していない間は、2又は5の規定に基づく支払は、その参加国に対して行なわれない。

7 参加国に対する最終の支払が行なわれた後において、支払義務を履行した参加国の間で純累積配分額に対する特別引出権保有額の比率が等しくなっていないときは、比率の低い参加国は、基金が作成する取決めに従い、比率の高い参加国から、特別引出権の保有比率が等しくなるまで特別引出権を買入れる。支払義務を履行しなかつた参加国は、その不履行分に等しい額を自国通貨で基金に支払う。基金は、この通貨及び残余の請求権を各参加国が保有する特別引出権の額に比例して参加国の間に割り当て、これらの特別引出権を消却する。基金は、その後特別引出権決定

の帳簿を閉鎖し、特別引出権の配分及び特別引出権の管理から生じた基金のすべての債務は、消滅する。

8 この附表の規定に基づいて自国通貨が他の参加国に分配された参加国は、その通貨を貨物の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができることを保証する。この義務を負う参加国は、基金がこの附表の規定に基づいて分配を行なつた時の自国通貨の価値とその処分にあたつて当該他の参加国が得た価値との差から生ずる損失を当該他の参加国に補償することに同意する。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
(第一二二〇号)(第一二二四号)(第一二二五号)(第一二二三号)(第一二二五八号)(第一二二五五号)(第一二二九〇号)

第一二二〇号 昭和四十四年二月二十八日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 岡山市内山下岡山県庁内世界連邦
都市岡山県協議会内 加藤武徳外
四十三名

紹介議員 木村 陸男君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一二二四号 昭和四十四年三月三日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 静岡岡県小笠原町下平川一、八
六〇小笠原町議会議長 宮城和夫外
二十六名

紹介議員 小林 武治君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一二二〇号 昭和四十四年三月五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 大阪市南区河原町一ノ一、五二
一三木政楠外二十名

紹介議員 中山 太郎君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一二二四号 昭和四十四年三月五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町四ノ八
ノ二 田中正明外二十名

紹介議員 山下 春江君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一二二五号 昭和四十四年三月五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 東京都板橋区下赤塚町五三八
竹
下毅男外二十名

紹介議員 若林 正武君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一二三三三号 昭和四十四年三月五日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 大阪市港区八幡屋二ノ一五ノ三
岡本珍樹外二十名

紹介議員 中沢伊登子君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一二二五八号 昭和四十四年三月六日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 大阪府豊中市原田元町二ノ一二
四 二村四郎外二十名

紹介議員 赤間 文三君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

〇 河村一彦外二十名
紹介議員 玉置 猛夫君
この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第一三〇九号 昭和四十四年三月六日受理
世界連邦の建設に関する決議に関する諸願
諸願者 大阪市東住吉区田辺本町八ノ二
山崎宗太郎外二十名

紹介議員 西村 関一君

この諸願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

昭和四十四年三月二十六日印刷

昭和四十四年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局